

1 城研究第三報

# 瀬戸内農村の生産と社会構造

— 岡山県浅口郡船穂町の場合 —

岡山大学教育学部社会科研究室

社会 3.29



A21111265052A

岡山大学附属図書館





分換

ソ-030

1921年

まえがき

1. 調査地域の産業的特色

巻頭の航空写真でもわかるように、船穂町は農産集落の集まりである。山陽本線がほぼ東西に町を貫くが駅はなく、西阿知駅の玉島駅からバスによるほかない。中央部船穂小学校の南の丁字路がその停留所であるが、この附近がわずかに商店群冬の景観を呈するほか、およそ市街地というような部分は



第1表 船穂町の人口と世帯数

年次	男	女	計	世帯数	年次	男	女	計	世帯数		
1875	29	2,992	2,449	5,441	922	1931	6	3,197	3,100	6,297	1,050
1909	42			5,434	1,128	1933	8	3,122	3,125	6,247	1,080
1914	3			5,743	1,112	1936	11	4,049	3,873	7,922	1,125
1920	9	3,093	3,056	6,149	1,078	1947	22	3,421	3,629	7,050	1,366
1921	10	2,794	2,804	5,598	1,084	1948	23	3,463	3,663	7,126	1,377
1922	11	3,050	3,034	6,084	1,076	1950	25	3,465	3,642	7,107	1,373
1923	12	3,068	3,045	6,113	1,069	1951	26	3,476	3,655	7,131	1,390
1924	13	3,084	3,036	6,120	1,053	1952	27	3,468	3,649	7,117	
1925	14	3,037	2,990	6,027	1,053	1953	28	3,477	3,657	7,134	1,384
1926	15	3,180	3,071	6,251	1,065	1954	29	3,459	3,674	7,133	1,402
1927	2	3,140	2,952	6,092	1,048	1955	30	3,492	3,595	7,087	1,359
1928	3	3,136	2,960	6,096	1,042	1956	31	3,476	3,655	7,131	1,378
1929	4	3,115	2,950	6,065	1,046	1957	32	3,429	3,609	7,038	1,377
1930	5	3,181	3,055	6,236	1,048	1958	33	3,463	3,692	7,155	1,398

(註) 船穂町の区域には明治22年の町村制施行以来変化はない

ない。事実この土地は、古くから農業を主業とし従ってその人口も明治以降ほぼ一定数を保ちつつ、今日に至っていることは、第1表に示すとおりである。

ところが、ここは決して米麦の耕作のみを業とする単純な農業地域ではない。航空写真にみえる北部丘陵地の兩半

分の斜面には樹木が見えないが、これは果樹園と畑なのである。その果樹園の中心地は北谷であり、栽培樹はほとんどブドウで、写真に見える白く細長いものはその温室である。

産額は第2表に示した。

第2表 果 樹 (昭32)

品名	数 量	金 額
葡 萄	160,000	15,200,000
甘 柿	8,500	977,500
日 本 梨	4,800	142,000
柑 橘	1,750	253,750
梅	2,400	360,000
計		17,439,250

船穂町役場提供

畑には種々の蔬菜がつくられ、大根やゴボウを主とするが、船井原の貯水池その他の他にはレンコンが植えられ、その産金額は第3表をみればわかるように全蔬菜の三分の一を上まわる。

第3表 蔬 菜 (昭32)

品名	数 量	金 額
大 根	105,000	3,150,000
人 参	5,400	405,000
ほりれん草	7,000	655,000
とまと	4,400	308,000
そらまめ	9,800	441,000
蓮 根	34,000	4,590,000
筍	12,250	796,250
らっきょう	7,500	525,000
ごぼう	10,500	997,500
さといも	4,200	252,000
その他		1,599,250
計		13,519,000

船穂町役場提供

中央部から鉄道南部の低地は、米麦を主とする水田地帯であるが、イ草の産額の大きいことは第4表と第5表からわかるであろう。

このようにして、米・麦以外の農産物を販売する農家の多いことが知られるが、その数字は第6表に掲げ

た。即ち米麦以外の農産物の販売総額5万円以上の農家が全農産物販売総額5万円以上の農家の約77%を占め、又総農家数の43%を占めているわけである。

ところで、全農家を経営耕地面積の広狭によって分けてみると第7表のようになる。1戸当り平均の耕地面積は約5反3畝でこれは県平均をはるかに下まわり、しかも5反未満の農家が全体の半数以上(55%弱)ある。

これらの零細農家はどのようにして生計を営むのであろうか。第8表は農家の兼業の状態を示すのであるが、これで見ると、全農家中自家営

第4表 主 食 (昭32)

品名	数 量	金 額
米	5,271	54,407,262
麦	367	2,055,200
大豆	644	3,561,320
小豆	50	500,000
甘藷	62,650	1,879,500
馬鈴薯	14,700	588,000
計		62,991,282

船穂町役場提供

第5表 イ草等の換金作物 (昭.32)

品名	数量	金額
イ草	146,900 <small>担</small>	22,035,000 <small>円</small>
タバコ	25,200	7,005,600
除虫菊	900	585,000
ハッカ	60	90,000
計		29,715,600

船穂町役場提供

業を併せ営むものが4分の1弱、賃金給料を得て勤労に従事するものが37%弱、即ち全農家の60%以上が何らかの兼業に従事している。これらのうち、家内手工業、賃労働及び事務職がほぼ同数に近いことに注

意を要する。昭和30年の国勢調査の結果によると、農業以外では製造業が多く全

第6表 農産物販売農家数(船穂町)

総農家数	販売総額5万円以上の農家数	米麦以外の農産物販売5万円以上の農家数
911	509	384

昭30 臨時農業基本調査

世帯の約2/3を占めている(第9表)が、これらの製造業のうちわけは、第10表に示すように、足袋及び花笠などの中小企業を主とする。写真の部落のあちこちに工場らしい建物がみえるがこれらの多くは足袋工場で、中

第7表 経営耕地面積広狭別農家数(船穂町)

5反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1.5町未満	1.5町以上	計	1戸別平均	全県1戸平均
265	236	325	81	14	911	反5.3	反6.3

昭30 臨時農業基本調査

新田の西端のは晒工場である。又、個人経営の花笠の家内工場が200近くあるが、その生産額の僅少なことから、これらがいかに零細なものであるかを知ることができるとができる。

第8表 兼業農家数(船穂町)

目	官	勤	務	計	
家内工業を営む農家数(1)	(1)以外の工業及び商売のほかに商業・サービス業を営む農家数(2)	賃労働者かいる農家数(3)	事務職員・技術職員・家賃のいる農家数(4)	兼業(5)(4)に0印のいた農家数(5)	総農家数
140	85	170	165	332	911

昭30. 臨時農業基本調査

又、先にみた農家の賃労働勤務者(第8表)の中には、これらの中小工場の低賃金労働者が多く含まれるが、町外の大工場に通勤するものも相当数にのぼる。更に朝夕の出勤退出時には、これらブルー・カラー(青服)の労働者に加えて、ホワイト・カラー(白襟)の公務

第9表 産業別世帯数及び人口(船穂町)

産業	世帯数	人口	産業	世帯数	人口
農業	678	3,747	サービス業	32	167
建設業	61	361	金融及保険業	3	15
製造業	288	1,428	非労働力寄	90	371
卸売小売業	102	442	宿舎	2	7
公務	66	360	計	1359	7087
運輸通信及その他	37	189			

昭30.10.1 国勢調査

第10表 業種別工場・事業場

(四. 32)

工場種別	工場数		従業員数			生産数量	生産金額	
	経営別	計	男	女	計	(単位十)	(単位千円)	
足袋工場	会社	5	9	53	128	209	1,869 <sup>足</sup>	135,853
	個人	4		7	19			
靴下工場	会社	1	2	4	11	15	20 <sup>打</sup>	16,871
	個人	1						
メリマス工場	会社	1	1	6	12	18	—	32,500
晒工場	会社	1	1	35	35	70	—	97,840
花菱大工場	会社	4	5	63	37	100	35,330 <sup>枚</sup>	296,452
	個人	1						
花菱小工場	個人	186	186	170	217	389	69	69,099
缶詰工場	個人	3	3	7	2	9	390	3,900
食品製造工場	個人	7	7	10	4	14	—	5,214

船穂町役場提供

員や事務員が自転車やバスで町外の職場や西阿知駅・玉島駅と自宅との間をゆきかえりする姿がこの町に一つの景観をそとめている。

又後にみるように(第5章第3節)、農地改革によって地主の勢力は支配の前面からその姿を消したはずなのであるが、部落のあちこちには旧地主のそれらしい水倉をもった家屋敷が点在している。彼等の力は果して全面的に消滅してしまったのだろうか。彼らの部落内での地位はその後どうなっているのだろうか。彼らにかわる新しい支配勢力がその後成立しているものであろうか。それはどのような層からなるものであろうか。われわれの関心は次第にこのような問題に向かざるをえないのである。

さて、以上を通過したところでは、船穂町の産業的性格をおよそ次のように規定することができるであろう。それは 1) 農村的な基盤の上に、2) 農産物の商品化がすすみ、3) 中小企業による農村工業が成立し、4) 近辺の都市への通勤者が出てくること。そしてこれを一言でいえば、要するに商業化した近郊農村的性格というものである。

## 2. 調査上の視点

この近郊農村的な性格をもつ地域について、各世帯を農業生産への依存度によって分類すれば、専業農家、兼業農家及び非農家の三つに分けることができる。更にその各々を主な収入源となる生産の性格からみると次のような諸類型を設定

することゝ可能であろう。即ち、1) 専業農家としての米麦型、イ草型、果樹型及び蔬菜型、2) 兼業農家としての兼管企業型、通勤農家型及び賃労農家型、3) 非農家としての中小企業型、通勤型及び店舗経営型である。更にこれらの諸類型がそれぞれ最も典型的にとらえられる場所として、われわれは四つの部族を選んだ。それは米麦型、イ草型及び通勤農家型の集まる中新田、果樹型の北谷(上)、蔬菜型の柳井原、兼管企業型及び賃労農家型の又串であり、更に非農家については中小企業型に属する花筵業を又串、又、足袋工業をこれに属する教工場においてとらえた。

さらに、これらの産業的基盤の上に成立つ権力構造を考察するために、個人を単位として四つの階層を指定した。それは、1) 地主階層、2) 旧中間階層、3) 新中間階層及び4) 労働者・貧農層であつて、第1に属するものは主として農地改革以前に土地を所有していたもの、第二は商品作物をもつ自管農ないし専管及び兼管の中小企業者、第三は専門、管理、事務の職をもつ通勤者即ちホワイトカラーないし店舗経営者、第四は賃金労働者や零細家内工業を管むいわゆるブルーカラーないし零細農をそれぞれ主たる帰属者とする層である。これらの層は、地域の権力構造の中にどのように組みこまれ、各々どのような位置を占めているのであろうか。その位置は歴史的にいかなる変せんをたどり、又現在いかなる推移過程の中にあるのであろうか。これらの階層の位置づけは何に基くのであろうか。このような視点からわれわれは実態の分析を進めることとした。

### 3. 地域権力構造と各層の態度

日本の農村全般についてみれば、明治から大正にかけては寄生地主の支配力が強く、村政は主としてその手にゆだねられていたのであるが、大正末期に至り、農業生産力がしだいに増大してくるとともに、自ら耕作する小地主や大経営の自作の力が強くなってきて、村における寄生地主層の支配的地位がゆるぎはじめたのである。この間には小自作や小作層による農民運動が各地におこり、これが旧地主勢力を後退させることに果した役割をも見おとしてはならない。昭和にはいってからは、この傾向はますます顕著になってきて、独立自管の専業農家が新しい支配層として、大きく浮び上ろうとするいきおいが各所にみえてきた。そしてこのことは戦後の農地改革によつて決定的なものとなったのである。

このような一般的傾向は輪徳町の支配勢力のありかたにも明瞭にあらわれている。地主勢力が数次の小作争議を経てしだいに後退し、これに代つて自作農が進出してくる経過は後に(第5章第1, 2節)くわしくみるが、これは村政の担当

者の上にも顕著にみられる。村長ないし町長の地位は初代以来第12代（昭和12年就任）の小山頼一郎まですべて地主層が占めている。ところが、この間にも、大正末期から昭和にかけて小作攻勢がはげしくなったことと対応して、中原政春という申立人物がたち、又明らかに地主層には属するが、農業組合を足場にして貧農や小作層の支持を得た中桐喜八が出てくる。そして小山の後、第13代・第14代はいずれも足袋工業経営者、第15代は醸造業者というように出身層が自営企業家即ち旧中間階級に移り、第16代に至って専門職の新中間階級が進出している。もっとも第13代から第16代に至る人々も、もともとは土地の中小地主の家から出たものである。このことが町内の多くのス々に、これらの入を首長として納得させる有力な条件になっていたことをも見のがしてはならない。

さらにこの事情を町議会の勢力についてみてみよう。第11表によれば、戦前の昭和17年以來、農地改革を経て

現在に至るまでの議員の選出層の交せんをみる事ができる。即ち、地主層は明らかに農地改革によって総退却を求しており、反対に自作専農と自営花匠業者とが進出しているが、さらにここで一つの注目すべき事実は昭和30年に至って、自作専農に代って果樹をもつ自作農が急に頭角をあらわしたことである。自

第11表 選挙年次別町会議員の出身層

出身層		昭17	22	26	30
旧中間階級 新中間階級	地主層	5	1	0	0
	自作専農	6	5	11	2
	自営花匠	0	0	1	5
	自営工業	1	4	4	3
	自営建築	4	2	2	2
	食品製造	0	1	0	0
	食動商	1	1	0	1
	家内小工業	0	0	1	0
	小作	0	0	2	1
	不明	0	2	0	0
計(定員)		18	22	22	16

営工業は足袋を中核とするが、これは大体変わらぬ勢力を持ちつづけている。勤務者や商業ないし家内小工業の層はかゝるわず、小作層がわずかに一人を引きつづき保っているに過ぎない。このようにして、最近の議員の出身層からみると、地主層の全面的な後退と共に旧中間階級の進出がのびのびと、その中で特に果樹中心の自作農と花匠業者が大きな力をもってきたといえるであろう。新中間階級と労働者・農民層はきわめて微力であり、前者は消滅にひんしているといえ見られる。なお歴代議員中、婦人は1人もない。

次に又、昭和30年における議員定数の激減にも注意しなければならない。議会経費の節減や運営の能率化、ないしは議員の質的向上などを理由として議員数を削減することは、近年各地方に見られる一般的傾向であるが、その背後に民主主

義に逆行する議員ボス化の事実のひそんでいることが注目されている。船徳町の場合の削減には相当の理由が掲げられたのであろうが、その結果が自作専農の大幅な減少にひびいていることは明らかで、このことは、一方には議員の出ない部落がふえ、他方町民の多くの部分を占める中小農民の意見を代表する議員が減って、議会と町民とがますます遊離し、議会独走の傾向を助長するおそれがないわけではない。ちなみに定数が22名であったときでさえ「当局の独走はやめよ」との切実な意見を数名の人々から新聞に投稿されている事実（昭29.8.29.山陽新聞）をここに指摘しておく。

この町会をとりまく種々の外廓団体についてみると、その代々の役員の大多数は旧町議と現町議によって占められ、その他は町議の有力な候補者やこれらの支配層と何らかの縁類関係のあるものが多い。この事実、これらの諸団体が議会の運営に対して大きな発言力の基盤となっていることを物語っており、この意味で多分に「圧力団体」としての性格を具備するものであるといえよう。そしてこれらの役員の出身層が、しだいに地主から自作専農に、そして更に自営企業家へと移っていることは議会勢力の場合と同様である。そして現在最も有力であるのはやはり旧中間階級であって、新中間階級の進出はほとんどみられず、この階級に属するものは、町政の上ではむしろ異質的な存在となっている。

それでは一つ一つの部落の内部ではどうだろう。これらの旧中間階級の支配力はどこまでも深く浸透しているであろうか。町内全体で階層の順位をつけるときは、財産、収入の多寡や学歴の高さが重んじられ、家柄を云々するものは少なめているが（質問紙Ⅹ.2.1）、身近な部落の内ではそのように割りきれないものがあるようだ。古い家柄の人々や旧地主は今日でも近隣の人々の日常生活に相当の影響力をもっている。これは、觀念上の「イエ」の存続が人々の重大な関心事であり、又古くからの共同体としての規制力が部落秩序を通じて今日も生きているからである。例えば、最初に生れた子供を「かかり子」としてその誕生祝を盛大にする風習があること、在事を長男につがせる意思をもつものが多く、（質問紙Ⅹ.3）、又相談相手として最も重要なものは、身上のことで経済上に関してでも圧倒的に親せきが多い（質問紙Ⅵ.2）ことなどは「イエ」の重要性を物語っている。又、町の会合には出なくても、部落の寄合には出るものが多く（質問紙Ⅶ.1）、神社その他の寄附には定例的であろうと臨時的なものであると、ほとんどすべての人々が応じており（質問紙Ⅷ）、現在の部落をほとんど全員が永住地と考えていること（質問紙Ⅹ）などからは、共同体規制の片鱗が

察しられる。直接市政にたずさわる者も、このような部落の現制力を無視することは許されず、議員の定数を削減しなければ、他部落の票はとれないという事態も生じてくるのである。旧中間階級はかかる「より古い秩序」によりかかっているため、その支配力を全うすることができる。彼等の間に義理や世間が重んじられることも、共同体規制の当然の帰結であろう。

ところがこのように「イエ」や共同体の枠の中に埋もれてしまうありかたは身辺の実利を重んじる態度とも両立する。後に分析するように、人々の市政に対する態度と国政に対する態度とは全く矛盾する（第5章第5節）のであるが、これは、身辺なことには実利にとらわれて嫉感に反応するが、ことが一国の政治となると、全く無関心にあきらめてしまうことからおこるものとみることができよう。町内ホスの政治的意向や「無理おし」を憂うことはできても、独占資本のためによる政治的かけひきにはいっさい関心がないのである。その結果、革新的な意見を述べる人が、堂々と保守政党を支持するという事実もおこるのである。

このような意識のズレは、町村合併という問題に出くわすとき、最も端的にあらわれてくる。町内における合併の主導者も追随者も、東派も、西派も、合併先の優劣の論証に懸命で、合併そのものの可否を問題にすることが少ない。たとえこれを問題にのぼせてもそれは「分裂をさける」とか「町内の平和を保つ」とかの共同体的観点のみから論じられ、そもそも合併がなぜ勧告されるのか、その結果何がおこるのかというような体制の問題に関しては何の関心をも示さないのである。しかしながら、部落のあり方は市政によって決定される面が多いように、市政は県政に、県政は国政によっておのおの枠づけられていることを人々が知らないわけではないのである。事実、町内の支配層のうち有力なもので、中央の政治家と何らかのつながりを持たないものはない。目前の実利のみにとらわれた「闘争」や「論戦」は、しょせん蝸牛角上の争いに過ぎないことを認識しなければならない。

それでは人々の眼が「外」に向けられることは果して可能なだろうか。可能だとすればそれはどのような層がこれを担うことになるのであろうか。

先ず世代の問題に着目してみよう。町内で若い年齢層はどのような地位におかれているのであろうか。現在おしなべて町内の生産活動の主導権が中年層ににぎられていることは否めない。生産の中核が花菱業や栗樹栽培にあって、これを担う旧中間層的な性格をもつものの間に革新的気風がなく、経営の安全第一を旨とする限りこの間に青年の積極的に入りこむ余地は乏しいといわなければならない。

概して青年が無気力のせしりをまぬかれず、その活動の活発でないことは、この  
へんに理由があるのではなからうか。青年団の活動状況に対する一般の見方も不  
活発であることを指摘している（質問紙ⅩⅠ. Ⅰ. ⅰ）。しかし青年は、自己の置  
かれている生産上の地位が現在不満足なものであるとしてもそのゆえをもって自  
らを奮起、小金をためたり安易な享樂主義に走ったりするワイ小さな無気力さにと  
らわれてしまつてよいという理由はないであろう。先に述べたような部落内部の  
イエの非合理性や、近隣生活の困難に対しても、彼らは十分な批判力を持合せて  
いるのである。このよゝな非合理的な集団の中に埋没された個人の理性を恢復しう  
る原動力は、青年以外にこれを期待することはできないであろう。町の入々が彼  
等の活動に期待している事実をわれわれは現実に見つけることもできたのである  
（質問紙ⅩⅠ. Ⅰ. ⅱ）。

次に新中間階級（ホワイトカラー）についてであるが、彼らは後章でみるよう  
に、町政のあり方に対しては建設的な意見を持ち合せており、又合併の可否につ  
いても明瞭な態度を表明している（第5章第5節、5）。それにもかかわらず、  
現実の活動には甚だ消極的でむしろ傍觀的でさえある。これには部落内でのイエ  
の枠や共同体のカラを破ることは、そのの住民である彼等には不可能であること  
を、彼ら自身が誰よりもよく知っていることに第一の理由があり、又、彼等の視  
野が広く外に広がっているため、町内の狭い地域にみられる近視的な政争が愚劣  
に思われ、そしてこれに接近しようとしなれないことにもよると思われる。しかしな  
がら彼らのこの広い視野と、これに基づくきびしい批判的精神こそは地域社会に  
とつても貴重なものではなからうか。彼等は現在互に全く孤立していて、その間  
に何の組織をも持たないので、地域にとってほとんど無力なのであるが、もしこ  
の点に何らかの前進がみられるときは、その力は強大なものとなるのではなから  
うか。それが例えば通勤者同盟というような形で実現されている例を、われわれ  
は他にもみることができるのである。

更に労働者と小農民層の存在をも見落してはならない。前記ホワイトカラーの  
多くが外に出てゆくものであるのに対して、小農民はいうに及ばず労働者の中  
には町内の仕事場に働く多くのものがあり、又外部に通勤する労働者も、その多く  
が兼業農家の出であつて、家族は町内にとどまつてきわめて密着ながら日々農業  
をいとなむものなのである。従つて彼らのほとんどすべてが町政のあり方如何に  
は極めて密接な利害關係に立ち、その動向に対して直接重大な関心をもたされて  
いるのである。しかるに労働者と農民は、その間にほとんど意思の疎通がなく、

お互を身近なものとして感じる機会にさわるべきだし、ところが、本来この両者は共通の利害に立たされるものであって、その間をとりもつ何ものかがあれば、その意思は直ちにつながるはずのものである。ここで主導的な立場に立つことが期待されるものは外部の大企業に属する組織労働者であろう。彼らの組合活動における知識や体験は、ややもすれば視野の狭くなりがちな地域内の労働者や小農民の眼を広く外に向けて開かせ、ひいては彼らの内に対する健全な批判力を養成する上にも大きな力をもつものではなからうか。

権力構造の素描を試みるつもりがさわるべきではくなく、いつきの論議に終ってしまったが、この度の調査における教官側の責任者の一人として、その設計から終結まで学生諸君を督促する立場にあった関係上、この報告書の作成にあたって、ここに補足的な叙述をあえてしたまでである。したがって報告内容の本筋はあくまでも以下の各章にあることを明記しておきたい。地もとの方々の厚意にみられた御協力に対して十分にこたえ得るものとは到底思えないが、調査参加者一同の熱意のほどを汲みとられ、さたんのない批判や教示が与えられれば甚だ幸いである。

〔項目と執筆者〕

まえがき	.....	古屋野 正 伍
第1章 第1節	.....	川 崎 博 通
第2節	.....	橋 本 寛
第2章	.....	前 田 正 昭
第3章 第1節	.....	平野哲兵(宇野 頼)
第2節	.....	西善一郎(三宅英彦)
第3節	.....	片 桐 金 弥
第4節	.....	道 満 達 士
第5節	.....	水 田 修 一
第4章 第1, 2, 3節	.....	桜 井 正
第4, 5節	.....	曾 根 猛
第5章 第1, 2, 3節(1, 2)	.....	大 森 豊 彦
第3節(3), 第4, 5節	.....	荒 川 凱 之
あとがき	.....	谷 口 澄 夫

# 調査活動の概況

## 1. 予備的な活動

5月2日 谷口教官現地事情打診のために船穂町を訪問し、吉田町長等町当局者と面談した。

3日 谷口、石田、古屋野の三教官が調査地について打合せをした。(教育学部社会科研究室にて)

13日 調査計画が社会科教官会議で承認された。

23日 谷口、石田、古屋野の三教官が調査下準備のために現地を訪問し地域の実情を聴取した。その際主として次の人々と面接した。

吉田京一(町長) 白神栄松(助役) 兼信 清(教育長)  
才野忠雄(船穂中学校長) 中務 茂(船穂小学校長)の各氏

6月22日 谷口、古屋野の二教官と川崎、橋本、平野、西の学生4名が予備調査のために役場を訪問した。町長と共に調査地域を巡廻し最後に資料の作成を町当局に依頼して帰った。

7月21日 かねて依頼しておいた調査資料が役場から届いた。

8月23日 質問紙作成準備会を結成し直ちに質問紙の作成にとりかかり翌日これを完成した。準備会は古屋野教官の指導により次の学生がこれに参加した。藤木、鴨井、大森、水田、荒川 以上5名

## 2. 現地調査活動の経過

8月27日朝各自自転車又は汽車によって現地向い、10時半までに全員役場に集結した。次の日程によって連日直夜暑熱と戦いながら涙ぐましいような活動をつづけた。次にこの期間中の調査班の具体的な活動の一端を記しておこう。

ある班の夜間作業を例にとれば連日午前3時近くまで作業を行い、朝5時に起床してアンケートの回収に努めた。そしてどの班においても睡眠時間は4〜5時間を下まわるといふ強行軍であった。

全体調査の質問紙を持って各家庭を訪問した際、学生の中には税務署員に間違えられたものもあり、陣頭指揮に当たった教官までが押し売りにまちがえられたりする一幕もあって調査はなかなか難行した。

青年団や婦人会とも終始なごやかに話し合い地域の人々にとっては雲上人のような感のあった大学の教授も話し合うにつれて意外に身近な親しみを地域の

入々に与えたようである。この調査に数名の先輩や前年度調査の経験者の加わったことは調査の運営にプラスし、又その活動全体に生彩を加えた。町当局からは終始至甚の協力を得、又手厚いもてなしをも受け、調査終了後の再訪問者にも協力をおしめられなかった。

	午 前	午 後	夜
8月27日(水)	現地集結(10:30) 町当局へ挨拶、その後 調査準備及び現地巡回	班別調査開始	調 査 整 理
8月28日(木)	工場見学 1. 中桐晒工場 2. 幸福たび 3. 岩崎花菱工場	班 別 調 査	全体討議 — 中間報告 — 調査団主催による映画会 開催 — 中桐晒公園にて —
8月29日(金)	班 別 調 査	全 体 調 査 (質問紙)	全 体 討 議
8月30日(土)	全 体 調 査	全 体 討 議 班 別 調 査 帰人会との懇談会	全 体 調 査 青年団との懇談会
8月31日(日)	班 別 調 査	町当局の招待による午餐 会ならびに懇談会  離 町	

### 3. 現地調査結果の整理と報告書の作成

9月休暇明けとともに毎週/回全員集合し、集めた資料の整理にあたり、何回かの中間報告を経て報告書の原稿を作成し、34年2月末までにこれを完成した。

### 4. 現地調査班の編成

- 1) 指導教官
- |               |
|---------------|
| 谷 口 澄 夫 (歴史学) |
| 石 田 寛 (地理学)   |
| 古屋野 正 伍 (社会学) |

### 2) この調査に経験者として特に参加した卒業生及び在学生

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 柴田 一 (天城高校教諭) | 水田健一 (関西高校教諭)  |
| 小竹勝美 (附属中学教諭) | 橋本文郎 (玉島東中学教諭) |
| 松尾圭子 (玉中教諭)   | 藤木明佳 (教育学部4年)  |

岡垣輝昭(教育學部4年) 隅井和子( 全 4年)

なお現地訪問小学校教諭竹内一氏はその豊富な体験と学識とをもち、特に調査活動に直接参加された。

3) 学生調査班の構成

班名	班員	各班の調査目標	使用した主な資料
A	橋本 寛 川崎博通	歴史的変遷の解明 — 主要部落の開村事情と支配層のあり方—	吉田家文書、小野家文書、 浅野家文書、浅口郡誌 船穂町誌資料
B	前田正昭 井上節夫	生産の基礎としての自然的条件	岡山測候所資料 船穂中学校、役場資料、 県庁資料
C	平野哲兵 宇野 類	貯水池の造成と蔬菜の植付	吉備郡誌、岡山県風水害史、土地台帳、 高梁川東西用水組合編「組合沿革史」続編 高梁川改修工事概要
D	西 善一郎 三宅英彦	在宅生産の経緯とその形態	昭和32年事業所統計調査表 役場資料、町商工課資料 県庁資料
E	片桐金弥	米麦からブドウの栽培への転換	役場資料、県庁資料
F	道酒達士	足袋工場の設立とその後の事情	竹内教諭収集の資料 県庁資料、役場資料 各工場の労働者名簿
G	水田修一 桜井 正 首根 孟	1. 農業兼業化と通勤者の排出 2. 各種機能集団の形成と発展	役場資料 昭和32年度所得調査表 昭和25年世界農業センサス 婦人会、青年団のアンケート、質問紙によって得た資料
H	大森豊彦 荒川凱之	1. 小作争議と地主層 2. 地主勢力の後退と新支配層の成り立ち	吉田家文書、調停書町役場資料、 農地等関係実地調査、県庁資料 質問紙によって得た資料

# 目 次

まえがき	
調査活動の概況	
第1章 歴史的環境	
第1節 近世村落の成立とその性格	1
1. 近世以前における船穂郷	1
2. 近世村落の成立	2
3. 近世村落四ヶ村の性格	4
第2節 村落構造の変質過程	15
1. 村方地主の形成	15
2. 村方地主の存在形態	21
3. 地小作関係の概相と特色	22
(補説) 明治以後の行政区画の変遷	29
第2章 自然的環境	
第1節 乾燥した気候	30
第2節 丘陵と平地	33
第3章 生産構造	
第1節 貯水池造成と果菜類の栽培 — 柳井原 —	45
1. 貯水池成立以前の状況	45
2. 貯水池成立以前の農業と生活	46
3. 貯水池造成の理由	47
4. 貯水池の成立による変化	49
5. 貯水池の成立後の農業生産	51
6. 貯水池の廃止とその利用問題	53
第2節 花菱業の推移と形態 — 又串 —	57
1. 花菱業の推移	57
2. 船穂町花菱業界の現状	66
第3節 木麦から葡萄栽培への転換 — 北谷(上) —	73
1. 船穂町の葡萄栽培の概況	73
2. 葡萄栽培の中心地としての北谷(上)の生産状況	75

3. 北谷(上)における温室葡萄栽培の形態	78
第4章 足袋工業の成立と展開	80
1. 足袋工業の成立	80
2. 生産地としての成長	81
3. 経営形態と地域との関係(主に戦前の状態)	84
4. 足袋製造業の現状と将来	87
第5節 兼業の諸形態	89
1. 船穂町における兼業化の傾向	89
2. 又串部落の兼業化と花菱	90
3. 北谷訶落の兼業化と葡萄栽培	93
4. 中新田訶落の兼業化と通勤者	97
5. 兼業の諸類型	99
第4章 社会組織としての各種機能集団	
第1節 農業団体の一般的性格	102
第2節 船穂町における農業団体成立の経緯	103
第3節 農協の下部組織としての各種組合	104
1. イ製品販売協同組合	105
2. イ草生産者組合	106
3. 園芸組合	106
(附) 商工会	107
第4節 青年団	107
第5節 婦人会	114
第5章 土地所有形態と支配機構	
第1節 明治時代の地主制—小作との関係	117
第2節 寄生地主制の危機—小作争議と地主との対応	119
1. 小作組合の成立と小作争議	119
2. 日農船穂労働組合と船穂地主会の創立	121
3. 協調組合の成立と小作争議	121
4. 争議の妥結とその限界	122
5. 小作争議と村政の動き	123
第3節 農地改革—寄生地主制の解体	125
1. 農地改革による土地所有関係の変化	126

2. 農地委員会の構成からみた農地改革の性格	128
3. 農地改革の意義と限界	131
第4節 権力支配のメカニズム	132
1. 新支配層としての中間階級の成立	132
2. 村を支配するもの	132
3. 部落に残る古い権権	133
4. 合併をめぐる問題	133
第5節 支配層を支えるもの — 新聞紙の分析 —	135
1. 国の政治と村の政治	135
2. 地域の特徴	136
3. 合併を望むもの	137
4. 無視してよい移動のファクター	138
5. ホワイトカラーの特徴	138
6. 階級意識	138
7. 町政への希望と批判	139
[附] I 町内主要事項年表	141
II 調査票原票	142
III 調査票の集計	145
あとがき	153

# 第1章 歴史的環境

ここにおいて私達は船穂町における歴史的環境を明らかにしようとするものであるが、歴史を実証的に研究しようとする限り、ある程度資料が豊富にあること、その資料の分析能力、調査経験を有することが必要であることはいうまでもない。

私達は当地調査期間中、あるいはその後、資料の蒐集に全力をつくした。しかし、種々のやむを得ない事情もあって、十分にその成果をあげることができなかった。又、私達がまだ未経験であり、分析能力の乏しいこともあって、船穂町の過去における姿を、十分に浮彫させることができなかったかもしれない。又、あるいは、誤りをおかしているかもしれない。しかし私達は、本調査の目標とする生産構造を基礎とする支配層の変遷という問題意識の上に立って、できうるかぎり、この船穂町の過去の姿を究明したいと思う。

第1節では、主として古代より近世にいたる過程を概観すると共に、近世における当地の旧々々村の姿を網羅的に眺めることとした。

又、第2節においては、その村落が江戸時代270年間にいかなる変貌をとげたかを主として、支配者層の動きを中心としてみていきたいと思う。

なお、この調査にあたって、多大の御迷惑を蒙りみず、非常に好意的に御協力下さり、又、貴重なる資料を快く御提供下さった吉田家、小野家、浅野家の皆様をはじめ、船穂神社、高德寺、又、中桐水戸氏、町の人々に対し深く感謝の意を表す。

又、この論文作成にあたっては、花田一重氏の御研究による『船穂町誌資料』を使わせていただいたことをおことわりするとともに、氏に対し敬意を表す。

## 第1節 近世村落の成立とその性格

### 1. 近世以前における船穂郷

船穂地方における文化発展の歴史は古くまでさかのぼることができる。

今から数千年前、縄文式時代とよばれる長い採集漁撈の時代を経ており、里木貝塚、涼松貝塚などの出土品などから、同地方は古代縄文式文化の前後期を通じて、一中心であることが立証され、早期の海岸線は現在のその2km沖合をつなぐ線にあり、後期には海水が内陸に侵入したため、文化も現在の山陽線北側の山麓地帯に移ったことが推定される<sup>(1)</sup>。その後海水が後退して沖積の時代に入るが、

現在の浅口郡は、なお海中に点在する島であった(2)。日本書紀にいう吉備州大八州の時代である。今しばらくこの変遷を見ていこう。

2000年程前、吉備の大海(西大寺市—玉島市一帯の海)は、岡山附近では内海、玉島附近では阿知海と呼ばれていた。高梁川は10世紀頃までは内海の方に流れており、その二つの名前の海は約800年前、同川の旺盛な沖積作用により分かれはじめていた。そして1600年頃には藤戸海峡も地続きとなり、のち江戸時代には流れの方向を酒津—速島東側—海から、現在の流路の方へと変えて、引続き阿知海を堆積していった(3)。

さて5世紀の初め頃、浅口郡誌によれば、応神天皇が同22年(391)、稲速別に下道国川馬県(後の浅口郡)を介封しており、浅口郡の前身を知ることが出来る。大化改新(645)によって国司、郡司制が設けられたが、郡誌によれば元正天皇の豊嶋元年(175)に50戸を以て構成されていた里を郷と改め、嵯峨天皇2年の癸に「備中国浅口郡」とはじめてその名が出てくる。更に和名抄によれば醍醐天皇の承平年間(935)に、浅口郡八郷のうち船穂郷(布奈保)とあり、ここにおいてはじめて船穂の名が出てくるのである。又町誌資料(備中国海浜沿岸区)によれば、その信頼度は薄いのであるが、舟尾郷はなお海中に存する島であった。

鎌倉時代以前、備中地方は平氏(船尾兼康)により治められており、兼康は「民治に心を用い、堰を湛井に設けて高梁川を導き灌漑を便にした(4)」ことは、この頃になると沖積も進んで水田耕作も一般に行なわれており、これがこの時代の主たる生産様式となっていたとみて差支えないであろう。

郡誌によれば鎌倉時代には梶原景時が備前備中の守護をつとめ、南北朝時代には、初めは国衙領で、のち正平5年(1350)に高師秀が備中守護に、同16年に山名時氏が南朝へ傾むくと、備中土着の秋鹿重明が松山城に拠って備中守護となり室町時代には応永14年(1407)足利義満は細川満之を備中守護に任じている。このように南北朝から室町時代を通じて、例えば細川氏などのごとき守護大名が次第に荘園を自己の領地に収め、地頭などを家臣として支配していったが、当地方においても、暦応4年(1339)には、なお舟尾郷としてみえている(5)。

## (2) 近世村落的成立

このように領主層の交替が頻繁に起っているが、応仁の乱以後、備中地方においては細川、穂井田、大内の三氏がそれぞれ割拠して相争ったのであったが、その間船穂地方においては、応永14年(1407)、細川満之以後、細川氏の所領とな

ってしまったのであった。かくて細川通重の代、永祿元年(1558)、毛利元親に降伏してからその支配下に置かれた。そして天正3年(1575)に備中はすべて毛利氏の領地となる。毛利氏はもと安芸郡山の領か3,000貫の城主であった。又柳井原の梁場山城は猿掛城の支城として横溝源吾忠元が、毛利氏の配下においては横溝肥前守がそれぞれ城主であった。同所明知山城は志仁の頃は石川源吾が城主で、毛利氏の配下にあつては同じく猿掛城の支城であった。おそらく彼らは船穂郷の中の在地武家勢力であつたと思われる。

一般に戦国期には守護大名が衰え、その家臣が次々にその領地を奪つて戦国大名となる。又農業生産力の増大によつて、在地武家勢力ともいふべき有力名主は農耕から離れて采、そのために中間の結合百姓は地縁的に強く結びついた惣村を形成し、独立小農民を生み出すことになつた。これに伴ない村自体も荘園制的支配がくずれ、大名領国に包含されていった。そして信長、秀吉により全国が統一されると刀狩により兵農分離を行ない、檢地により新しく形成されてきた村(近世村落)を単位として、一村連帯に年貢、賦役が課され、本百姓(独立小農民)として、正確に把握するようになった。

かくて徳川時代に入るとその近世村落の上にいわゆるピラミッド型の支配体制(幕藩体制)を確立したのであった。

他方、こういう支配者層に対して、檢地帳に記載される本百姓層は、一般に領主へ納める年貢(生産物地代)が強度に搾取される利害關係から、その期には必然的に対立關係を生じたのであつたが、それらの名請百姓の中には地主的性格を濃厚にもつ階層と、家業労働に依存する自營層の階層とが、当初より存していたことは、元祿年間に手作地主經營が考えられること(後節)からしても当然予想されるであらう。当地方において、いつ頃からどんな形で本百姓層が現われたかはわからないが、正保元年(1644)における檢地帳(領主は松山藩水谷氏)に柳井原村高179石ノ斗3升7合、水江村(又串)高55石6斗4升5合、船穂村(鷓尾)高183石ノ斗3升5合として村の形であらわれ(6)、又正保2年(1645)に庄屋久左エ門とある(7)ところから少なくともこの頃には、はらきりと村役人(庄屋、肝煎、百姓惣代)も定められていたと考へてよい。しかし村を知るための具体的資料を欠くために、当時の様子を窺定するわけにはいかない。

なお、松山藩池田氏の寛永末頃から同水谷氏の正保初年にかけて、中新田の北半分、のち万治2年までに南半分が完成された干拓に伴つて、梶谷、北谷、大身尾、鷓尾などの地方の人々が多く移住して来(8)、これと相前後して下船穂村

が形成された。中新田北半分は明暦・万治頃、南半分は寛文5年(1665)にそれぞれ検地されたようであるが、同12年の吉田家兎状によると、高1251石/斗2升ノ合と記されている。村役人については後に述べることにする。

### 3. 近世村落、四ヶ村の性格

前述のごとく成立した近世村落、四ヶ村は江戸時代を通じて、いかに変遷していったであろうか。この村々の性格ないし特徴をとらえるために、各村別に分けて概括的に眺めることにしよう。

先ず現在の船穂町を構成した四ヶ村、柳井原村、水江村、上船穂村、下船穂村を支配した領主の変遷を示すと次のようになる。

このように当地方においては、領主の交替がしばしば行なわれている。

次に石高並びに土地所有状況の変遷を郡誌、免状、御料御覧之節おぼへ、指出帳、宗門人別

第1表 江戸時代の領主の変遷

領主	格	石高	城地	管轄年代	
小堀	譜代 (大和・備中)	14,000	松山	慶長5~元和5年 (1600~1619)	(19年)
池田	家門	65,000	松山	元和5~寛永18年 (1619~1641)	(22年)
水谷	譜代	50,000	松山	寛永19~元禄6年 (1642~1693)	(51年)
幕府	直轄地		—	元禄6~元禄15年 (1693~1702)	(9年)
青山	譜代	50,000	龜山	元禄15~寛延元年 (1702~1748)	(46年)
松平	譜代	50,000	龜山	寛延元~版籍奉還(明2) (1748~1869)	(123年)

( 浅口郡誌 )

御改帳、その他により示すと第2表のごとくなる。

更に天保8年(1837)における各村の田畑の畝数と石高を示すと第3表のようになる。又、同年における柳井原村、水江村の戸口状態をみれば、第4表のごとくである。

これらの表を通じて時代の変遷と共に、各村にあらわれた特色をクロス・アツクするため、村別に分けて考えていこう。

#### (1) 柳井原村

当村において前にみた如く、戦国期に采場山城の城主であった横溝源吾忠元、同肥前守らの武士がいるが、江戸時代の寛文年間(1670年代)以後、横溝家として庄屋をつとめている(9)ところからすれば、江戸時代における庄屋横溝家と前代

第2表 石高及び耕地面積

		正保元年 (1644)	寛文12年 (1672)	延宝8年 (1680)	元禄8年 (1695)	寛延2年 (1749)	天保8年 (1837)	弘化4年 (1847)	明治元年 (1868)
柳井原	石高	179,137			179,137		314,438		333,638
	畝数				337,223		343,100		
水江	石高	55,645			55,645		205,144		213,999
	畝数						263,209		
上船穂	石高	1,813,135			1,815,135	2,802,995	2,502,995		2,538,895
	畝数					1,628,708	1,628,708		
下船穂	石高		125,121	192,619		2,369,729	2,369,729	2,369,729	2,394,494
	畝数						142,305		
資料		郡誌	吉田家文書「寛文12年免状」	吉田家文書「延宝8年免状」	郡誌「元禄8年檢地帳」	吉田家文書「寛延2年指出帳」	郡誌、吉田家文書「御料御免之節おぼへ」	吉田家文書弘化4年「家門人別改帳」	町誌資料

第3表 田畑の割合 (天保8-1837)

村石	耕地面積	石高
柳井原	田畑	247,199
	田畑	67,239
水江	田畑	118,384
	田畑	86,759
上船穂	田畑	1,990,323
	田畑	499,852
下船穂	田畑	1,985,246
	田畑	384,423

吉田家文書「天保9年御料御免之節おぼへ」

第4表 戸数及び人口 (天保8-1837)

	戸数			人口		
	高持	無高	計	男	女	計
柳井原	87	48	135	312	241	553
水江	90	50	140	335	266	601

吉田家文書天保9年「御料御免之節おぼへ」

における横溝とは、おそらく同一の系統であることが推定される。従って前代における武士横溝は戦乱期を通じて近世封建領主の家臣団に上昇しえず、そのまま土着して、有力農民化していったものと思われる。

又、同地方で松山藩の御用運商人とともに、肥料問屋、庄屋をつとめていた内藤家の場合は、時代は降るが約200年前播州八千草村より又甫の中川家に食客として来住し、その後長州へ移ったが再び復村し内藤斐彦氏の9代の祖先が、柳井原村に移住したらしい。

次に石高の変遷をみると、正保元年(1644)の高179石/斗3升7合と51年を経過した元禄8年(1695)のそれとは変わらず、更にその後142年を経た天保8年(1837)には耕作面積が40%増加しているのに対して、石高は実に25%の向上を

している。又同年における反当収量は第2表から約7斗2升となる。これは1反に約1石というこの頃の目標からすれば下回ることになる。このように天保頃に農業生産力の向上が認められるが、それ以後明治に至るまでの31年間には僅かしか増収をみていない。

第2表及び第3表から高持ノ戸当りの平均所有面積を求めると、約4反となり全戸数に対する高持の戸数の割合が64.4%を占めていることと合わせ考えると、無高に加うるに零細農民が多かったことがいえる。次に第3表より田は全耕地面積の53%と半分強である。これを道にいうと畑作にも力点が置かれたこと、即ち肥料開墾、御用運商人を行なっていた内藤家を考慮すれば、この頃何らかの商品作物を作っていたことが推定される。このように当村においては畑作にも相当比重をかけた零細農的色彩の強い村であったことがいえる。このことは現在の船穂町の生産的世帯を特色づけるものが既に当時から存在していたこととみられるのではないだろうか。

## (2) 水江村

当村における村役人としては、坪井家などがあげられるが、その手懸りは得られない。

先ず第2表から、元禄8年(1695)までは石高は変わらず寛延2(1749)年に至る石高の変遷は55石6斗4升5合が80石と43.7%の増加を示し、同年から天保8年(1837)に至る88年間には更にその1倍半強の飛躍的な生産量の発展をみているが、それにもかかわらず天保8年(1837)の反当収量を求めてみると、7斗8升到止まっている。このことはおそらくやせ地が多かったとも思えるし、又第3表から全耕作面積に対する田地の割合が34.5%を示していることにもよろう。いま同年における戸口を第4表からみると、高持が全体の60%を占めており、1戸平均の所有耕作面積は約3反となっている。従って農業の小規模経営を余儀なくされ、あるいは他に何らかの方法により生計の道をたてて行かねばならなかったと思われるが、この点については明らかではない。

## (3) 上船穂村

当村村役人について浅野家文書、系譜によってみていこう(11)。

景直(母大町右京亮親女江守美濃守康衛二男)は永祿年間(1560年代)より武士として、毛利氏、豊臣氏に仕えていたが、関ヶ原役における毛利氏の移封(慶長5年(1600))とともに、鶴尾地方へそのまま土着した。後代々鶴尾地方にその居を構え嘉永元年(1844)には浅野好右衛門が下船穂村肝煎をつとめている(12)。

又新田開発後、直ちに水谷氏が現地へ移した船穂神社（古名は御崎大明神で明治17年（1884）に郷社となり船穂神社と称す）は、それ以前は鶴尾、田ノ内にあった。当神社は古くからの小野神社（同族神）に合併した。以上は船穂神社の小野年彦氏からのさきとりであるが、小野神社の最初の「のぼり」にみられる元和9年（1623）の本領主小野久兵衛（13）と正保2年（1645）の庄屋久左衛門（14）との関係は分らないが、同氏の話によれば、後者は柳屋小野氏であった。従って小野家との前身は小野和泉守にまでさかのぼることができる（15）。これら村役人をつとめた家は、その祖は武士であり、しかも相当有力な武士階級であったことがうかがわれる。

次に時代は少し下るが、庄屋の決定について、宝暦9年（1759）には惣百姓、戸惑らの問の話し合いで決められている（16）が、それは世襲的要素の強いものである。そして隣村の者には役を与えないという排他的面もうかがわれるが、これは当時の農村としてまことにもともなことであろうと思われる。

今文化3年（1806）における小野家の屋敷図を示すと第1図のごとくである。広い屋敷には堀をめぐらせ、中世からの土豪的性格がうかがわれる。

さて、では当村において農業生産はどのようなであったろうか。正保検地から元禄検地に至る51年間殆んど石高は不変であるが、元禄検地高1815石ノ斗3升5合は54年経た寛延2年には2502石9斗9升1合5勺と37%の生産量の向上はみているが、明治2年（1868）に至る31年間には徐々の向上しかみられない。これに対して収量の変遷がわからないので、どの程度に生産力が上がったかわからないが、第2表から寛延2年（1749）の反当収量を求めてみると、1石5斗3升6合

第5表 田畑の石代 (寛延2) (1749)

	田 (2003石 1403)		畑 (499石 85/2)	
	面積	石代	面積	石代
上々	281.014	2石4	—	—
上	523.717	14	191.718	12石斗
中	225.525	17	144.814	1
下	26.512	14	57.422	8
下々	23.904	1	94.911	4
他	2.629	5	56.122	
計	1083.511	—	545.127	—

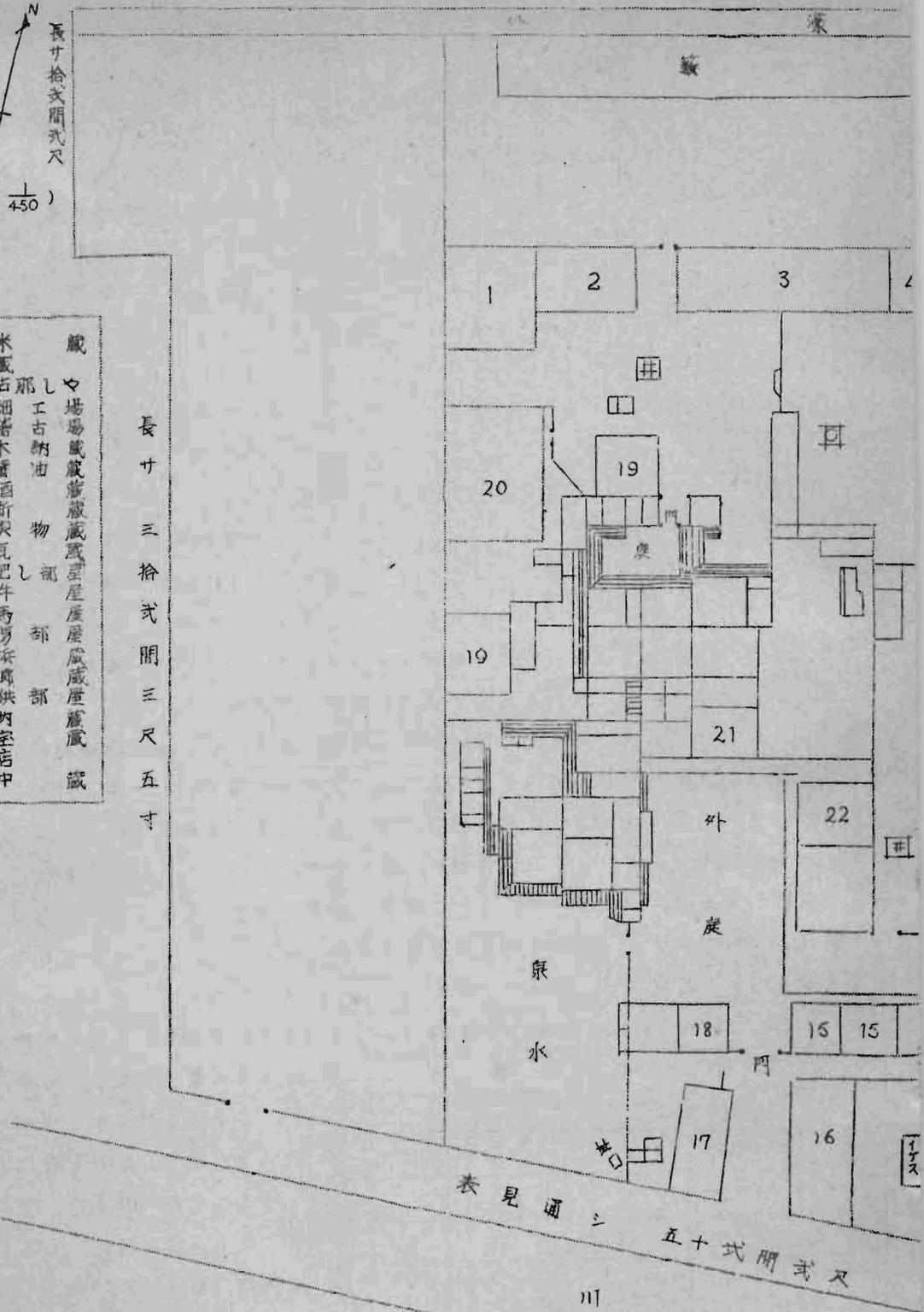
吉田家文庫「寛延2年（1749）指出帳」上船尾村

となりさらにくわしくみるために第5表からそれぞれの反当収量をみると、田地か1石8斗3升6合、畑地が9斗1升で、これを石代でみるとそれぞれ上田、中田に近く、前二村に比して圧倒的に高い。又同表より上々田、上田が全田地に対して約 $\frac{3}{4}$ を占め、同年の全耕地面積に対する田地の割

長寸拾式間式尺  
 (縮尺  $\frac{1}{450}$ )

- |       |   |
|-------|---|
| 1. 米藏 | 蔵 |
| 2. 古藏 | 蔵 |
| 3. 古邪 | 蔵 |
| 4. 細工 | 蔵 |
| 5. 猪木 | 蔵 |
| 6. 糞  | 蔵 |
| 7. 酒  | 蔵 |
| 8. 新  | 蔵 |
| 9. 瓦  | 蔵 |
| 10. 肥 | 蔵 |
| 11. 牛 | 蔵 |
| 12. 馬 | 蔵 |
| 13. 身 | 蔵 |
| 14. 兵 | 蔵 |
| 15. 供 | 蔵 |
| 16. 内 | 蔵 |
| 17. 室 | 蔵 |
| 18. 店 | 蔵 |
| 19. 中 | 蔵 |
| 20. 蔵 | 蔵 |
| 21. 蔵 | 蔵 |
| 22. 蔵 | 蔵 |

長寸 三拾式間 三尺五寸



第1図 文化3丙寅年(1806)柳屋小野氏屋敷図

長サ五十九間五尺九寸

長サ五十八間

外

堀

井

5 6

6

7

8

19

10

14 13

11

12

道

門路

合をみると66.5%である。第6表から戸口構成の変遷をみると、寛延2年(1749)から天保8年(1837)には人口、戸数ともに増加し、天保8年(1837)では全戸数に対して高持は60%を占めている。更に高持1戸当りの平均所有面積は7.7反を示している。

これらのことは当村が田地中心の純農村的性格をもっていることを十分に示している。

#### (4) 下船穂村

前にも触れたごとく、下船穂村は新しく形成された新田開発村である。

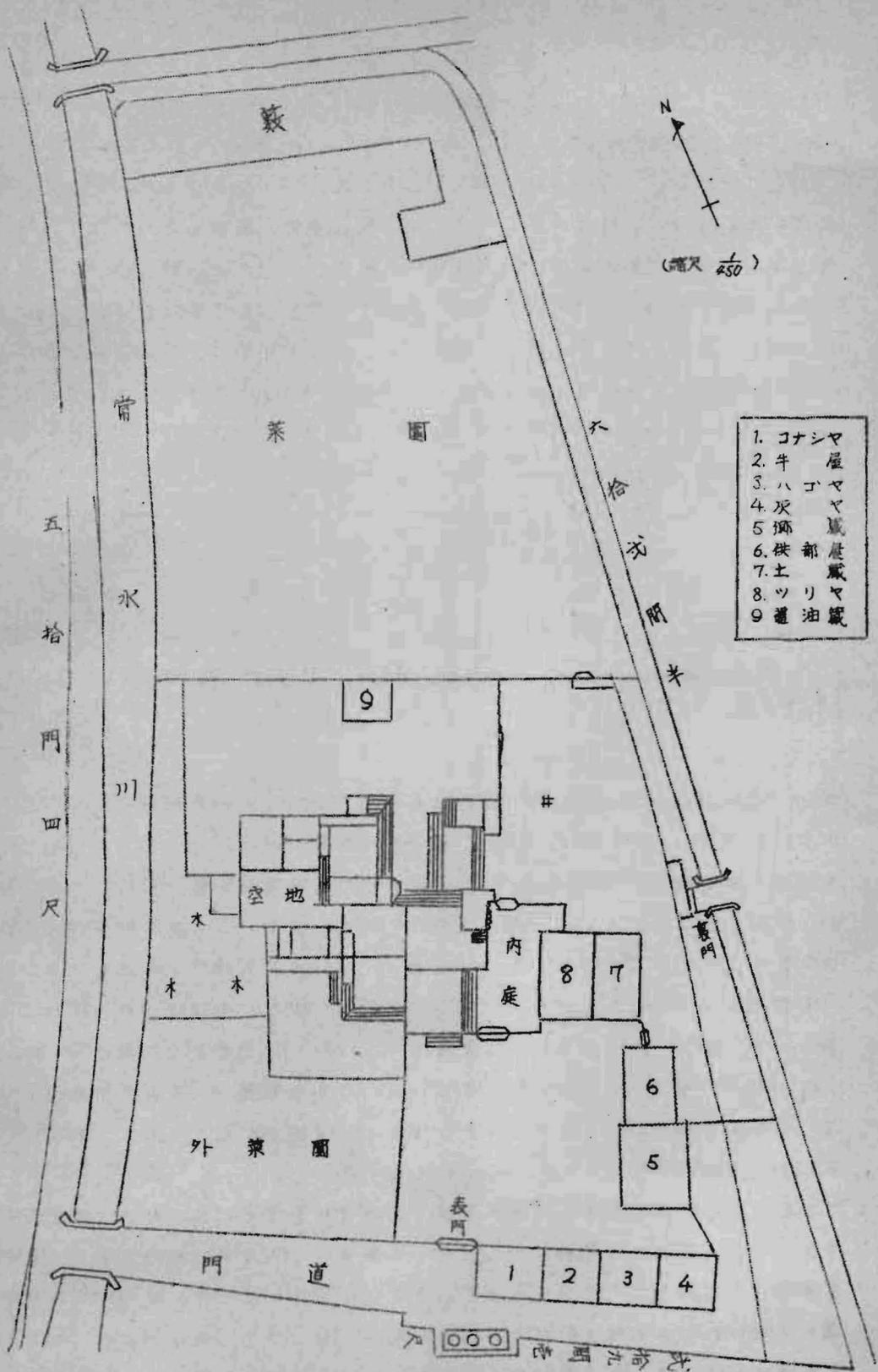
先ず、吉田家系譜により、当村に村役人として重要な地位をもつに至った吉田家についてみよう。系譜<sup>11)</sup>によればその祖は番州の城主であった。そして次の惣左エ門の代になつて船穂地方に移つてきている。その間にいかなる事情が存したかは知るべくもないが、惣左エ門が延宝5年(1677)に死亡していることからすれば、新田開発当時移住してきていると思われる。そして後年になつては、町誌資料によれば、延享3年(1746)には猪平太が、安永4年(1775)には惣兵衛が、更に天保8年(1837)、弘化2年(1845)、嘉永元年(1848)には惣五郎が庄屋をつとめている。従つて吉田家は武士出身の庄屋として何代もつとめこのことは当地方において社会的ないしは経済的に相当優位を占めていたことが推察される。

ここで上船穂村の小野家と同様に、文化6年(1809)の吉田家屋敷図を示すと第2図のごとくである。この場合、屋敷内に菜園のみられることは前者とちがっている。

次に生産高の変遷をみよう。第2表より、寛文12年(1672)の高125/石/斗2升/合から延宝8年(1672)の高1923石6斗/升7合に至る僅か8年間に約53%の増収をみている。同年から天保8年(1837)の157年間には23%の増加しかみられず、明治元年(1868)ではわずかに上つている程度である。これは新田成立当初において急激な生産量の向上をみているが、後年になるとそれは緩やかな上昇をたどっていることがわかるがそれが生産力の向上を意味するものかどうかはわからない。又第3表から耕地面積に対する田地の割合を求めると、いうまでもなく77.6%と、そのほとんどを占めている。更に同年における反当収量を求めると1石6斗2升となり、上船穂村の場合よりやや上廻り、柳井原村、水江村に比してはもちろんその量が高つたことは明らかである。しかしこれが村の豊かさ

第6表 戸数と人口の変遷

	寛延2年(1749)	天保8年(1837)
戸数	234戸	348 〔高持 210 低持 138〕
人口	1079人	1448人
資料	町誌資料	吉田家系譜「新田御 寛之節おほへ」



- |    |      |
|----|------|
| 1. | コナシヤ |
| 2. | 牛屋   |
| 3. | ハゴ   |
| 4. | 灰    |
| 5. | 獅    |
| 6. | 鉄部   |
| 7. | 土    |
| 8. | ツ    |
| 9. | 蓮    |

第2図 文化5年(1809)己未6月改 拾遺村吉田氏古昔図

を意味するものかどうかはわからない。いずれにしても当村は上記三ヶ村とは異な  
った純農村的性格を示している。

ここで当村の戸数の変遷状態を示すと第7表のごとくである。天保8年(1837)  
弘化4年(1847)、明治3年(1870)の戸数は高持、無高を含めた数であり、天  
保5年(1834)、文久4年(1864)は高持の数のみを記し、人口は各年代を通じて  
の全人口であると思われるが、戸数の各年代を通じての考察はむづかしい。人口  
については天保5年(1834)から同8年(1837)の4年間に70人の減少を示して  
いる。一方では戸数が増え他方では人口が減るということは、具体的にいかなる

第7表 戸数及び人口の変遷

	天保5年		天保8年		弘化4年		文久4年		明治3年		註 天保 8年又弘 化の戸数 は高持の 数のみで ないかと思 われる
戸数	178戸		380		423		183		440		
人口	男	923		880		743		948		960	
	女	834	1687	807	1724	781	1720	782	1760	800	
資料	吉田家文書「宗旨中 改=附書上控」		吉田家文書「御神柳 堂之節」		吉田家文書「家言人 別改帳」		吉田家文書「家言人 別中改=村請事寛 留」		吉田家文書 「家言人別改帳」		

理由によるかはわからないが、凶作による飢饉か、流行病の伝染による人口の減  
少などが考えられる。上述のごとくいくら生産量が高いといっても、一度ならず  
も何回も起る凶作にはたまらない。一般の百姓の生活は困窮に陥り、この状態を  
どうにかしてもらえないかと願ひ出るのである。又上からも儉約触書が出される  
のである。即ち町誌資料によると、明和6年(1769)に儉約令を出してほしいこ  
とを惣代が庄屋へ口上している。又安永8年(1779)にもほぼこれと同様のこと  
をいっているし(18)、具体的には天保6年(1835)に当地方で飢饉が起っている  
(19)。従って先述の人口減少は、あるいはこの年の飢饉による死亡が原因となっ  
ているかとも思われる。天保12年には領主から儉約令が出ている。このように農  
民にとっては凶作は最もいたいたしいものであった。

以上主として土地関係、村役人系譜などの資料を中心に四ヶ村の性格をみたの  
のであったが、その中で他村に比して著しく異質的なのは水江村である。上船穂村  
下船穂村とは純農村的性格をもっていることは認められるが、村の形成の過程を  
通じて現われる古地村と新村との相違であり、更にこのことは水江村、柳井原村  
とも違う点である。柳井原村においては、村役人の村在形態、地形的特色により

袖村と区別されるのである。又同村は農村としては畑方である上、下船穂村に  
対して畑方である水江村の間に位置されるべき性格をもっているのである。

- 〈注〉 (1) 町誌資料  
(2) 浅口郡誌  
(3) 町誌資料  
(4) 浅口郡誌  
(5) 町誌資料  
(6) 浅口郡誌

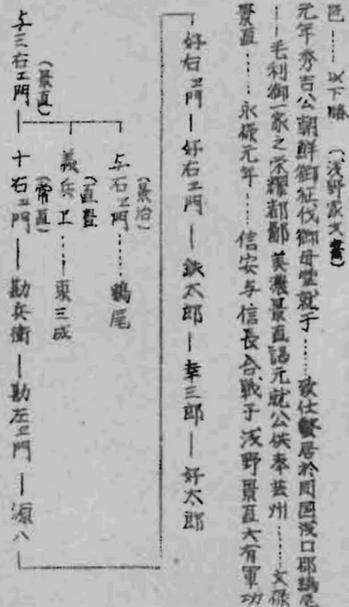
(7) 船穂神社、小野年彦氏所蔵文書

一、御殿米沢候  
右之通御上様方特別之御恩召  
を以て御寄附米之内御前大明  
神江御備米ニ相成候事有祈願  
再説可被致申の也  
正保二乙酉正月  
注屋  
久左エ門  
雲八殿

この場合、雲八は当神社の神主である。

- (8) 中桐六郎氏等の話による。  
(9) 町誌資料  
(10) 郡誌

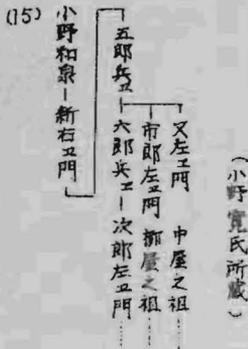
(11)



(12) 町誌資料

(13) 元和9年乙卯夏4月本領主 小野久兵卫芳政所藏 (小野年彦氏所藏)

(14) 註7



(16) 奉願上候口上之覚  
 此度当村左兵卫柳庄屋被  
 召上候二付階役之義惣百姓共  
 熟謀之上勝手宜者奉願上候被  
 仰讓奉承知候。則惣百姓共奉  
 願候趣生恐左ニ奉申上候。  
 一、上船尾村御注屋役之儀、  
 市太夫父有左工門庄屋之節病  
 身ニ付退役奉願持市太夫江被  
 仰付置候立共幼年二付、何  
 卒御憐愍を以市太夫  
 一、庄屋ニ被高御付當時ハ間  
 柄ニモ御歴候立共願累半兵衛  
 後見被高御付下候ハハ惣百姓  
 共別而難有仕合可奉存候。右  
 右之外當時則船尾村之内御庄  
 屋役御勤候射之者曾無差候。  
 尤願村方奉願候ハハ相成之人  
 柄可有御在候立共左操罷成候  
 候故。惣惣九郎年六月  
 上船尾村百姓惣代主名  
 和留要介殿  
 以下 略

(17) 村上源氏吉向定右工門(弱冠之時  
 撰津難波合戦ニ出陣。本名別  
 所播州三木之城主別所小三郎一  
 也)惣左五門(播州ヨリ移備  
 中国浅口郡船尾村住ス、延宝五丁  
 己八月二十四日於同所病死ス)。  
 一、武陳(惣兵衛) 武治(武  
 平治) 女子(養子猪平太妻  
 忠隣(猪平太幼名安  
 次郎) 次郎七郎村友沢多  
 三郎(二男) 忠言  
 (惣太郎 惣七郎村) 惣五郎  
 (宗左五門(寛政五生) 惣五郎  
 (弘化四年三十才) (中略あり)  
 (吉田家文書)

(18) 奉願口上覚  
 一、近年因將百姓共、高掛  
 リ強御座候ハニ去成凶年ニ  
 付、祖徳難成候故、何辛  
 事勤略ニ  
 右之外勤略ニ相成候儀も御  
 在候ハハ被仰付可被下候  
 安永八亥正月  
 船尾村百姓代  
 市右工門外  
 十六名  
 船尾村  
 御庄屋中様

(19) 浅口郡誌

## 第2節 村落構造の変質過程

前節において述べたごとく、豊臣秀吉の本國檢地、徳川家康の全國統一、幕藩体制の確立によつて、一般に近世の社会構造は基本的には徳川将軍を頂点とする諸国知行大名、その下で家祿を取る家臣団という武士支配階級と、国民の大部分を占める農工商民よりなつてゐた。しかも、初期においてはそのほとんどが農民であり、それが構成する村落構造は、土地を媒介として現物貢租を取る支配階級（武士）と貢租を搾取される被支配者層（本百姓）との対抗関係であつた。

この近世封建社会の構造分析とそれが包含する諸矛盾については今まで多くの研究者がをかけてきたところであり、いくつかの定説が認められ、今なお論争的となつてゐるものもあるのであるが、ここにおいては過去の船穂における村落構造の変質とそれに伴う支配者層の変遷を眺めることとする。

### 1. 村方地主の形成

村落構造の変質を問題とする限りにおいては、まず、村内における社会構造、経済構造、支配機構に注目しなければならない。いうまでもなく、近世農村における主産業は農業であり、転職を認められない農民の生活はすべて土地を中心とするものであつた。ゆゑにその村内における支配機構、経済構造、社会構造が何らかの変化を示すとすれば、それはまず何らかの原因によつて、土地所有形態、その分散集積、土地利用等の変化に起因すると考えてよい。

今、船穂における旧各村の農民の土地所有状況を年代的に眺めれば次のごとくである。

まず柳井原をみてみよう。第8表は元禄8年(1695)の柳井原檢地帳の集計であるが、1反から5反のものが42.5%で一番多く、ついで1反以下の者が30.5%であり、この両者で全体の73%を占めるにもかかわらず、その耕地面積は9町1畝22歩で、当時の柳井原の総耕地面積33町1反2畝23歩の3割に満たない。中農層が少なく、3町以上の2名の大高持の土地所有者が6町6反9畝24歩で2割強を占めてゐる。

次に第9表は吉田聚文番「御料御覽之節おぼえ」より抜萃した、天明9年(1827)における

第8表 元禄8年(1695)柳井原における土地所有状況

	人数	%
1反以下	25 <small>石</small>	30.5%
1反~5反	35	42.5
5反~1町	15	18.3
1町~1.5町	2	2.5
1.5町~2町	1	1.2
2町~3町	2	2.5
3町以上	2	2.5
計	82	

資料 町役場所蔵 元禄8年柳井原檢地帳

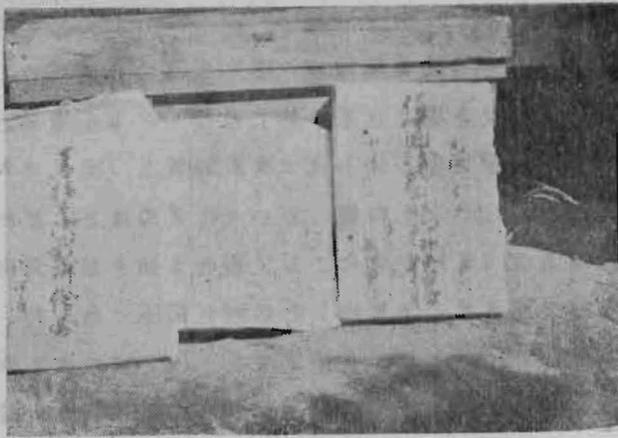


写真1 資料の一例  
上船尾村検地帳

船穂4ヶ村及び近隣村の高持及び無高の一覧表である。高持とは年貢を収める土地を自分で持っている者のことであり、無高とは年貢を収める土地を自分では全然持っていないものことである。そこで問題となるのは無高の者であり、彼らは一

体何によつて年貢をたてたかということである。一般に考えられるのは、まず小作であり、又は小作をしながらの副業である。ゆえに、無高の多いということは、一応、小作がなされていたこと、いいかえれば地主の存在が推測でき、農民層の上下分解がある程度進んでいたとみてよいのである。

いま、第9表において柳井原を眺めれば、無高が村全体の $\frac{1}{3}$ 以上に達している。これと上述の第8表の結果とを考え合せると、この頃すでに地主手作りの形態があったと考えられなくもないが、その大高持の経営形態も、家族構成もわからず、又天保期に至るまでこの高持が続いたかどうか不明であり、即断は許されない。

第9表 船穂附近における高持と無高

柳井原村	束数 135	軒 < 87	高持 無高	
下船穂村	380	< 196 184	高持 無高	外=10軒
上船穂村	348	< 210 138	高持 無高	外=13軒
水江村	140	< 90 50	高持 無高	
玉島村	698	< 206 492	高持 無高	外=3軒
長尾村	451	< 278 173	高持 無高	外=1軒
勇崎村	126	< 46 80	高持 無高	

資料 吉田家文書「柳井御寛元之節おぼえ」元帳8(1807)

次に下船穂についてであるが、第10表は安永3年(1774)の年貢算用帳における同村の土地所有状況である。これによれば、5石以下の農民が圧倒的に多く60.3%を占めている。又40石以上の高持が5人もいて、上下分解のきざしが見えることである。しかし特に注目すべきことは、この年貢算用帳には、自小作開

第10表 下船穂安永3年(1774)  
における土地所有状況

	人数	百分率
7石以下	24名	30.8%
7石~5石	23	29.5
5~10	13	16.6
10~15	16	20.7
15~20	5	6.4
20~30	1	1.3
30~40	1	1.3
40以上	5	6.4
	88	100.0

資料 吉田家文書 安永3年(1774) 下船穂  
の村方地主関係

第11表 安永3年(1774)下船穂における  
自作関係

土地を貸している者(地主)	99名
土地を借りている者(小作)	121
二人以上のものから土地を借りている者	7
地主であり、かつ小作である者	2
預米が20石以上の者	2
預米が10石以上の者	4
小作人を30名以上持っている者	2
小作人を20名以上持っている者	3

資料 同上 (人数は延人数)

係がみられることである。

これを分析したのが第11表である。この表にみられるごとく下船穂村内だけで20石以上の預米をとる高持が2名あるが、ここで特筆されるのは、豊右衛門という百姓である。彼は27石6斗9升6合と同村において最富の預り米を取りながら、更に市右衛門、久七、喜左エ門の3人から、合せて預米6石3斗分の土地を借りていることである。これはおそらく、豊右衛門が自分の田地を多くの人に貸すとともに、多くの奉公人を懐いて、かなり手広く自作をも営んでいたのではないかということ、取手作り地主ではなからうかということである。

これを第9表における下船穂の高持196軒、無184軒という

はげしい分解と照し合すとき、下船穂における村方地主の成立が考えられる。

上船穂、水江については、何ら具体的なものを見出すことはできないが、第9表の天保における多数の無高の存在と、明治以降における寄生地主制の確立進展と小作争議の激発を考える

とき船穂町における村方地主の成立が考えられる。

では、何故、いかにしてこのような土地の分散集積が行われたのであろうか。これについては古来、近世の社会経済史研究者が一樣に問題としてきたところであり、種々の研究成果が発表され、みなる論争のあるところであるが、一般にいわれていることは農耕技術の進歩や肥料の改善に伴う商品作物の栽培と貨幣経済の農村への浸透によるとされる。即ち、そもそも幕府の農民統治の方針とするところは、永土土地売買禁止令や転職の禁止等により、農民を土地に縛りつけ、5人組等の制度を軸として、農民の余利のすべてを現物貢租として搾取し、それに

よって彼等の地位、生活を維持しようとするものであった。しかし、いくら厳しい収奪しても、大高持には多少の余剰が残った。又それらの大高持は役職を持っているのが普通であったから、役職による利得(2)も考えられ、経済的に優位に立つことができた。これに反し、労働力の少ない農民とか、石高の少ない農民は厳しい年貢の取立と相つぐ凶作等によって、年貢上納に困り、これらの大高持から土地を担保として米や金を借りるようになった。又同時に自給自足的性格の強い農村に貨幣経済が入ってきたこと、換金作物の栽培されたことは、特に中農層の分解を促し、農民は上下分解して、大農は益々土地を集積して地主となり後期には農民層よりもむしろ濫権力と結び、それをバックとして小作料をとる寄生地主となる。以上がいわゆる農民分解論通説といわれるものである。

ではこのようなことが船徳地方にもあったかといえは、一般的傾向としては考えられなくもない。例えば、大蔵永常氏の「綿園要務」によれば、早島から玉島にかけては全国有数の綿作地であることが指摘されているし、明治11年の物産表にも綿花の生産が記されている。又、実際、吉田家の文書によれば、明治14年から16年の間にかけて、かなりの綿花、藍が栽培されているし、宇新田の古老の話から判断しても、江戸後期から明治にかけて綿作栽培が予想される。しかし綿作

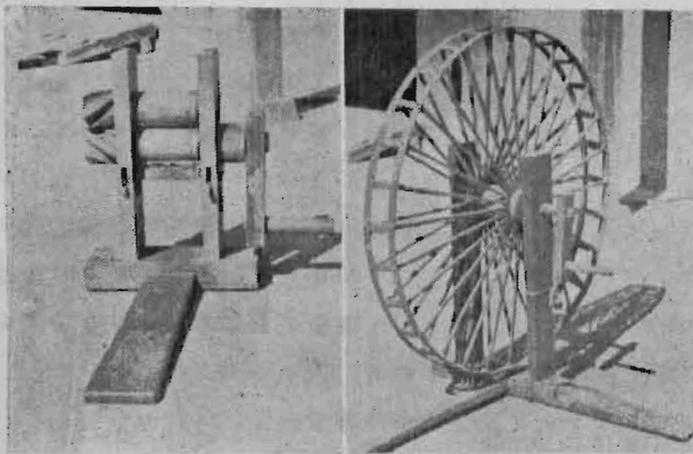


写真2 綿作に使われた道具  
(左クリクマ機 右糸車)

が行われたことは確かでも、それがどのくらい、又、どのような階層の農民によって、どのような形態で作られたかが問題であり、それを示す関係資料のないかぎり、これが支配者層の変遷に対してどのような作用をなしたかは断定

できない。しかし小野家文書によれば、

元禄時代加子米ノ糶令ハ必ラス酒造ニ為シ当時長尾砂見ヨリ柳屋へ酒造ノ因  
トシテ長尾酒造来リテ代々遺称ニ之レヲ用ユ

とあり、又、吉田家文書天保8年(1837)、「御料御覚之節、おぼえ」によれば、

酒造人 酒屋之軒 下船尾

先年ハ御座候得共当時無御座候

とあるので、地主の家(後述)において酒の造られていたこと、又、柳井原の内藤家の如く肥料商を管んでいたこと<sup>(3)</sup>等は、地主の土地集積に与って力あったと思われる。

しかし、船穂における地主形成において、最も強調さるべきは新田開発である。浅口郡誌によれば、正保元年に新聞として、船尾新田260町歩と記載されている。又、「船穂町誌資料」<sup>(4)</sup>によれば、松山池田氏は元和末に船穂、長尾村内で新田の干拓に着手し、寛永元年これを完成した。その地域は、船穂では大船穂前と島向及び船穂の長尾間等であり、長尾村では内新田であるとされ、船穂では608石長尾では408石、石高の増加をみた。ついで松山池田氏は、同19年にも船穂と長尾に跨がる新田の干拓に着手し、西高梁川の右岸堤は福島まで延びたが未完成に終った。この時の新田干拓は現在の沖及び宇船穂地域であったらしい。しかし、中新田はまだ耕地とはなっていなかった。そこで寛永19年7月当地領主となった水谷氏は、正保になると、その外堤防を増強すると共に、今の中新田の中央部川筋から長尾に通ずる道路筋に新たに仮堤を築いて中新田の北半部を干陸させた。ゆえに、中新田北半の干拓は、寛永末の油田工事に始まり、正保初年の水谷氏の工事で完成したものみてよい。しかるに、このときも中新田の下半分はまだ地盤が低いので水溜のまま放任され、それが完成するのは壑壑谷から羽黒山までの堤の左内側に作った高瀬通等の整備等によつてできた。万治における玉島新田の完成と時を同じくする。——と記されている<sup>(5)</sup>。

以上の如く、この地方が度々干拓され、相当な面積の新田が発生したと思われるが、それが実際にどのような形において干拓され、それが当地方の経済構造、社会構造、支配機構にいかなる変貌を与えたかは不明である。しかし、中桐六郎氏の話によるごとく、「金所から命を突け、村が開発した」村請新田であるとすれば、その開発の中心となるのは庄屋その他の村の有力者であり、それらの人々が、その経済力にものをいわせて分相施に、又は一挙に大量の土地を獲得し地主への基礎をきづいたと考えられなくもないであろう。ことに、この地方において前述の天保8年(1837)の例に見られるごとく、農民分解のはげしいことや、弘化3年(1826)の下船穂村「宗旨入別五人組御改帳」にみられるごとき、村の惣高2369石ク斗2升6合9勺のうち居村持高はわずか638石2升5合3勺であり、

上船穂へ929石8斗/升3合8勺、長尾村へ79石6斗2合7勺、水江村へ26石3斗4升5合2勺、柳井原村へ154石8斗7合7勺、その他上成、西之浦、片島村へ492石5斗4升7合1勺等、同村の全耕地の $\frac{2}{3}$ 以上が他村の者の所有となっていることは、中桐六郎氏の話にもあるごとく、下船穂村への出作と共に、このあたりの地主が水害をおそれて土地を分散所持しようとしたことのほかに、上述の事情を示すのではなからうか。ここに船穂、特に上下船穂村における新田開発地主としての特色がみられるのではないであろうか。

以上述べたごとく、江戸後半から幕末にかけて、この地方における村方地主の成立がほぼ確認されるが、では実際の地主としてはどのような人々がおり、いかなる生いたちの下に、いかなる条件によつて、どのようにして土地を集積し、地主となったのであろうか。船穂における地主としては、一応下船穂の吉田家、上船穂の小野家、柳井原の内藤家、水江の坪井家等が考えられる。

吉田家についてはその系譜<sup>(6)</sup>によれば、既出のごとくその祖は中世武士とされ二代目惣左エ門の播磨州より移住したと記され、彼が延宝5年に死んでいる<sup>(7)</sup>ところから考えれば、船穂へ移住したのは早くともそれより数拾年前であり、従つて船穂新田成立には関係しなかつたのではないかと思われる。又、古老の話によれば、播州から薬品を販売に来ていたのを柳屋の変顧を得て船穂に住みつき、庄屋となつたともいわれるが、その後いかにして土地を集積し地主となつたかはよくわからない。しかし前節で掲げた文化6年の吉田家の屋敷図<sup>(8)</sup>をみると、その周囲は南29間/尺、北12間半、西50新々尺、東62間半で、やや南北に長い広大な屋敷であり、東と北は敷と垣に囲まれ、西は常水川に面して、表門は南にあり、家屋の南北に広大な菜園を有する。又、郷蔵、土蔵、醤油蔵、供部屋があり、湯殿も上下に分れ、部屋数は6つでそのうち10畳が2部屋、8畳も3部屋あり、更に内庭も持つという豪勢なものであり当時の隆勢がしのばれる。

柳屋小野家については、その系譜<sup>(9)</sup>によれば、三國屋、小野和泉三代目の次男市郎左エ門とされ、中之屋(岸上)小野家はその分家である。文化3年の屋敷図<sup>(10)</sup>に、酒倉がみられることや、後に述べるごとく店者等のみられることから、酒造業を営んでいたらしく、その経済力によつても土地集積をしたのであろうか。古老の話等から総合すると、長尾の小野家とは姻戚関係もあり、彼等とともに新田開発によつてかなりの土地を獲得し地主形成の基礎をきづいたと思われる。又同家の養子縁組をみれば<sup>(11)</sup>、上記の長尾の小野家や、足守の島羽氏、玉島の庄屋宇屋氏等と結んでおり、これらの庄屋が血縁を契として、多少とも相連帯している

と考えられなくもない。

柳井原の内藤家については、前節でふれたごとく播州八千草村より双申の中川家に食客として来住し、その後長州に行きのち今より約200年前、柳井原村に移住したと伝えられ、松山藩の御用商人となり、明治初期において20~30町の地主であったといわれるが、これから考えれば御用商人として蓄積力と結びその大きな経済力によって土地を累積し地主となったと思われる。又、水江坪井家についてはほとんど資料を得ることができなかった。

## 2. 村方地主の存在形態

1) においてはいくつかの地主を例として、村方地主の形成について述べてきたのであるが、ではこれらの地主はいかなる形態においてどのような地主経営をやっていたのであろうか、一体彼らは手作り地主的傾向が強いのか、寄生地主的傾向が強いのか、これらのことについては、残念ながら資料がなく十分に明らかにすることができない。

しかし吉田家についていえば、前出の文化6年の屋敷図をみれば前記のごとく秩部屋がみられるし、屋敷内にも大きな菜園を有していること、湯殿が上下に分れていること等から奉公人をかなり使っていたことが予想され、寄生地主的性格をもちながらもこの頃ではまだかなりの手作もしていたのではなからうか。小野家については、文化10年の同家文書、「船尾三大家図の説明」において、小野家の家系構成をみると、

店者	清助、政吉	文七	岩吉	熊藏	仲藏
ヒ女	清助女、	文七女	おたつ	お京	惣社小山
					入犬増之丞
下男	4人				
下女	4人				
下部合せ	16人				

と記されている。これと1)で述べた「元禄時代加子米……云々」の文書や(12)、前述の文化3年の屋敷図にみられるごとく、大きな構えの屋敷に外堀を有し、又川に沿って舟が備えてあることは、かなりの量の米や酒の輸送が想像されるし、熊藏その他の諸種の蔵があることや、この屋敷の当時の一般庶民の住宅を考えると、小野家がこの地方の地主であり、村役人であり、そして、かなりの規模の酒造業を営む寄生地主であることがうかがわれる。

又、柳井原の内藤家については、ほとんどその資料がないが、既述のごとく松山藩の御用商人であったといわれ、肥料商を営んでいたと伝えられるところから

察すれば寄生的性格をもっていたとも考えられるが、よくわからない。

しかし一般に当地方における地主は、幕末においてかなり寄生地主的な傾向を有すると思われるが、小野家等を除いては完全に寄生地主化するのには明治に入ってからではないかと思われる。

### 3. 地小作関係の様相と特色

1, 2によって村方地主の形成とその形態を考察したのであるが、では、地主と小作はいかなる関係によって結ばれ、いかなる様相を呈していたのであろうか。

いま地主の土地所有状況を小野寛家文書によってみれば、同家の明治元年の下船尾における小作の状態は次のごとくである。

これによれば5畝以下の小作が圧倒的であり53.2%をしめ、2反以上は総人数47名中わずか1人、3反以上に至っては皆無という状態である。これから考えれば地主が多くの土地を分散して所有していることや、小作人もまた自分で土地を持っているか、又同時に他の地主の小作人であるか何か生計を得るだけの副業あるいは商品作物の栽培をしているのではないかと推測されることが注目される。しかしここで注目されることは、この田畑書抜において、

第12表 明治元年(1868)下船尾における小野家の小作

	小作人数	割合率
5畝以下	25	53.2
5畝-1反	10	21.3
1反~2反	11	23.4
2~3	1	2.1
3反以上	0	0

資料 小野家文書 田畑書抜 下船尾村

第13表に示すごとく、検地上面積と見面とが違ふことである。例えば久助の欄で

第13表 田畑書抜 下船尾村本庄 明治元

部 落	字 名	小作人地名	小作人名	検地上面積	検地上高	見面	預米
下船尾	毛合塚田	中新田	久助	0.08	0.3453	5.15	0.550
〃	〃	〃	姫松	1.08	0.4453	6.12	0.698
〃	笹山西田	〃	真吉	10.12	1.976	15.00	1.800

は検地上の面積は8歩であるが、実際の田は5畝15歩あり、久助はこれを5畝15歩として小作

するので、地主は5畝15歩としての預米(年貢+小作料)として、0.550石とるのであるが、領主へ収める年貢としては0.08畝分だけ取ればよいこととなる。この検地上面積(=公畝)と見面(=有畝)との相違については、最近研究が進められているが<sup>(13)</sup>、地主と小作の支配関係にも関連しているといわれ、注目に値する。ともかくこのことが地主に有利に作用したことは確かである。この“田畑書抜、下船尾村本庄”を合計すると、検地上面積は、2町7反7畝28歩であり、

見目は3町8反9畝245歩であるから、差引1町9反26.5歩分の年貢米だけは、地主の余分の収益となったわけである。又これの預米は59石3斗9升1勺である。

そのほか、公畝と見面に相違の現われているものには、年代不詳(おそらく、明治初期のものと思われる。)であるが、小野家の「公畝高并見面書上控、上給穂分、小野得三郎別荘」と、「下給尾村同上」がある(14)。

これを集計すれば、上給穂分は、公畝7町7反1畝1歩、見目は11町3反7畝22歩で、3町6反6畝2歩も見目が多く、その年貢(地租)分だけ地主得分は増えたわけである。又、この預米は103石4斗2升9合2勺、地代金は1702兩/歩/朱19/文である。同下給穂分では公畝2町8反28歩、見目3町7反1畝13歩で、その差は9反15歩であり、預米は46石2斗1升7合1勺、地代金は943兩11歩/朱である。又このことは同家は実質上15町9畝6歩の上地を上下両給穂において所持していたことを示すものである。

次に、小野家の明治13年(1880)における小作状況をみれば、全小作地は25町7反2歩(うち宅地2町7反5畝18歩)でその小作人は全部で267名(うち64名は屋敷持)であり、その所有状態は第14表の通りである。ここでもやはり1反以下が断然多く前述の明治元年(1668)の“田畑書抜”の場合と同じことがいえるようである。又翌明治14年(1881)5月の小作人名録によれば小野家の小作人は278人の多さに達している。

最後に、地主、小作の契約関係を考察しよう。小野寛氏所蔵の「戸規約写、岸上」によればつぎのとおりである。

第14表 小野家の小作状況 明治13年(1880)

	小作人数	百分率
5畝以下	116	43.5
5畝~1反	72	27.0
1反~2反	56	21.0
2 ~ 3	14	5.2
3 ~ 4	6	2.2
4 ~ 5	1	0.4
5反以上	2	0.7

資料 小野家文書 地引絵図番号引合表より

為取者申規約書

淺口郡給聽地主小野侍三郎外廿式人之所有地小作定米之儀ニ付昨十三年八月以來彼是差違居候事件直般妹尾一三郎立入地主へ歎談致漆方ニ相成候趣旨

第一系

一、明治十三年ヨリ地主改正定米触参之通明治式拾年迄小作人ニ於テ改承知小作鑑券柄蓋へ書入可申事其又調有左之通り

小作 證 券  
宅地

給聽村何百可羅字何、所

一、耕地 何及何畝步

此米何石何斗何十

但シ米量ニハ勿論細帳共書入四斗後ニ仕立書儀ニ付又廿此之數込米候事

石之<sup>宅地</sup>地<sup>所</sup>明治十三年ヨリ亦小明治式拾年迄所誓の定尺ニ<sup>田</sup>相<sup>以</sup>引<sup>上</sup>仕<sup>候</sup>引<sup>候</sup>相<sup>引</sup>直<sup>候</sup>御<sup>差</sup>違<sup>候</sup>然<sup>ル</sup>上<sup>有</sup>延<sup>年</sup>十二<sup>月</sup>廿<sup>五</sup>日<sup>限</sup>尺<sup>米</sup>無<sup>違</sup>滞<sup>相</sup>納<sup>メ</sup>可<sup>申</sup>候<sup>旨</sup>し<sup>期</sup>日<sup>改</sup>更<sup>引</sup>候<sup>ハ</sup>ハ<sup>六</sup>卷<sup>夕</sup>月<sup>二</sup>步<sup>之</sup>利<sup>米</sup>ヲ<sup>添</sup>へ<sup>御</sup>勘<sup>定</sup>可<sup>申</sup>上<sup>候</sup>方<sup>一</sup>曝<sup>手</sup>之<sup>所</sup>裏<sup>改</sup>儀<sup>節</sup>ハ<sup>作</sup>付<sup>伏</sup>地<sup>所</sup>御<sup>引</sup>上<sup>三</sup>相<sup>成</sup>候<sup>券</sup>御<sup>申</sup>分<sup>御</sup>屋<sup>候</sup>為<sup>後</sup>日<sup>差</sup>入<sup>申</sup>小<sup>作</sup>證<sup>券</sup>紙<sup>ニ</sup>如<sup>件</sup>

低<sup>地</sup>所<sup>御</sup>引<sup>揚</sup>二<sup>相</sup>成<sup>候</sup>節<sup>ハ</sup>相<sup>成</sup>候<sup>節</sup>尤<sup>相</sup>当<sup>之</sup>擇<sup>尺</sup>并<sup>耕</sup>作<sup>料</sup>又<sup>ケ</sup>ハ<sup>地</sup>主<sup>ヨ</sup>リ<sup>御</sup>弁<sup>出</sup>被<sup>下</sup>候<sup>事</sup>

淺口郡給聽村

年号月日

小作人 何之誰 印

全孤公村

證人 何之誰 印

地主

何之誰 殿

第二系

一、明治十三年分定米之數候令ハ三石之定米高ナレハ一石ハ米納トシ餘卷石代金之内ハ四円八拾老錢拂入候リ直合金額者地主ニテ勘弁被致候事

但定米高多少有之候ハ其本又之割合率シ地主ニテ勘弁被致候事

第三系

一、明治十四年分ハ無論昔米納之知彼是差違中表作栽培及其他農事手賃シモ有之小作人殆上難波罷在候ニ付本年ニ限り特別之趣旨ヲ以テ小作証券面定米老石ニ付

二斗宛向妹尾一三郎手元へ五斗宛實請合二斗五斗当二地主ニテ勸引ヲ方取斗

候書

第四條

一、從來昔米納之約定ニテ小作權在候地所明治十三年亦謄券面定米壹石ニ付老平  
宛妹尾一三郎手元へ實請候元明治十四年亦八第三條六通地主ヨリ勸引ヲ方取  
斗候事

第五條

一、明治十五年ヨリ無論小作人ト戸長役場ト立入人手元へ各々老研宛願致候事  
右之條之妹尾一三郎ヨリ地主へ只管歎談之志殊方相成候上者双方共聊申分無之  
候業コリ年阪中各自作謄券面後日遺筆為經之連署為取替申規定書依テ如件

地主

浅口郡 谷地村

明治十四年四月二十日

小野 得三郎

中原 文次郎

小野 孝平

花田 清次郎

小野 熊次郎

中桐 義忠太

吉田 惣五郎 代理 吉田 清次郎

小野 善藏

中桐 若治郎

中桐 里介

佐野 悦五郎

岡本 勝四郎

石井 理平次

小野 半次郎

小野 浪吉

石井 平次郎

花田 忠七

小野 紫次郎

岡郡 玉島村

井上 九島 代理 井上 生一郎

溪野子殿代理 吉田清次郎

同郡 長尾村 小野善太郎 長男

小野 善吉郎

同郡 片島村

中原 照雄

同郡 柳井原村

内藤 欽七郎 代理 内藤 業八

小作人 総代

同郡 船穂村

小野 猪之者

井上 源次郎

小野 清四郎

外四十五名

立入人

同郡 阿賀作村

妹尾 一三郎

前書之越承置候如相違候之候也

船穂村戸長

高見 新

これによつてみれば、船穂の地主23人とその小作人との間に小作定米の問題をめぐつて争いが起つたので、妹尾一三郎氏が仲に入つて話し合つた結果の規約である。

前掲の文面よりみると明治13年に地主側が定米(小作料)の引上げ又は小作に不利な改定をしたことに対し、小作人が団結してこれに反対したための争いと思われる(15)。しかし地主側は上にみられるごとく明治20年までと期限付きではあるが、この定米触を小作に承知させた。だが第二條においては13年に限りではあるが、定米の一部金納を認め、更に第三條ではこの争議で麦作栽培や農事が遅れたことを理由として、当年(明治14年(1881))に限りノ石に付き2斗5升年貢を差引くことを余議なくされている。

以上にみられるごとく近世後半から幕末、明治にかけて成立をみた地主層は、上記のごとく滞納の場合は毫ヶ月につき又歩の利米をとり、もし勝手なことをすれば直ちに土地を取上げることができるという、自己に有利な契約書の下に多くの農民を小作させ、更に小作料の引上げ等によって自己の利得を益々増大せんことを図り、小作は困窮して後に激発する小作争議にさきがけて、すでに明治初期において団結してこれに対抗するまでに成長してきているのである。なお土地に関する地主小作問のあつれきについては章を改めて詳述する。

<註> 1. 上船穂については、不完全であるが、文政10年の東谷、西谷、早崎、外開、北谷并、隠幕、

えたの「田畑名寄帳」4冊のうち3がある。これを集計すると次のごとくである。又下船穂についても不完全であるが信用がおけないが、弘化3年、4年(合せて6冊のうち4冊)及び明治3年(6冊のうち4冊)の「宗首人別五人組改帳」によればつきのごとくである。

文政10年(上船穂)

1石以下	42	48.8
1石5斗	33	38.4
5~10	7	8.2
10~20	0	0
20~30	4	4.6

弘化3年(下船穂)

無高	110	61.8
1石以下	24	13.5
1~5	21	11.8
5~10	17	9.6
10~15	2	1.1
15~20	4	2.2

明治3年(下船穂)

無高	116	63.9
1石以下	26	14.1
1~5	20	10.9
5~10	15	8.2
10~15	3	1.6
15~20	1	0.5
20~30	3	1.6

これらを見ると、やはり船穂町における村方地主の成立が考えられる。

2. 寛延3年の上船穂村「指出帳」によれば、

一、庄屋鈴木足股并除高之事  
 是ハ松山領之跡ハ村高石二付  
 給米三斗兜御地頭様より被下候  
 (後略)  
 一、年寄足股并除高之事  
 一、龜山御領ニ成候而先人前四  
 替式石宛除申候

とあり、船穂においてもやはり役職の利得はあったものとみられる。

3. 内藤斐秀氏の話による。

4. 先に述べた花田一重氏の研究によるもの。

(5) 「町誌資料」によれば、新田開発は次のとおりである。

新田開発摘要表

(甲) 寛永正保時代の村別石高表

寛永古区			正保十一郡帳			備考
村名	石高	領主	村名	石高	領主	枝村
船穂村 船穂新田	1,203,000	松山池田 全上	船尾村	1,811,130	松山水谷	船尾 新田

(乙) 両高深川右岸の水谷領干拓表

地域	竣工年次	検地年次	起業者	編入村	面積又は石高
船穂地先 長尾地先	寛永元年	同十年頃	池田辰幸	船穂新田 長尾新田	608石130 369石200

地域	竣工年次	検地年次	起業者	編入村	面積又は石高	村名	石高
船穂地先 長尾新田	寛永19年	承応頃か	池田辰幸	船穂新田 長尾新田	干拓		
中新田北岸部	正保元年	不明	水谷勝隆	船穂新田	〃	上船穂村 下船穂村	2,503 2,370
中新田残部 長尾新田残部 乙高地先	万治2年	寛文5年	水谷勝隆	船穂新田 長尾新田 玉島新田等	〃 〃 (2畝)130町	上船穂村 下船穂村 玉島村	合計 2,419 合計 4,484

(元禄十一郡帳)

- (6) 吉田家文書
- (7) 前節註(9)参照
- (8) 前節にかかげた第2図
- (9) 小野家文書
- (10) 前節にかかげた第1図
- (11) 小野家文書、同家系譜による
- (12) (←), 村方地主の成立で述べた小野家文書「元禄時代加子米ノ幾分ハ必ラス酒造ニ為シ」のこと。
- (13) 「日本歴史」9月号(日本歴史学会編集)の竹安繁治氏の「近世小作料の機能」等を参照されたい。
- (14) 上場文書の“本庄”“別庄”は何を意味するかは不詳である。
- (15) このときの争議は、後の章で述べるごとく、明治の地租改正においては年貢は「米半金半」であったものを、米価の高騰によって、このとき地主が全部米納にさせようとしたために起った争いと思われる。

補説 明治以後の行政区劃の変遷

明治以後の行政区劃の変遷及びそれに附随してみられる事柄を通じて、現船穂町に至るまで簡単に記すことにする。

明治2年6月17日 藩知事任命 船岡藩5万石 知事松平信正 函書頭

4年7月14日 廃藩置県 龜岡県

11月15日 深津県へ合併

4年5月 左屋、肝煎を戸長副戸長制に改める。浅口郡第17大区

6月 小田県となる

8年6月28日 上船穂村及び下船穂村合併、船穂村となる。

12月 岡山県へ合併

10年11月8日 第9区務所浅口郡戸長役場を設け、小30区船穂村、小31区水江村、柳井原村とする。

16年2月16日 官選戸長制

水江村、柳井原村、第7部戸長役場を水江村におく。船穂村、第8部戸長役場を船穂村に置く

22年6月1日 町村制施行 柳井原村、水江村、船穂村合併船穂村となる。

第9区務所浅口郡のうち第4戸長役場を設ける。

昭和15年2月11日 町制実施 船穂町と改称

## 第2章 自然的環境

### 第1節 乾燥した気候

瀬戸内地区は北に中国山地、南に四国山脈にかこまれているため日本で雨量の最少の地方であつて、からりと晴れた快晴の日が多い。船穂町はこの瀬戸内式気候地帯に属している。夏季には温暖な南西風が多く吹き苦熱を感ずることもなく、冬季は乾燥寒冷した北西風が吹き、気温は表点以下に下ることもあるが激烈というほどでもない。降雨も極めて少なく、年中概して温和である。

船穂町の雨量についてはどうであろうか。不幸にして現地資料は昭和32年の気象報告しか入手できず甚だ合理性を欠くが岡山県の他の地域と比較してみると第15表のごとくなる。

第15表 1957 平均降雨量(岡山測候所)

地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
船穂町	40.8	32.0	11.0	15.0	10.0	12.0	21.0	12.0	18.0	6.5	3.2	3.0	107.0
岡山市	42.1	60.1	27.3	148.3	112.6	124.3	284.1	112.3	263.2	52.4	31.6	32.7	1233.5
津山市	50.2	52.9	40.1	179.3	142.6	210.7	420.5	136.2	270.8	60.4	32.7	32.8	1626.5

この表にみられるごとく、船穂町は年間総雨量1070mm、岡山、津山に較べて最も少ない。船穂町のみについてみれば、雨量は4~9月にかけて100mm以上となり、急に増加しており概して春の低気圧襲来の頃、梅雨の頃、秋の台風期にあつている。

なお、船穂町の平均雨量に関する資料が得られないので、隣接する玉島市、倉敷市の約60年間の平均をもってほぼ推察することができる。

第16表 年間平均降雨量(岡山測候所)

地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
船穂(1957)	40.8	32.0	11.0	15.0	10.0	12.0	21.0	12.0	18.0	6.5	3.2	3.0	107.0
玉島(1957&58年)	38.2	49.1	75.0	96.6	98.9	106.2	140.7	79.1	144.8	92.9	56.1	39.8	1078.4
倉敷(1957&61年)	38.1	48.1	76.9	97.3	107.5	169.9	141.7	99.0	151.7	92.5	53.4	89.4	1106.6

気温については降水量の場合と同様に、岡山、津山の2ヶ所の平均気温表及び玉島、倉敷の約20年間の平均気温を掲げておく。なお彼等の2地区は船穂町と共に一連の沖積平野であり、船穂町が背後に山嶺を控え、幾分かの影響は考えられ

るが概して気温は50年間平均ではほぼ一定となることを考え合せていただければ、約20年間足らずの平均であるが、ほぼ船穂町の平均気温が推算できるかと思う。

第17表 1957年 月別平均気温表(岡山測候所調)

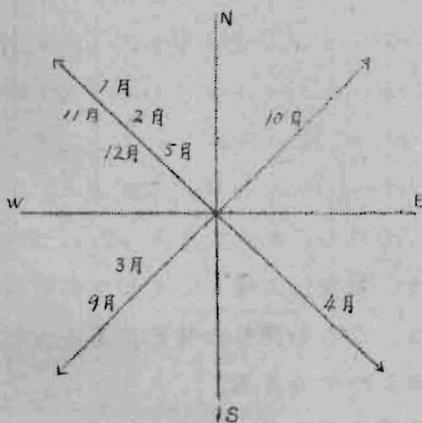
地名 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
船穂	5.8	6.1	7.4	12.0	17.3	21.0	25.0	25.6	19.6	16.5	13.0	7.0	14.7
岡山	4.4	3.6	5.7	14.1	16.4	21.2	25.4	27.3	20.7	16.2	11.8	8.4	14.5
津山	3.5	2.7	5.1	14.4	16.0	20.6	24.5	26.1	20.0	15.0	10.2	5.1	13.5

第18表 1957年までの年間月別平均気温表(岡山測候所調)

地名 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
船穂	5.8	6.1	7.4	12.0	17.3	21.0	25.0	25.6	19.6	16.5	13.0	7.0	14.7
玉島(1957年)	4.0	4.2	5.2	10.4	15.5	19.7	23.3	23.5	18.3	14.8	11.7	6.8	14.9
倉敷(1957年)	4.0	4.6	5.4	10.6	15.8	20.8	24.3	23.6	16.9	14.2	11.2	6.6	15.0

第18表の玉島と倉敷の平均気温を比較すると、わずか20年間足らずの平均でありながら各月とも1°の差もなく甚だ酷似している。従って船穂町の平均気温もこれとおおよそ大差ないとみるべきである。

風向については第3区のごとく大体において冬季は一般に北西風が多く殊に10



第3図 季節と風向き

月、1月において最も盛んである。春季は南西風が漸次増えて、夏季には最も盛んとなる。それ以後南東風に傾き、10月に入ると北東風となり、現秋から冬季になると逆に北西風となる。

〈農作物と気候〉

1957年(昭和32年)の船穂町の最低平均気温については第19表のとおりである。

この表において平均気温5度に足りない月を除いた5~10月をもって植物生育期間と推定し、算出すれば240日となる。

第19表 最低平均気温表(1957年) (船穂中学校資料)

気温 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
最低平均気温	-0.8	-1.0	-0.7	9.0	10.2	17.0	20.1	20.0	15.9	6.5	5.0	1.0	7.8

米麦について大塚美保氏の郷土研究講座「風土」(角川書店昭和33年)の研究によれば、第15表、第20表、第4図のごとくである。これによれば船穂町は気候との関係において米麦は最上位にある。

次に果樹についてはどうであろうか。第22表のごとく平均気温15°の船穂町は果樹栽培に適した地域であるといえる。例えば「モモ」についていえば降水量が1200mm以下で日照が多く、気候が乾燥しており、暴風が少なく、排水の良好な砂壤土乃至壤土に適するのであり、ミカンは最低気温が零下5度以内で秋期の降水量が少なく西南傾斜地の角礫を混じた壤土及び埴壤土に適する(「農業経営学」)

第20表 米麦と気候

気候区分	植物休眠期間	4~6月降水量	平均収量
第1区	120~150	268~402	207
第2区	150~180	268~402	203
第3区	150~180	402~536	181
第4区	180~210	402~536	107
第5区	90~120	268~402	

(郷土研究講座1巻)

岡山県稲作気候区



第4図

第21表

(郷土研究講座1巻)

稲作気候区	生育期間	5~10月降水量	年平均収量
1区	224 - 238	640 - 768	247
2区	210 - 224	640 - 768	237
3区	238 - 252	640 - 768	219
4区	210 - 224	768 - 896	209
5区	196 - 210	1024 - 1152	197
6区	196 - 210	896 - 1024	174
7区	196 - 210	768 - 896	172
8区	182 - 196	1024 - 1152	159
9区	182 - 196	896 - 1024	151

第22表 果樹の最適年平均気温

果樹の種類	最適年平均気温
和梨	7 - 11°C
ブドウ	12 - 15
カキ	11 - 15
クリ	11 - 15
ウメ	12 - 15
温州ミカン	12 - 15
ひわ	15 - 17

(農業経営学 永友繁雄)

永友繁雄)のである。これらミカン、モモなどについてもまさに船穂町は、気候、土壌とともにその要求を満たすものである。なお船穂町の特色であるブドウについても同様のことがいえる。

霜は果樹栽培に影響を及ぼすか霜についてはどうであろうか。船穂町は第5図にみられるごとく無霜期間が長い。これは船穂台地に果樹の栽培を可能ならしめる要因の一つである。更に降雪地域及び霧のかかる地域は標高20~30mまでである。ために船穂町の山麓には松林が鬱蒼しており、山頂に行くに従っ

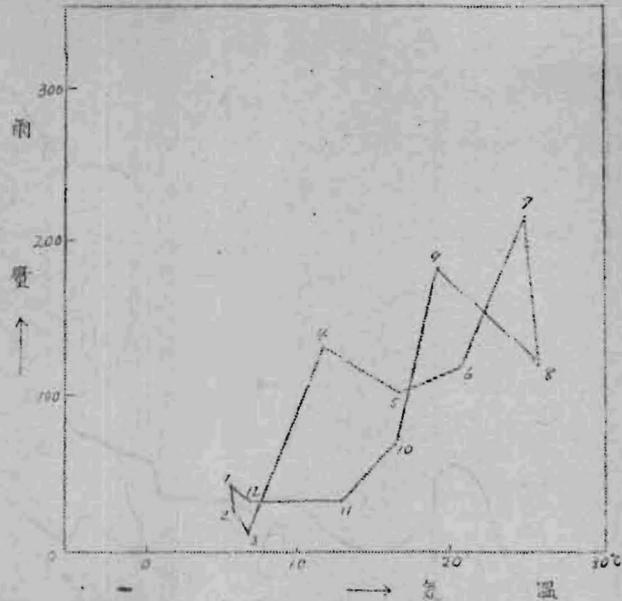
て果樹が広く栽培されている。

以上 第23表 船穂の霜及び雪

総括し てい え	霜	初霜 12月6日
		終霜 4月6日
は、木 交果樹	雪	初雪 1月10日
		終雪 3月5日

栽培に 昭33 船穂中学校資料

において船穂町は非常に恵まれた気候条件を有しており、水不足による旱害を除けば果樹栽培においては、その立地条件も恵まれているといえる。



第5図 船穂町月別平均気温雨量図 (昭和32年 船穂中学校資料)

## 第2節 丘陵と平地

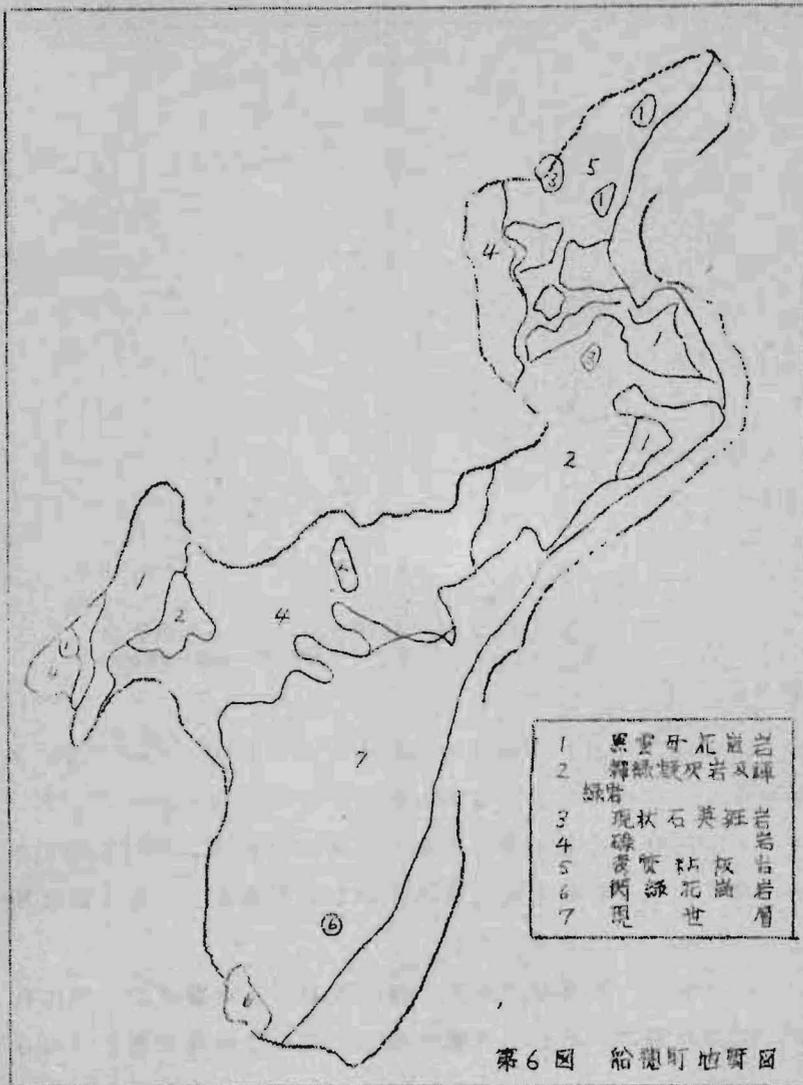
船穂町は総面積約10.74km<sup>2</sup>、北東から南西にかけて伸び延長約7km。西方は遠照阿部山塊の支脈が走り、東側に沿って阿山県の大川の一つである高深川が流れている。従って船穂町はほぼ水分(北端)一長崎(南端)の線を以て二分すれば、西方部は遠照山塊よりなる船穂台地(岡大石田寛教官命名)、東方部は高深川の沖積作用に因る平地の2つに大分できる。

地質は複雑で第3紀の砂礫岩、黒雲母花崗岩、輝緑凝灰岩及び凝灰岩、現状石英斑岩、変質粘板岩、閃緑花崗岩、そして沖積作用による砂土の現世層よりなっている。

### 1. 果樹栽培の盛んな丘陵地

第3紀礫岩層が船穂台地の大部分を占めている。(第6図参照) 即ち柳井原の西部から鶴尾にかけて広く分布し北谷の極く一部輝緑凝灰岩地帯を除けば、中央部の丘陵地は全域に至って砂礫層地帯である。従って中央部丘陵地は排水の良好に恵まれ、ブドウ、モモ、ミカン等の果樹栽培の適地となり、山頂まで余すところなく開墾せられ、山林はわずが防風林としてのみ存在を保っているかごとき観がある。砂礫層帯は特にブドウ栽培の適地となり、船穂町を大きく特色づけている。

砂礫層地帯を歩いてみると、山肌には山砂利の堆積状況がはっきりとみられる。



第6図 給徳町地質図

この山砂利層は古く第3紀頃高深川によって運搬堆積されたのである。従つて中央部丘陵地は高深川の河底にあつたものと思われる。それが地盤の変動により昇降し、今日の丘陵地を形成したのであろう。山砂利の露出場所の例をあげれば、北谷の山腹には石英斑岩、粘板岩、千枚岩、砂岩に分類せられる。

砂礫層上の果樹栽培の行われている土壤をボ

ーリングにより調べてみると、宝満寺の上と下の畑について調べてみると第24表のごとくである。

第24表 島打の砂礫層

調査畑	表土	色	内容
下	32cm	黄土色	クリーム層、砂土まじり 40cm以下において石英礫(径0.4-0.5mm)、破礫あり、砂土まじりのクリーム層
上	60cm	黄褐色	ローム質粘土、石英質の砂が散見せられる。粘土質の礫あり

愛宕山、鶏尾には輝綠凝灰岩及び輝綠岩層がそれに近接して花崗地帯が分布している。ここはいずれも開墾され畑地もしくは果樹園(ブドウ、モモ、ミカン)



写真3 船穂地方の砂礫層

南端丘陵地は、礫層、輝緑凝灰岩、花崗岩層より構成せられているが、山頂まで開墾せられ畑と果樹園地（ミカン、ブドウ、モモ等）が広がっている。

## 2. 野井戸地帯の平地

船穂町の平地が東境に沿って流れる高梁川の沖積作用による扇状地的デルタであることは既に述べたとおりである。従って平地の土性をみると(第7図参照)平地の大半は砂壤土で、船穂町北端の水弁から南端の福島まで

となっている。

噴出年代が異なる岩石と岩石との接触部には有力な鉱脈が存在することがあるが、西谷の東南麓の傾斜した田畑の粘板岩層には銅を含有しており、船穂銅山として発掘規模もやむ大で、大正6年(1917)より発掘せられたが、現在は質も悪く廃坑同然となっている。

船穂町の北端丘陵地には、変質粘板岩(上部古生代)地帯が存在し、一部花崗岩層がみられるが、東畑、西畑の一部を除いては殆んどが山林である。この秩父古生層(粘板岩)には石炭層があり、山腹中池沼中に露出している。大体炭層の厚さ2尺余りで炭質も優良であるが赤だ発掘するまでには至っていない。(渡口 郎誌)

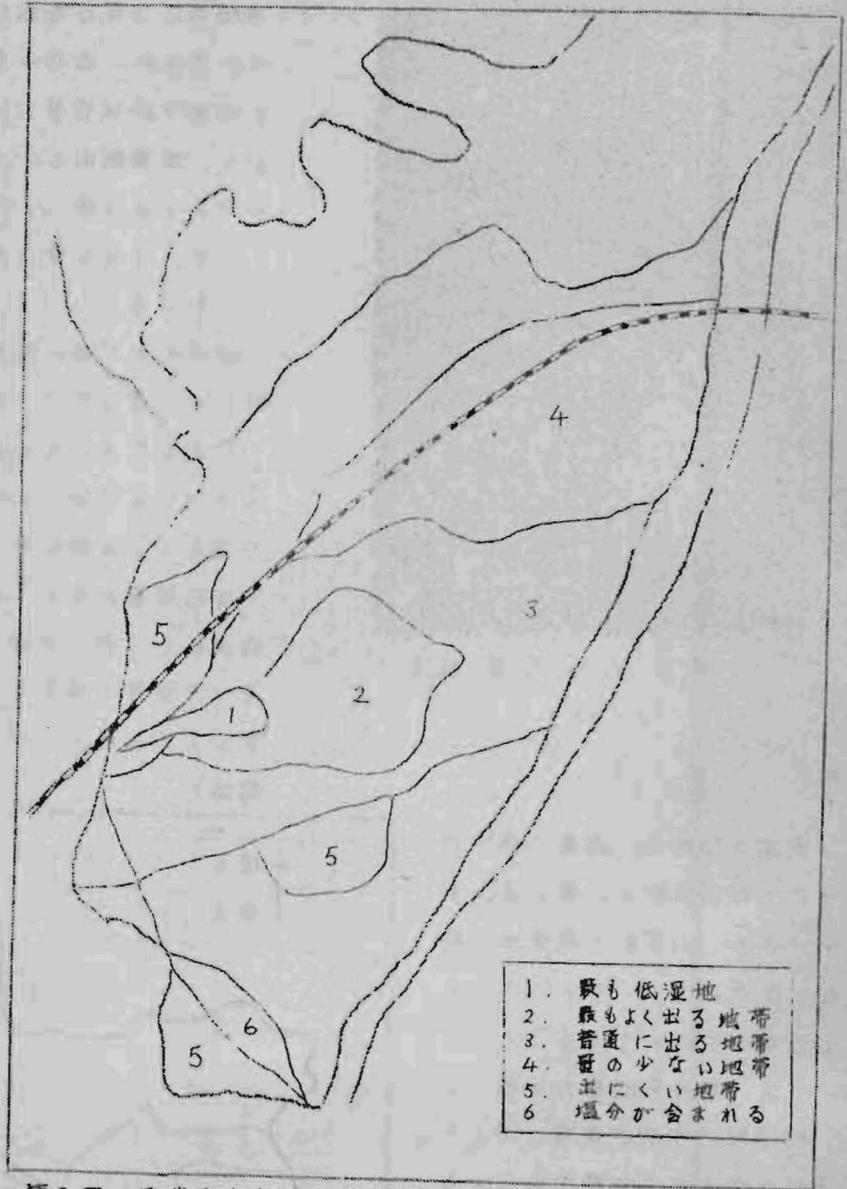


第7図 土性図

(「農業調査資料」渡口郎氏所、渡口福西部農務改良普及所旧蔵)

なく分布している。これはもちろん高梁川の沖積作用による土砂の堆積により生じたものである。次に壤土がこれにつき、鉄道路線を中心に下流平野の大部分を占めており、南部丘陵地の南端山麓下には植壤土が僅かにみられる。また砂土が高梁川流域に於いて少しばかり存在している。

かかる高梁川による土壌は、又串より下流に下る平地は水田地帯となり、米を主として麦、イ草、蕪根等が植えられる。そのうち中新田における最大の耕作面積をもち、米の主産地となっている。



第8図 野井戸分布図(中新田)

又串から外開にかけては、昔の「高瀬通」の用水路に沿って水車が灌漑に使われている。(写真参照) しかしこの美しい景観もバチカラーにどってかわろうとしている。

さて平地は大きく分けて乾地と湿地の2つに分類できる。即ち乾地は自然堤防



写真4 又串の水車地域  
(水車からバチカラへの推移が見られる)

上の灌漑用水に因る野井戸地帯である。湿地は船穂川筋の後背湿地がこれである。

野井戸地帯は中新田を中心としてみられ砂壤土でおめられている。この船穂川の後背湿地から自然堤防への移行はなにゆえであるか。古書をみると昔この平地一帯は阿知海といわれ高梁川が乱流に乱流を重ねていたことによると思われる。野井戸は第2礫層からの被圧地下水をとり、これが乾地にとってイ草の生産に多大の便宜を与えている。この被圧地下水は高梁川の伏流

水を利用したもので、高梁川改修前には川の水位も高く従って野井戸も多量の水が出たが、改修後川幅が広がると共に、川口で砂判の採集により、再び川が侵蝕作用を起し始めたので水位が下り、野井戸の水量も減少し、灌漑に影響をもたらした。

しからは野井戸と米麦、イ草との関係はどうであろうか。

#### (イ) 水稻との関係

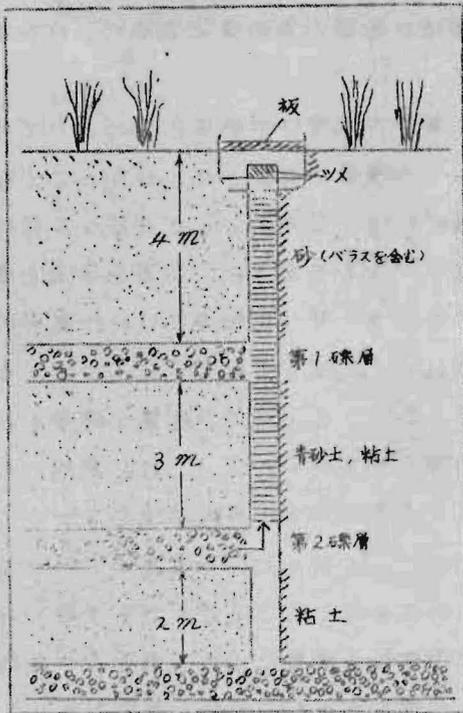
野井戸は大休田/反当り/個の割合で分布している。野井戸の水温は夏は $17^{\circ}\text{C}$ 平均であるが、野井戸のまわり4.5歩は、その被圧地下水の冷温のため出穂できないこともある。しかし一番大切なのは野井戸による灌漑用水の調節がきかず不利なことであるが、苗を植える時期には常に一定の水を保ち、成長してからは早魃期にも十分の水を供給するという便宜を与えている。

#### ロ. イ草との関係

野井戸はこの地域特有のもので、イ草生産に大きく影響している。稲の発育期には用水の温度は野井戸のそれよりも低く、成長には最適である。また成長後は野井戸に代って用水が用いられている。イ草と水田率との関係をみれば、水田率が高いほどイ草の生産も高い。これは水田とイ草の2毛作が野井戸によってたすけられているからであろう。

なお船穂町の地下構造を知る手掛りとして、次の2例をあげておく。第25表は昭和32年12月の玉島市水道課のボーリング調査の結果であり、第9回は中新田に

おける雨取りである。



野井戸の構造図



写真5 野井戸(中新田)

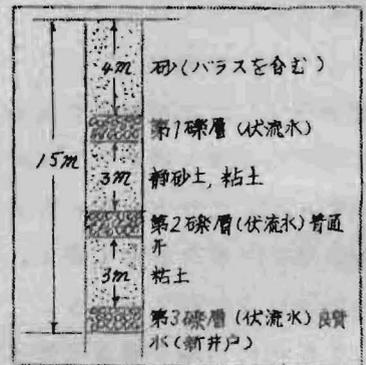
第25表 野井戸の有無による地域区分

	野井戸地帯					野井戸のない地域				
	上島岡	沖	福島	中新田	大船徳	畑谷	堅盤公	市場	水門	元祖
水田率	96	93	94		70	36	25	53	83	81
作付面積	150*	380	252	1212	752	30	65	35	23	235

第26表 中新田のボーリング結果

砂	0 ~ 0.4 m	
粘土	0.4 ~ 1.6 m	
砂 93%, 礫 10%	1.6 m ~ 3.5 m	
細砂	3.5 ~ 4.7 m	
青砂 10%, 礫 50%, 梁石 40%	6.3 ~ 6.7 m	} 潜水層
青砂 20%, 礫 30%, 梁石 50%	6.2 ~ 9.2 m	

(水脈は大体6.5~9.7mの深さを走っている)

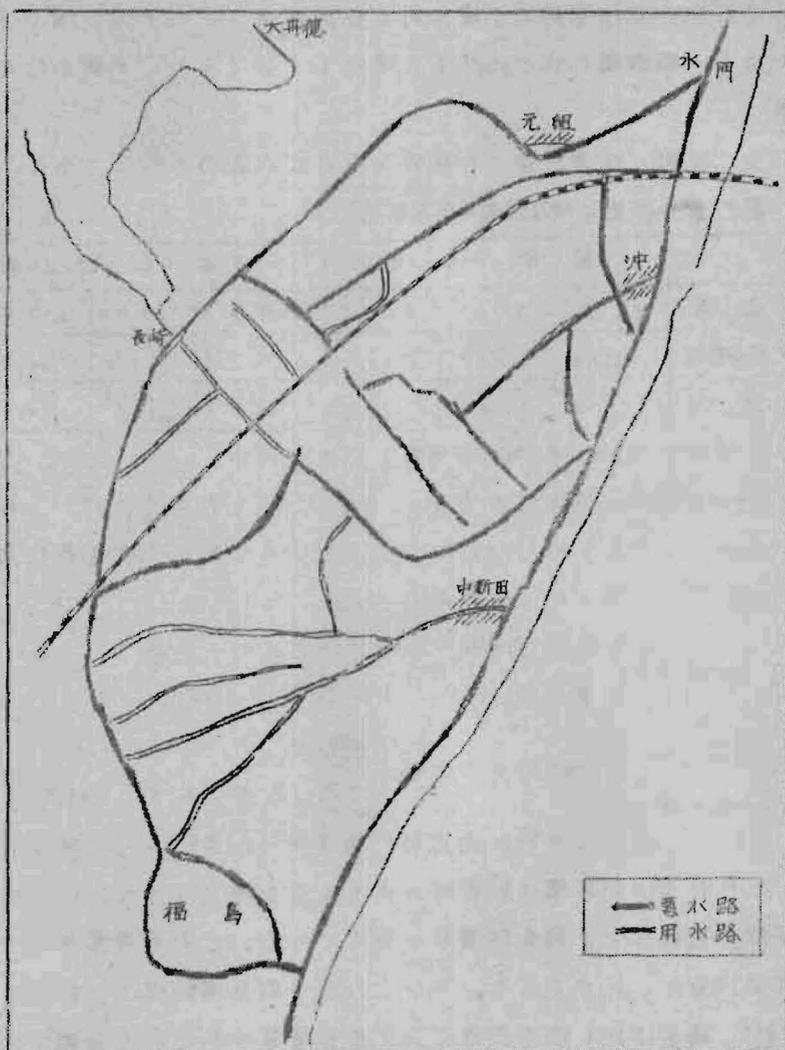


第9図

## 4) 用悪水の問題

野井倉の便所は即ち用水不足によることを述べたが、船穂町では高梁川西岸用水悪水組合の

下に、大体7月10日～9月27日ごろまで番水制度(12)が設けられ、灌溉用水の配分が行なわれている。しかしながら船穂町においては用水の不足ということは殆んどでなく、もしあっても中新田以南の田地においては、高梁川の伏流水の関係で排水が盲く行われず滞水し、悪水となって農作物に被害を与えている。下の玉島市の新開地はか



第10図 用悪水路(船穂町役場資料)

えて水不足のためこの悪水を必要とするので、船穂町と玉島市とは用水悪水において密接な関係が結ばれている。

### 3. 土地利用の状況

船穂町の土地利用についてみると、総面積  $1474\text{km}^2$ 、宅地  $140,078$  坪、田  $2891$  反、畑  $2247$  反、山林  $1158$  反、原野  $23$  反、(昭和33年10月23日岡山県市町村勢要覧)である。これを百分率で表わせば宅地  $43\%$ 、田  $26.7\%$ 、畑  $20.7\%$ 、山林  $10.6\%$ 、原野  $0.2\%$ 、その他  $27.5\%$  となつて、総耕地面積は総面積の  $47.4\%$  を占めている。

これを更に農林省の昭和30年臨時農業基本調査によれば、総耕地面積483町3反8畝、うち田270町1反5畝、畑213町2反3畝、果樹園118町4反8畝となっており、総経営耕地面積に対する比率は、田55.8%、畑44.2%、果樹園16.2%である。果樹園の畑に対する比率は36.8%であり、果樹の占める割合がかなり大きい。

次に果樹と特殊作物との関係をみれば次表のとおりである。果樹と特殊作物と

第27表 果樹と特殊作物の経営状況

品 種	果 樹 (7048 畝)			特殊作物 (2742.9 畝)		
	モモ	カキ	ブドウ	イ草	タバコ	ナタネ
経営面積	4793	1037	1218	713	1547.9	482
比 率	68%	14.6	17.4	25.9	56	18.1

(昭33.10.23 岡山県市町村勢要覧) (昭32統計)

の耕地比率は前者が71.9%で断然大きい。果樹のうちでは経営面積は桃が最も大き

く68%を占め、特殊作物ではタバコが56%を占めている。これら土地利用が船穂町各地でどのように行なわれているかをみよう。先ず船穂町をその地形上より分け、5つの部落をもって代表させた。

丘陵地 { 上の丘陵地域 鶏尾(田之内を含む)  
 山麓地域 北谷

平地 { wetな野井戸地域 { 中新田  
 又串(加藤, 柿木, 川筋)  
 dryな貯水池地域 柳井原(畑谷 - 心, 宮原)

これら5つの集落は船穂町の農業生産を特色づけるものであって、即ちイ草、果樹、蓮根などと商業的農業が盛んである。これを農業集落の階層表にまとめれば第29表のとおりである。以下この5つの集落について叙述する。

(1) 鶏尾は北を限る丘陵の上にある集落である。丘陵地は山頂まで全く開墾せられ、ブドウ、ミカン等の果樹栽培が行なわれている。水田率は48.3%であるが、これは山麓部落に出て耕作するためである。

(2) 中新田は平地農村としての特色を最もよくあらわしている。即ち水田率93.9%で畑地は殆んどない。米の裏作としては米、イ草が植えられている。イ草は他集落に比べて最も作付面積が大きい。中新田における作付率は19.4%であり大きくない。

(3) 北谷は丘陵地の中に首を突こんだ山麓集落といえる。丘陵は全く耕され、山頂までブドウが広く栽培され、ブドウ栽培が船穂町の中において最も盛んであ

り船穂町の特色の一つとなっている。田 40.3%、畑 35.2%、果樹園地が 24.5% であり、果樹栽培が大きな比重をもってきている。なおイ草の作付率は 10.6% であるが、これは中新田より高い。米を除いて麦、芋等の類が最も少なく、イ草の作付率の大きいことは、米、ブドウ、イ草と最も経済的農業が行なわれていることを示すものである。

(4) 又串は川と山にはさまれた所に位置している関係上、畑地が多く水田率はわずかに 26.4% である。畑地には主として小麦、裸麦、甘藷、馬鈴薯が作られている。丘陵地には果樹栽培が盛んであるが、果樹園率は 16% で生産にはそれほど比重がかかっていない。第 18 表のごとくハッカの生産地が集中していることも注目を要する。概して又串は農業よりも花畑業に重点をおいているのである。

(5) 柳井原は貯水池によって大きく特色づけられ、蔬菜地帯特に萇根の主産地である。これは貯水池が水減れのため貯水池としての機能を失った。従ってその湿地には萇根が、砂地には蔬菜、果樹が植えられている。(詳細は他の調査の項を参照されたい。)

水田率は 26% で水田は殆んどなく、畑地が大部分を占めている。ゆるやかな丘陵地は一部を残して大部分が開墾せられ畑地となっており、主としてブドウの果樹栽培が盛んである。小麦の作付は船穂町で最高で中新田の約 2 倍にあたる。(これは中新田の田の排水の悪いことに起因する。)(第 18 表参照) 農作物は麦、イ草、甘藷が主となっている。

以上 5 集落の他に堅盤谷の集落をみる必要がある。堅盤谷は山が川に迫った山麓にありブドウ、モモ、ナシなどの果樹栽培が最も盛んである。水田率は 24% で畑地が大部分である。経営耕地面積 4483 畝(内田 702 畝、畑 2158 畝)で果樹園地が 1078 畝あり、生産における果樹の比重が大きい。

概して船穂町の土地利用の状況よりみれば平地の利用はいうまでもなく、丘陵地に至っても耕して天に至る……という有様でフルに利用せられている。殊に丘陵地に果樹栽培の盛んなことも船穂町を大きく特色づけるものである。また商品作物の作付の盛んなのも船穂町の性格を物語る一因となっている。

第 28 表 地域別農作物作付面積

作物名	陸稻	甘藷	大豆	小麦	大麦	裸麦	菜種	イ草	そば豆	馬鈴薯	ハッカ
集落名	作付面積	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
柳井原		717	63	1020		617	67	77	83	312	30
又串		140	45	260		259	15	81	17	53	150

集落名	作物名	除籾	甘藷	大豆	小麦	大麦	裸麦	茶種	イ草	そば豆	馬鈴薯	ハッカ
	作付面積	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中新田	8	10	33	562	47	558	15	1152	24	25	30	
北谷		27	3	70		31		511	5	8		
鶴尾		315	83	631	15	590	60	470	17	51	50	

第29表 農業集落の階層表

集落名	階層名	第1次階層	第2次階層	第3次階層
鶴尾		農山村	商業的農業	モモのイ草以外の商業的農業地帯
北谷		〃	〃	イ草の生産地帯
中新田		平地農村	〃	水田地帯
又串		農山村	〃	畑作地帯
柳井原		〃	〃	モモのイ草以外の商業的農業地帯

(農林省 昭和30年臨時農業基本調査)

第30表 船穂町よりみた土地利用状況 (その1)

部落名	田		畑		果 樹	
	経営面積	比率	経営面積	比率	経営面積	比率
船穂町	25763	100%	2210	100%	7848	100%
柳井原	2035	7.2	5766	25.7	1393	17.7
又串	789	2.7	2196	9.8	564	7.1
中新田	5586	19.3	362	1.6		
北谷	1407	4.9	1188	5.3	390	11.3
鶴尾	2552	8.8	2731	12.1	789	10.1

(その2)

部落名	田		イ 草		耕地面積
	経営面積	水田率	経営面積	イ草作付率	
柳井原	2035	26.0%	77	0.9%	7801
又串	789	26.4	65	2.2	2985
中新田	5586	93.9	1152	19.4	5948
北谷	1407	54.2	511	19.6	2595
鶴尾	2552	48.3	470	15.1	5283
船穂町	25763	53.8	5564	11.5	47864

第31表 各部落別土地利用状況

部落名	田		畑		果 樹		耕地総面積(畝)	
	経営面積	比率	経営面積	比率	経営面積	比率	経営面積	比率
柳井原	2035 <sup>畝</sup>	22.1 <sup>%</sup>	5766 <sup>畝</sup>	62.7 <sup>%</sup>	1393 <sup>畝</sup>	15.3 <sup>%</sup>	9194 <sup>畝</sup>	100 <sup>%</sup>
又 串	789	22.2	2196	61.8	564	16.0	3549	100
中新田	5586	93.9	362	6.1	0	0	5948	100
北 谷	1407	40.3	1188	35.2	390	24.5	3485	100
鵜 尾	2552	41.9	2431	44.9	799	13.2	6082	100

(補)

α. 高梁川の沖積作用

船穂町の東の平地は扇状地的デルタである。扇状地がもとの海であったごとく、船穂も二千数十年前には阿知海と呼ばれていた海であったが、それは高梁川の土砂の堆積による沖積作用と寛永以後の築堤及び土地の隆起作用との三者相俟って現状を呈している。

β. 島 打

宝満寺の北東に位置する。この附近では山砂利層をバグッチと呼び、兼作に厄介なものとしている。

γ. 高瀬通

船穂町又串から山麓を船穂—長尾—瓜崎に至り、ここから干拓のため築堤に沿うて、阿弥陀山東麓まで高瀬の通路が設けられ、物資輸送路となった。高瀬通は幅2間、深さ1間半、長さ2里14町の運河でこれに沿うて人家が立ち並び、長い間橋中における南北交通の大動脈であったが、今日埋没の所も多い。(日本地名辞典 石田 寛)

δ. 田 舟

田が非常な湿地の場合、稲刈のときなどは舟を使用していた。

ε. 野井戸

高梁川が天介川をなしているため、川沿の耕地には「杓井戸」と呼ばれる湧水、出水があり、冬季灌漑の便がある。

船穂町では鉄道以南に多く分布し、(ノ又にノつの割合) 高梁川の伏流水をとっている。山裾の井戸は、地下水を利用したもので俗にいう山井戸である。水温も野井戸は17°C、山井戸は19°Cと大きい差がある。

(げ) 大正10年高梁川  
改修工事が行なわ  
れた。

(g) 西阿知は倉敷市  
に属する。

(ん) 番水制度

雨量の少ない地域  
では、夏季には灌漑  
用水に困る。川から  
の引水を規約によっ  
て配水する制度であ  
る。この場合常に上  
流に位置する方が権



写真6 ザブ田に使用された田舟(中新田)

いとされる。例えば総興町は玉島市に対して有利な立場にある。

昭和33年度の船碇、玉島により構成されている高梁川西岸用水兼水組合の番水日割は、下番(水門から長崎への川筋)と上番(水門から福島への川筋)との2つに分けられており下番3日、上番2日の割合に下番から始めて7月10日より9月30日まで、3日2日交代で配水した。

# 第3章 生産構造

## 第1節 貯水池造成と果菜類の栽培 — 柳井原 —

### 1. 貯水池成立以前の状況

吉備高原の中を流れて来た高梁川が、粟藪部の平野に入る前に裏面二つの川に分れて流れていた。一方は東高梁川であり、他方は西高梁川である。後者が合流して粟藪の沖積平野に入るまでの山にかこまれた集落が柳井原である。柳井原は西高梁川の曲流部の外側あたり、河岸は急流にあらわれ、勝景獅子ヶ淵<sup>(1)</sup>をなし、「山道って断崖となり、河流激しく幽邃な山水」の勝景は郡内一に数えられていた。<sup>(2)</sup>1500年代に起源を持つと言われる高瀬舟も玉島方面からここを通過して、上流の高梁、新見方面まで約10キロの舟路を往復していた。当時は高瀬舟の船頭の唄う舟唄が毎日きこえ、瀬にかかるほとんどはうような姿勢で舟を綱で引き、南風の吹く日は白帆をかけてやる姿も見られたという。又早朝玉島から高梁方面まで鮮魚をかついでばこぶ人の姿も見られたという。これらの舟や人がばこぶ荷物は柳井原にはおろされず、少し炭をわけてもらう程度である。柳井原の最北端の「水み」には渡しがあり、そこには5~6軒の船大工が任んでいたというが、現在では大工を業とする3軒のみが残り、当時のおもかげをわずかにとどめている。

粟藪部に未曾有の被害を与えた明治26年(1893)の大水害に柳井原も害を受けたが、それ以外にも数回にわたり害を受けている<sup>(3)</sup>。明治17年(1884)の洪水の時には西高梁川の分岐点附近に土砂が山をなして堆積し、流路がたちまち塞がったといわれているが、水害のたびに河床は高くなり、高い河床は頻繁に水害をもたらしていた。高梁川の改修計画はこの頃より考えられていたのである。大水のたびに堤防から氾濫した水は排水が困難な為長くとどまり、柳井原内の低地は湿地となり、中央には大きな沼地が生じていた。

明治32年(1899)に農地利用の向上を目的とする耕地整理法が制定されたが、柳井原では明治40年(1907)に地主によってこの沼地が整理され、水田となっていた。高梁川が眼前を流れているにもかかわらず、柳井原の水田はたえず水不足に悩まされていた。一部の低地を除く殆どのを田は旱魃の時だけ高梁川より水を引き入れ、数台の水車で田の中へ上げていたが平時は小さな溜池から水を引いていた。三方を山でかこまれていたため、山林は多くあるが農用林ではない。田畑のほとんどが一部の地主に集中していたため、山林は重要なもので

はなく、耕地が比較的多いため、「耕して天に至る」という素観は窺われなかつた。

第32表によると全耕地面積は8ヶ町4反8畝16歩であり、水田率35%は他部落<sup>(6)</sup>に比べれば畑作に偏重しているが、やはり米麦中心農業である。

第32表 柳井原の全耕地面積(大正11年)

	全耕地面積	一戸平均	水田率 水田歩数/全面積×100
田	30 <sup>町</sup> 3 <sup>反</sup> 2 <sup>畝</sup> 10 <sup>歩</sup>	2 <sup>反</sup> 2 <sup>畝</sup>	
畑	55 <sup>町</sup> 1 <sup>反</sup> 6 <sup>畝</sup> 16 <sup>歩</sup>	4	
計	85 <sup>町</sup> 4 <sup>反</sup> 8 <sup>畝</sup> 26 <sup>歩</sup>	6.2	35.0%

高沢川東面用水組合の資料より作成

注(1) 柳井原は「畑谷」「一心」「常原」の三部落より構成されているが、畑谷を東畑西畑に、一心を犬谷、殿坂に分けるところもある。そのほか「横山」「水分」がある。

(2) 「浅口郡誌」及び「箱根町々勢要覽」による。

(3) 山陽新聞、昭和33年12月6日号、

(4) 「高沢川改修工事概要」

(5) 石黒敬雄編、「寄生地主制の生成と展開」

(6) 農林省昭和30年臨時農業基本調査第一次市町村別結果表によると箱根町の水田率は55%である。

## 2. 貯水池成立以前の農業と生活

土地所有に伴う支配関係を見るにあたって、先ず地主の性格から見てゆく。柳井原には大小8名の地主がいたといわれている。内藤は柳井原の全耕地面積8ヶ町歩のうち約35〜36町歩を所有する大きい地主であるが、他は数町歩を所有する中小地主である。内藤は商人として柳井原に移って来た後、亀岡藩の御用達をうとの苗字帯刀を許されていた身分であり、元からの百姓ではなかった。そのため手作り地はほとんどなく、他の大部分の家とは宗旨を異にするため講組を通じての接触もなく、一般の農民の日常生活からかけはなれた存在であった。

当時、田1反から約2石の米次と取っていたというが、小作料は高く、1石2斗〜1石5斗ぐらいであった。耕地の少ないところでは小作料が非常に高いのであるが、柳井原の場合は耕地が少なすぎるということは無かったらしい。耕地の一畝あたりの面積が小さく、散在し、水不足でしばしば旱魃があるため大経営が必ずしも良くなく、小経営で集約的に作った方が比較的有利であった。山林があまり開墾をされていなく、あえて不便な所を耕作する必要がなかったのであろう。内藤は手作り地が全然無いわけではなく、巨額のけがしい田や、劣悪地で作

る者がなくて返してもらった耕地は手作りをし、新らに要求があれば貸し出す小作予備地の意味の手作り地であつたらしい。

地主が小作人に対して恩恵を与え、これに対し小作人が地主に対して義務として労役を強制されているような所では、一説に小作料は安い<sup>(2)</sup>のであるが、ここでは地主、小作人の間に恩恵、義務の関係は全くなく、地主小作関係が小作料納入関係にとどまっていた。これが高い小作料の原因の一つであるのであろう。当時棉、養蚕(桑)除虫菊、はっか等の新品作物も作られていたが、この農産物商品化による農民の富裕化、あるいは地主が手作りの少い地主であるため、小作人の貧困によって生じる無力さから生ずる「地主の恩恵」というものも生じなかつたのであろう。

地主の中には柳井系以外の地、例えば吉備郡千方、川辺方面にも田地を相当所有している者もあつた。岡藤の場合は柳井系以外の地の田地は、全体の所有面積から見るとだいたいのものではないが、中小地主の場合は約半分の1〜2町歩を所有していた。中小地主は元からの百姓であり、5〜6反歩の自作地を耕作している。小作料が高く、耕地の条件がよくなく、安定した収量をあげることができないため、中小地主にとって備蓄として多くの耕地を経営するよりも、小作地として貸した方が有利であつた。だから彼等は地主というよりも貸付耕地所有者といった性格のものもいた。

柳井系の地主層の中には農業以外の仕事をしているものはいらなかつた。農産物の商品化が進んでいるといつても、これを利用して農産物の加工業を行うほどのものでもない。あるいは交通の不便が障害となつた。そこで他所の人との接触が少なく、あるいは四方を山と川で囲まれている封鎖的な土地であるため、外部と積極的に交わつて生活していくよりも、内部だけで消極的に生活していくという性格があるためではなからうか。

注 (1) 船穂町誌資料(花田一重編)より。

(2) 岡藤を含む10の家は真言宗であり、他の大部分の家は真言宗である。

(3) 播磨直着「日本農村の社会的性格」によると、吉備郡の山間の村では田一反につき1石7斗〜2石の収穫で約1石2〜3斗〜1石5〜6斗の高率小作料である。

(4) 「日本農村の社会的性格」より

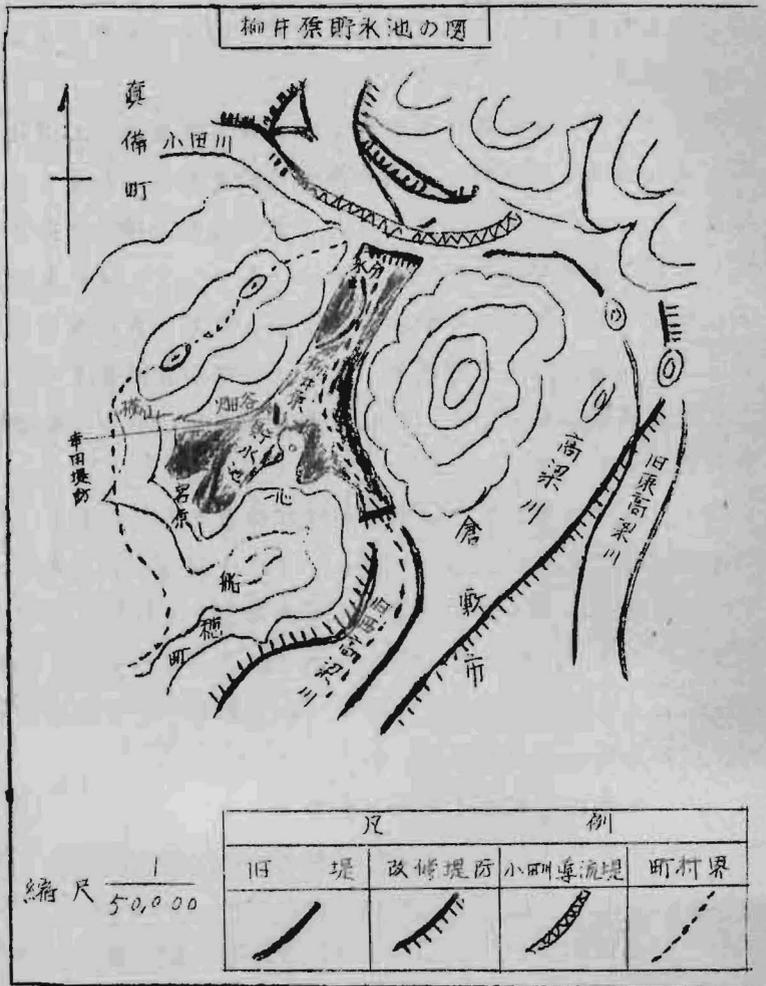
### 5. 貯水池造成の理由

高梁川は県下一の大河川であり、その灌漑面積は実に広く、その水利はずぶ

る人々、そのため、それのもたらす被害も非常に大きかった。高梁川改修の議は明治13年(1880)17年(1884)の水害を契機として起り、さらに同25年、26年における未曾有の惨害は改修の必要を痛感させ、明治39年(1906)に至り改修の議は決定され、翌年の明治40年(1907)より内務省大阪土木出張所により改修工事はじめられた。高梁川流域内の地質は花崗岩質が多く、かつ風化作用も顕著であり、水分の吸収性の乏しい植生である。このことは流域の水害の原因の一つでもあり、灌漑地の水不足の原因ともなっていた。

改修工事を機会に 第12図

従来個々に分立し、  
 そのために堤防の安全のためにも悪く、  
 灌漑を非能率的にしていた用水組合を合一し、郡境、浅口、粟島の三郡19箇町村、6,580余町歩の区域に灌漑する高梁川東西用水組合をつくった。この用水組合地域の用水路の流末に至るまで十分に灌漑しようとする、毎秒600立方尺(16.7 m<sup>3</sup>)の水が必要である。しかし高梁川の夏季洪水時における流量は毎秒200立方尺(5.6 m<sup>3</sup>)内外に減水する



ため、これを600立方尺に達せしめるには毎秒400立方尺(11.1 m<sup>3</sup>)の水を補給する貯水池が必要である。このために旧西高梁川の跡に造った貯水池が柳井原貯水池である。

荒川地を貯水池にすれば柳井原の悲劇は記らなくてすむと思われるが、そうでもなかった。貯水池に隣接する柳井原地内は貯水面より低くなり、かつ三方を山にかこまれているため排水は殆んど不可能になり、同組合は貯水池の溜水量を大きくするためにも、同地を買収せざるを得なくなったのである(2)

柳井原内の土地は貯水池とは別個に、そのままの状態を存続することは絶対にできぬ運命にあり、「土地買収反対」は「貯水池造成反対」であった。このような彼等の無力さから来る苦悩を「地主層が簡単に妥協したためだ」と当時の地主層を非難することによって回避する者もあるが、大部分の者は「内部官僚の前には我々はあまりにも無力であった。」と考えているようである。

ところが彼等の土地買収反対の最後のゆきつくところには内部官僚もなければ排水組合もなく、毎年高梁川下流域域に水害と旱害をもたらしていた自然現象があったわけである。ここに反対闘争の限界があったのである。

注(1) 岡山県編「岡山県水害史」によると、江戸時代正徳2年(1697年)～嘉永5年(1822年)までに10回の水害があり、明治に入ると、13年(1880年)25年(1872年)26年(1893年)の3回大水害があった(西阿知町発行「西阿知町史」より)

(2) 以上は高梁川東西用水組合編「組合沿革誌」総編及び「高梁川改修工事概要」より要約

第33表 貯水池面積のうちわけ

貯水池総面積	105町 / 反7畝 / 5歩		
買収地の内	高梁河川敷地	45	6反8畝4歩
	買収地	59	4 9 11
	耕地(田畑)	37	6畝4歩
	その他 宅地、山林、瓦堤内 元溝境敷、その他を含む	22	4 3 7
貯水池溜溜水量	121,999,527立方尺 (約 3393.811 m <sup>3</sup> )		

高梁川東西用水組合の資料より複製

4 貯水池の成立による変化、

以上のような状況の下に貯水池はできたのであるが、これから後柳井原はどの

ように変わったであろうか、前述した通り、野永池を造る前にも日照が足りた以外は、高梁川の水を田に入れることは少なかった。水田の大部分を失い、水とを棚田だけになったが、日照の時どきえ眼前にある野永池の水を利用することはできない状態であった。

第34表 野永池造成に伴う柳井原の耕地面積の移動(大正11年)

	現在地反別	現在地反別 一戸平均	買収反別	残地反別	残地反別 一戸平均
田	30町3反2畝歩	2反2畝歩	19町5反4畝歩	10町7反14畝歩	2町7畝歩
畑	5町1反16	4反0畝	17町3反29	32町6反16	2町2畝
計	85町4反26	6反2畝	37町6反4畝	48町4反20	3町5畝

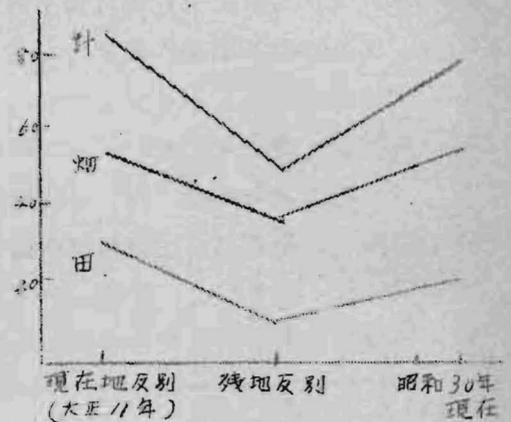
高梁川東面用組合の資料より作製。

第35表 昭和30年現在の柳井原の全耕地面積数

	耕地面積	一戸平均
田	20町3反5畝	1反6畝
畑	5町0反6畝	4畝
計	28町2反1畝	6畝

町役場の資料より作製

第13図 柳井原の耕地面積の変遷



第34表、第35表によると、85町余りが買収によって37町余りに減少し、農地改革を経て現在は70町余り増えている。第13図のグラフの中に柳井原の農民の苦闘が秘められているわけである。買収された土地は全体の約42%で、残地は反数の方が多いのであるが、残った耕地は一筆あたりの面積の小さい棚田が多く、実質的には数字にあらわれている以上の打撃を受けたわけである。土地耕作者ではあっても、土地所有者ではなかった。小作農層は土地買収に際して全く関係はなく、補償金は皆無であった。しかし一戸平均3反5畝でも耕地を全部を失った上に、家までこわされ、この土地に住むことができなくなり、やむなく他所へ移っていった人もいた。野永池ができたため、他所へ移転したものは多くあったが、その中には前述したような場合のほか、土地と共に家の敷地まで買収にかかり、家をこわしたのを機会に他所へ移って、農業以外の職業についたものもある。これらの人々は移転の内容は異なるが、いずれも土地を失ったために移ったものである。肉麻も土地を失っ

たのを機会に家の都合で移っていくが、手作り地は少く、地主永作關係が小作料納入關係だけで、土地に対する執着の少なかったため、あえて不便な土地に住む必要もなかったのである。終戦前の昭和18年まで帰らず、その間20年地主のいない村が幾くわけである。

5〜6反歩の田地を自作する中小地主は柳井原内の所有地の大半を失い、柳井原以外の土地がより筆券になってきた。彼らは元来百姓であるため、土地買収に対して他の農民と同じく反対であったが、反対運動が発展しなかったため、彼らの態度をはっきり示すことができなかった。その後は、貸付耕地を多く所有するというだけであり、一般の農民と何ら異なるところはなかった。

柳井原の農民の貯水池造成反対の動きは、一つの勢力としては育たなかったが、農民としての意識の生じたことは収穫であり、後の養魚組合において生かされるのである。

#### 六 貯水池成立後の農業生産

貯水池ができた結果48町歩まで減った耕地は農地改革を経て、田はあまりふえていなかったが、畑は以前の54町歩をうねまわり、54町歩に達し、畑作を中心として農業が営まれて来た。柳井原には以前より棉花、除虫菊、はっか等の商品作物が作られていた。しかし棉花、生糸はそれぞれ明治30年(1897)大正5〜6年(1916〜17)頃より全国的に衰退しつつあったときであり、これと同時に明治30年頃より桃、ブドウ、除虫菊、はっか等が興隆作物として盛んに作られはじめたが、この全国的な動きと同じように棉花、養蚕は少くなり、しだいになくなってしまった。

貯水池により弱化した柳井原に畑作物として果樹(主として桃)が作られはじめた。簡種の桃は最初聖盤谷で作られはじめたが、柳井原の桃はこの聖盤谷より入って来た。しかしながら柳井原にとって桃は未知数であり、資力も乏しいため多くは作られず、主穀の栽培を中心にして山林や荒野を少しずつ開墾して植え、最初は小づかい錢かせぎの域を出ない状態であった。こういう状況の下に栽培されはじめたのであるから、合理的な方法は採用されず、経費をかけず、労力をおしますただ収穫を多くするという経営方法であり、少しずつ植えただけで、品種の統一が行われず、このため現在でも共同出荷が行われていない状態である。なお桃よりおそく栽培された「ぶどう」は共産場も建てられ、共同出荷が行われている。柳井原には現在果樹と蔬菜の二つの主な商品作物がつけられているが、果樹(桃、ブドウ)が主であり、蔬菜は従である。蔬菜は果樹とは対等の作物と

して、はじめられたものでなく、土地が少く、果樹の少い、したがって方力のあつまっている者がかわりに蔬菜を栽培しだしたのである。

貯水池の中に蔬菜が多く栽培されだしたのは貯水池の漏水の激しくなった戦後のことである。漏水は昭和のはじめ頃よりあったが、戦後特にはげしくなったのである。昭和二年に柳井原保勝会の名を以て青年団によって芋田堤防を中心に標が植えられたが、ちょうどこの年に幸田堤防より内側の元水田であった貯水池の浅い所へ、同じく青年団の手によって俵につめた運根かしがめられ、蔬菜栽培の第一歩がはじまった。

貯水池成立後、柳井原の農民のために養魚組合というものが生れた。貯水池のために犠牲になり、土地を失った農民（地主層も小作農層も全て含む）に対してその代償として貯水池を利用する権利が与えられた。（貯水池の管理権は東西用水組合が持っている）。利用するといっても、水田に水を引くこともできぬ貯水池から何も得られなかったが、淡水漁場として利用することが考えられた。そこで漁業をする権利を争い、養魚を行うことを目的として養魚組合が生れた。約ノの町歩の面積をもつ貯水池であるから養魚が成功したならば、相当数の専業者が生まれるはずであった。そこで組合は霞ヶ浦、穴直湖より「わかさぎ」、琵琶湖より「げんごろうぶな」等を取りよせて貯水池に放った。しかし「わかさぎ」は餌になる「えび」が貯水池内に繁殖しないため、しだいに減って現在は全くいなくなり、「げんごろうぶな」も漏水のために往む場所をせばまれ、少なくなってしまった。現在では趣味として、魚を獲っているにすぎない。漏水は養魚を失敗におわらせだが養魚よりはるかに有利である蔬菜の栽培をはじめさせた。蔬菜を栽培して得られる収入はすべて組合のものであるが、組合自身の経費の外は青年団、消防団、婦人会（これらはすべて柳井原支部である）、あるいは小学校（町立柳井原小学校）や幼稚園に寄附され、公衆のために使われている。あくまで貯水池のために犠牲になった柳井原の農民に間接的にはあるが使われぬばならないのである。組合を構成する範囲が広いため、あるいは組合の収入があまり多くないため、農業技術の改良、共同作業あるいは生活改善等のまとまった事業は行われず、青年団、婦人会等の寄附等だけで終っている。養魚組合は柳井原の唯一の組織体であるが、組合が生れた当時は貯水池から得られるものは淡水魚だけであり組合の役割は小さかった。そして貯水池により最も打撃をうけた小農層の入々が組合から何かを得ようとしたため、あるいは殆んどの人々が同じような過小農であったためか組合の中心となるのはかつての小農層であり、彼らを中心にして養魚

組合がすすんでいくのである。

注 (1) 吉島敏雄編「器は地主制の生成と展開」より

(2) 昭和4年刊の高梁川東面用水組合編「組合沿革誌」誌編の中にすでに、  
「……稍漏水の著るしきものあり、地底下は深き砂礫層より成るをもつて  
池底全層より漏水は頗る大なるべきものあり。」と述べている。

#### 6. 貯水池の廃止とその利用問題

現在柳井原で貯水池廃止に際することの問題となっている。廃止が問題になるのは貯水池の漏水がはげしくて、灌漑用の貯水池としての機能を果たさなくなると共に、上流に灌漑用水用の水坂部がムができ、その機能を十分にはたしているため、この貯水池が不要になったからである。船穂町当局も貯水池の管理者である渠に対して貯水池を廃止して、その跡を払下げてもらいたいと正式に申請しているが、柳井原の現地も養魚組合を通じて貯水池を廃止し、その土地を現地の農民に払下げてもらいたいと東面用水組合へ勧告を行うという。この貯水池廃止の運動、陳情に対してはじめは廃止に反対だった東面用水組合も反対の態度をやわらげ、貯水池廃止へとすすむのではないかと思われるが、決定されたあけでもなく、実際の廃止までには相当の時間を要するであろう。

現在の問題は貯水池よりも、むしろ廃止後の土地の利用に際することにあるらしい。無用になった貯水池を廃止し、その跡を利用させてほしい、という陳情がこの船穂町のほかに吉備郡真備町からも起っている<sup>22)</sup>。真備町の場合は貯水池を造る前までは西高梁川を流れていく小田川の水が、貯水池を造ったため、排水が悪くなり、その上高梁川の増水時には水が小田川へ逆流し、毎年数ノ町歩の水田が浸水する害を受けている。だから「貯水池を廃止するならば、その跡を排水路とし、水田の浸水禍をなくしてほしい」と組織的な運動を展開しているといわれている。これに対し柳井原では、柳井原の安全を保障するならば、旧西高梁川跡の貯水池の方の一部を排水路としてもよいという人もいるが、増水時には人命にかかわることでもあり、大部分の人は貯水池跡の排水路化に絶対反対している。あれほど柳井原の農民に塗炭の苦しみを与えた貯水池であり、小田川の流域の浸水禍は他に解決策もあるのだから、又も彼等にとって無益な排水路となり、有効に使われないことには絶対に賛成できないのであろう。

前述したとおり柳井原の貯水池は旧西高梁川の跡と柳井原地内の低地に造った二つから成っている。廃止後排水路にしようというのは前者であり、旧所有者のあった後者は廃止後水田として払下げられることはまちがいないと思われる。

この土地が払下げられた場合に旧所有者に返すべきか、あるいは現耕作者に返すべきかに問題があり、旧地主層の中には払下げに際し河川法を濫用し、旧所有者に返しそれを売却する形で分配するのが望ましいという者もあるが、こんな非現実的なことを考えている者はほとんどない、と反駁するものもある。

貯水池のために誰もが害を受けたのだから、現在農業をしている者に全て平等に払い下げてもらいたいと考えている者が大部分のようである。貯水池を造る時には全く無力であった農民も、この廃止問題では異常な感心をよせ、彼等を代表する養渾組合を通じて活発に動いている。

旧西高沢川筋の貯水池の中には、戦時中の食料難の頃より荒地を開墾し、耕地がつくられはじめた。戦前管理がきびしかった頃はあまり作られていなかったが、戦後漏水が激しくなるとますます増え、今では耕地を増す余地がないほどになっている。これに対し東西用水組合は占有地として占有権を認めることは、耕作者が権利を濫用し小作地化することを恐れ、貯水池としての機能は果していなくても、形式的にも東西用水組合の貯水池であるため占有権は認めず、「空いている土地だから利用してもよい」という態度である。貯水池内の耕作は決して非難されるべきではなく、貯水池のために犠牲になった者の当然受けるべき権利のごとく考えられている。耕地の占有は戦中戦後の混乱期に労働力の余っている者によって行われたが、養渾組合の蔬菜のごとく間接的にはあるが、すべての者が利益を受けているわけでもなく、又反対に耕地の占有が全く労力なしに行われたのもなく、葎が茂り、砂利の多い荒地を開墾したのであり、この二つの相反することが廃止後の土地の分配問題で微妙な対立をもたらしている。

貯水池内の畑の蔬菜は、河川敷地内の場合と同じ性質のものであるが、役にたかない貯水池というものが河川の場合とは条件を異にしている。普通の畑のごとく耕作権が安定しているわけではないが、貯水池が改修されるか、廃止されぬかぎり水の害はなく耕作は安定しているわけである。蔬菜の栽培は形式的には副菜の域を出ないのであるが、本菜に迫る。あるいはそれ以上の収入をあげている者もある。という水災情らしい。

柳井原の農民の性格を見ると、柳井原内の個々の間では別に他の部落と愛ったところはないが、外部に対しては對鎖的、孤立的である。これは柳井原が明治22年に四ヶ村と合併して船穂村に属するようになる以前に柳井原村という一つの独立の自然村を構成していたため、あるいは船穂の中心より地理的にはなれているため、ということも考えられるが、それ以外に、かつて貯水池のために三つの部落

が同じように犠牲になり、その後養漁組合というものを置いて努力して築いて来た成果や現在の生活の幸福さを外部より干渉を受けないようにする意識が潜在しているためなのではなかろうか。柳井原の入々のこのような性格が、内部の日常生活にはあらわれないのであるが、柳井原全体を単位とする青年団、婦人会等の団体を船穂町の支部であり



写真7 貯水池とレンコン (柳井原)  
(石田 寛 撮影)

ながら実質的には独立したかのふとき状態にしている。このように人々は皆皆柳井原部落という「独立」の集団の中に埋没した存在になっているのである。

第36表 昭和32年度船穂町蔬菜生産高

	数	量	金	額
大根	105,000	貫	3,150,000	円
蓮根	34,000		4,190,000	
筍	12,250		796,250	
ぶぼう	10,500		997,500	
そらまめ	9,800		441,000	
ぶさきょう	7,500		525,000	
ほうれん草	7,500		455,000	
その他				
計			13,519,000	

町役場資料より作製

少数者の勢力は育たず、多数者の者の組織化された一つの勢力が存在するのである。養漁組合が現在も成立当時の構成層より成っているのに対し、町議会議員等の町の役員は、一般の人の町政に対する関心が薄いためか、今でも部落推薦の形をとっており、その際にも豪族、財産などが考慮され、また名誉職的なものという考えがぬけていない。そのためか養漁組合とは必ずしも関係なく、廃止問題で

先年船穂町に大混乱を起した合併問題により、町民の町政に対する関心は非常に高まったが柳井原も例外ではなかった。しかし現在起っている貯水池廃止の方かはるかに身近な問題であり、養漁組合の役割はますます大きくなっている。組合成立当時の事情を考えてみてもわかるが、そこには小

数者の勢力は育たず、多数者の者の組織化された一つの勢力が存在するのである。養漁組合が現在も成立当時の構成層より成っているのに対し、町議会議員等の町の役員は、一般の人の町政に対する関心が薄いためか、今でも部落推薦の形をとっており、その際にも豪族、財産などが考慮され、また名誉職的なものという考えがぬけていない。そのためか養漁組合とは必ずしも関係なく、廃止問題で

は、事なかれ主義の保守的立場から、急進的な着に抑制を加える存在である。

前にも述べたが「柳井原」は三部落より構成され、農業や宗教等の日常の行事や、人との交際等は個々の部落のうちで行われるのであるが、町全体のことになると養漁組合で一層強固に結合された。「柳井原」として一つにまとまったものになって行動をしているのである。

貯水池を造る時に土地買収に関しては全く無視された人々が、我々の当然受けるべき権利のごとく考え、廃止後の払下げに対し神経過敏になっているが、この機会に新しい農村として若返るのではなくて、昔のままの状態に逆もどりするのではなからうかと、心配する人々もいる。名目的には養漁組合に属しながら、組合の運営からは全くはなれている者、あるいは元地主であった者の中には廃止後の土地をそのまま耕地とすることを快く思わぬ者もある。彼等は誰もが貯水池のためには苦しんだのであり、貯水池ができて3ヶ年にもなり、生活状態も貯水池を造る以前を上まわるぐらいになったのだから、全て自給状態で考えるべきだと、主張するのである。

貯水池造成による土地の買収と農村改革を経て、旧地主層の柳井原における勢力はいちおう底をけらったようである。彼等の中には外に出て相当な社会的地位につき活躍している者もいるが、多くは部落にとどまって農業に従事している。そして養漁組合からはなれた存在であり、貯水池内の占有耕作や廃止問題に対する、養漁組合の態度に不満をもち、土地の払下げに際し、旧所有者への復帰を望んでいる。しかし外部で農業以外の職業につき活躍している者は旧所有者に全て返すというようなことは考えてはいなくて、各戸平等に円満に話し合っただけで済ませたい、といっている。現在の生活の状況のちがいが廃止問題に関して態度の違いを生じしめている。

現在柳井原の中を通っている県道の改修が計画されているが、柳井原の人々は道路が貫通したところで現在の生活が何ら変わるわけではないのだから、この問題に対して何ら関心を示さず、又必要感を持っていないようだ。改修計画が柳井原の側から起ったのか、栗側から起ったのかはわからぬが、この計画の目的は玉置から総社、高梁へ通ずる産業直路の最短路をつくるため、あるいは貯水池の廃止された跡へ栗南の工業基地の背後にひかえる何ものかをつくることを前提とした改修ではないだろうか。これらのことは必ずしも柳井原の人々の考えとは利害が一致しない。そのために懸念もわいてこないのであろう。しかしこの道路の改修が柳井原の将来の発展のための基礎となることを考慮に入れておくべきではなから

うか、今までは北へ通ずる道路が窄いため、袋小路的な状態にあり、狭い道路で南に通じるだけであつた。至舞、籠社間の道路の通じることば、倉敷、玉島、籠社の三方面への道が同時に開けることになる。交通の不便さのために、貯水池造成以前よりつづいているところの、全ての面でいえる消極的、独立的な性格、あるいは工業的副業の欠如等を取りのぞくためにも、道路の改修は望まれるのである。

## 第 2 節 花菱業の推移と形態 — 又申 —

船穂町の産業は足袋製造と共に花菱製造によって代表されていると見ることもできる。

まず船穂町の花菱業を考察するに當りて、岡山県下全体からみると当町は西阿知を中心とする一帯の西阿知業界に属している。この地域は原料イ草生産と直接関係を持たず、製造一本で着眼して来た。いわば加工専断地域と云うことが出来る。この西阿知地区は他地域に比べると最も輸出花菱に力を入れており全国輸出花菱の約 60% 程を出している。船穂町はこうした環境の中にあり、現存山陽線西阿知駅から出荷されるイ草製品の 3 割を占めている。そこでこの章では船穂町における輸出農産加工品の「ホープ」であるといわれる花菱の生産構造の変遷過程、さらに現在の花菱業界の動き、問題点を考察してゆこうと思う。

### 1. 花菱等の推移

当町における花菱等の現状、その内部の構造、組織、性格などを見てゆく前にまず花菱等の過去から現在までの発展過程を考察してゆこうと思う。

当町の花菱等の推移を見ると、第 1 に導入されてから昭和初期までの手織時代、第 2 に動力織機発明に伴う擦染花菱の隆盛とこれに続く統制時代、第 3 に戦後の復活発展の時期に分けて考えられることが出来ると思う。

#### (1) 手織時代 (導入より大正末期 — 昭和の初期まで)

もともと花菱の製造はインドにその起源を有し、中国を経て我が国に入ってきたものである。我が国において製造される以前はインド、中国の花菱が北米合衆国の需要に応じて輸出されていた。岡山県令高崎五六がこのことを聞き、これを模造改良して海外に輸出すれば、一岡山県のみならず我国の富源になりうるものだと政府に申請して、インド花菱の見本を得て、晋表の主産地である妹尾町の殖物社に下附して、模造の製品作成の研究にあたらせた。その熱心な工夫研究の結果、明治 11 年 (1878) に赤屋町の磯崎眠庵が錦花菱織機並びにイ草の染

色法を発明し、同13年(1880)神戸商人に原本を提供し、同14年(1881)英国から注文を受け、こゝに花菱海外輸出の端緒が開かれた。

ではこの花菱業が何時頃、どのようにして当町に入って来、その発展を見る様になつたのだろうか。現在さつの間屋が集中しこの業の中心となっている又串部落を中心に考察してゆこう。

又串は写真に見られる如く高梁川沿いの平地の少い、耕地面積の特に狭少な地で明治の初め頃の部落民は田畑だけでは生活出来ず、種物の行商に出たり、土方や草取りをして働き生計を立てていたという苦難の生活をしていた。又若い青年達もするにも仕事がなく、賭博に耽ったり、身をもてあます状態で教育程度も低くかった。こんな中で明治26年9月に大洪水が起り、高梁川が増水して掃木から南へ之町ばかりにかけ



写真8 花菱間屋のある部落(又串・川筋)  
(石田 寛 撮影)

て堤防が決壊し、又串から市場・外關にかけての諸部落が大部分流失してしまう大被害を受けたためにますます生活貧窮の度を加えてゆく結果となった。このような時(明治20年(1887)頃)新しく産業界に勃興、発展のさざしをみせて来た花菱に着目してゆく者が数にすれば数々あるものだが事実あったのである。

明治30年(1897)に入り現在大きな間屋として当町花菱界をリードしている岩崎、斎藤、山本、山本、山本その他数軒の商店がごく愛細な企業で創業を開始した。それも現在のように間屋としてでなく製造家として出発した。当時の織機は横織で二人で一台の織機にかかるものを週間に1本(20疋)織れるというものであった。一軒に数台もしくは10台ばかりをなえつけ職工を雇い入れる工場制組織であった。しかし一方工場が狭いため機械原料全部貸し出す出織、いわゆる賃加工もあつたが、この外注加工はまだ経験も浅いし製織も困難で、人によっては原料に相当するだけの製品を作り得なかつたり、思い通りの品物が出来なかつたりしたため賃織はあるにはあつたが、数にすれば各業者の手持織機の台数よりずっと少く

約半分ぐらいにすぎなかった。そしてその製品は海外輸出を目的とする織込み花  
笠ばかりであった。当時最大の輸出国はアメリカ合衆国で明治38.9年頃には年  
額400万円〜600万円に達し、オーストラリア、カナダ、英国、香港、イ  
ンド方面に対する輸出額は1万円〜10万円程であった。

この工場は又串を中心し船穂全体に亘々と存在していたらしいが工場に働く職  
工は又串の人が大部分を占めていた。

明治34年(1901)5月に又串の松田彦三郎と又岩太郎の協力により従来  
の機械に対し、1人で織れる機械——松田式織込み柄花笠織機——を発明した。この  
発明が船穂ひいては西阿知の花笠業の隆盛に寄与したところは大きいものがあ  
った。この間の事情は西阿知町誌に次のように記されている。「船穂村の松田氏が  
製笠織機を改造して織込み織機(差付自動耳組分織機)を明治30年頃発明し  
これから後当地方にも製笠家が激増して数十戸に及び突に本村発展の基礎を現出  
した。

こうして当町に花笠業の根強い基礎がおかれていった。

この花笠業導入に先駆者的役割を果たし、ひいては今日の発展に大きな功績を残  
したのが共に又串出身の先代岩崎只三郎、故青藤岩吉等の入産である。兼村振興  
は先ず花笠業の普及にありと広く提唱し大正期に入って広く普及に努めた。後に  
西人は人望を聚めて町議に推され、当町兼村の代表的人物になっていった。特に  
こゝで岩崎の足跡をたどってみると次の様である。

岩崎只三郎——岡山県蘭草発産史を参考、——は人望厚く、船穂町への花笠導入  
発展に大きな功績を残し、後にこの業界をバックに昭和8年には町議に推され、  
この業界の代表的人物になっていった。昭和26年には西部業界を代表して岡山  
県議に当選しその間岡山県蘭製品工組理事、日本輸出花笠協同会長をはじめとし  
その他幾多の蘭業界の理事、監事を歴任し蘭業界に不滅の功績を残した。

かくして工場制プラス績加工により噴調に発展していくかに見えた花笠業も、  
明治末期から大正初期にかけて輸出花笠の9割近くの需要をしめていた合衆国へ  
の輸出額が急激に減少を来した。この原因は嗜好の変化もあるが、1898年  
に共和党マッキンレーが大統領に就任すると国内産茶保護政策をとり、海関税法  
を改定し従来輸入関税を必要としなかった花笠に対し、一平方碼につき価格10  
セント以下のものに一平方碼毎に3セント、同じく10セント以上のものに7セントの税を課するはつになり、更にこの外に2割5分  
の従価税を附加するようになった。これにより上等花笠の本場岡山県下の同業界  
は大きな打撃を受けた。この結果茶着問の一騎打的競争を呼び起し、遂には製造

状態に一大変化をきたした。即ち上等花藍の産出を以て特色づけられていた本県下の製造家もその方針を変え市場の趨勢に伴い一平方碼ノのセント以下の花藍を製造せざるを得なくなった。しかしてこの種の花藍は専門的取工でなくて多少の経験を持つ者であれば比較的容易に織ることか出来た。これにより農家の副業製造家及び、小資本の製造家が繰出する様になり、反面会社及び工場制を突進して専門的技術を有する高給の取工を使用する必要がなくなった。のみならず高給の取工を使用して一平方碼ノのセント以下の花藍を製造するのは経済上非常に不利、かつ不可能になって来た。又工場制であれば労働時間の制限も受け、自家営業による自由労働力に対抗してゆけず、会社工場の多くは解散、閉鎖されていった。そしてそれぞれの工場主達は、機械及び原料を製織者に給与し、製織者各自宅において隨意隨時に製織させ、その出来高に依り労銀を支給するいわゆる賃織の方法を取るに至った。当町も当然この風潮におされ岩崎、有藤、永依の諸工場も次第に解体されていった。

県内輸出向けの織込み花藍のみをやっていたところへ明治末期から大正初期頃にかけてぼつぼつ河内方面から注文もあり内地向けの工数も増える様になった。

又輸出花藍の方面でも、コストの切下げの必要から新しい模様及び品種の考案発明に努め、日本を欧州諸国、南洋、東南アジアに送り新市場を開拓していった。ここに採染花藍の発明普及があり、アフリカ、インド方面の需要が蓄まり、動力織機の発展と関連し大転機をとげ、ついに採染全盛の時代を迎えるのである。

注 「岡山県重要物産同業組合誌」 昭和5年発行、  
関係者よりの聞取り、

## (2) 動力織機、採染花藍時代（昭和初期～統制時代）

時代の進運につれて従来の輸出花藍（織込み花藍）が、採染花藍の進出によって一級に無地物が多く生産される様になったので動力織機(1)の研究に着するものも多くなった。その結果、大正末期（12～14年頃）に福岡県で初歩的動力織機が発明された。このため、花藍の本場である岡山県に新しく、強力な対抗者が出現して来たのである。

船穂町において花藍従業者が急激に増加していったのは動力織機が発明されてからであった。丁度この迎度期頃に、花藍を公開して織らせてみせ、広く普及させようとした人に中新田の中桐善八なる人物がある。中桐善八は中堅地主で長業組合長を努めていた。かたまたま水害被災の又甲をはじめ、船穂町全体を花藍業

によって救済する策を考え、合せてこの事跡によって自己の勢力を拡張しようとした。彼の信条は、「土地の習慣として垂業に成功するものは、これをたゞきつがそうとする意識が強いので、人望を得るためには土地の有産階級の側に立つよりも、一般ないし中以下の者を提携を通じて味方に入れるのが有利だ」という考えであり、この立場から農協に診療所を併設し、農民の機織をとり結んだり農家の世話を一手に引受ける方策をとったようである。こうしてその後人望を得て、村長、村議、消防組合長等村でも最も重要とみられる地位につくことが出来た。彼は花菱業にも上のような方針に従って農業組合の立場から手を出したのであるが、あまりにも気負い過ぎてその事業を拡張することの度か過ぎたため重大な欠損を犯し組合を倒産(昭和ノ2年)させたのである。

中桐春八はこのような方針で小農ないし小作人<sup>(2)</sup>と強く結びつき、すると地主階級と対立した。花菱の導入にまつわる一躍龍的人物の事績として、ここに記しておく次第である。

時代の要求に応じた動力織機に手織織機が圧倒されていったのである。船穂町もこの為取人を九州方面から引っ掛けて来て、製作にあたらせ、社宅をこしらえて備後の方から人を雇ったりしたこともあった。しかし出来た頭初の動力織機は、機械に故障が多く皆かとまどってしまい、2年程あしぶみ状態が続いた。そして又動力機導入後再度工場制を析くものも表げれた。しかしながらこれはほんのしばらくの間にすぎず、機械そのものも改良に改良が加えられ正確なものになっていき、中でも昭和5年妹尾町の浅越助五郎の手によって現今花菱織機の濫觴というべき全自動式蘭菱織機の発明をみるにいたり、まず専業者が乏しい資力の中からノ台、2台と購入してゆき、さらに、副業の農家なども中には補助を受けながら、そなえつけるようになった。この結果再び工場制が自由労働力に駆逐されていった。

ともあれ、動力織機の発明に伴い、量的にその生産高は革命的上昇を示し、質的にも輸出花菱専門であった当町が<sup>(1)</sup>で述べた如く内地向け上敷をも生産する様になっていった傾向をさらに助長していった。一方輸出花菱も織込み花菱中心から捺染花菱中心へと変っていった。大正末期～昭和の初期に岩崎、斎藤西入が新しく間屋制を施くようになり、従来の製法から捺染専門にやるようになった。海外市場もアメリカの需要が減少していったのに変ってアフリカ、南洋、インドの需要が増加し、しかもほとんどが捺染花菱ばかりであった。

大正末期から昭和4年まで飛躍的伸張をみせてきた当町花菱生産高も、昭和5

年(1930)に比べて激減している。(第37表参照)この原因は、前年1929年のニューヨーク市場株価の暴落に端を発する世界的経済恐慌の波にのまれていったことによる。

以後2、3年不況のどん底にあえいだが、世界経済が持ちなおして来るにつれて当時花藍もしだいに増産されていった。昭和11年(1936)同13年(1938)と最高の生産額をしめしていったが、しだいに国際状況が悪化してゆき、海外市場が閉ざされて、ついに戦争が勃発し、貿易が停止された。国内でも食糧増産のためにい草の作付が圧迫され、原料不足になり台数あてに配給される様になった。さらに糸の配給がなかったために花藍を始めとするイ製品生産はほとんどストップしてしまい終戦直前には全く操業出来ない状態になってしまった。

第37表 飯穂町花藍の生産高及び価額

	生産数量	価 格
大正 11	1,7880 <sup>本</sup>	1,29,040 <sup>円</sup>
12	33,000	
13	38,750	290,625
14	50,000	500,000
昭 1	85,000	515,200
2	80,430	754,462
3	83,500	480,850
4	90,320	470,050
5	21,105	66,284
6	30,000	103,625
7		
8	58,950	224,010
9		
10		
11	92,900	330,545
12	87,270	349,080
13	101,100	456,280

現勢調査簿

(注) ① 捺染花藍 捺染とは花藍の生地に撲搦を打ち抜いた金の枠をのせスモ又は数色を刷り合せ着色捺染して模様を現わす方法である。濃淡とリボリの色彩を使い、寺院、人物、山水等各種の模様がある。

② この項は関係者からの聞き取りによる。

参考資料

- 「岡山県重要物産阿波組合誌」
- 「岡山県産業発達史」
- 「役場資料」 関係者よりの聴取り。

(3) 戦後の花藍業

第二次大戦に非常な痛手をこうむった花藍業も、昭和23年(1948)になり小量であったがアメリカ向け輸出が実現した。さらに同24年に、イ製品の統制が撤廃され、又原料い草も23年頃から急激に増産、増収が行なわれてゆき、

(第38表参照) - 予では戦争による国内各地の荒廃回復の為に工数、雇者の需要が大であったこと、戦前の海外市場の回復等により急激に立直りを見せていった。当町においても、岩崎商店が縫制機を搬入香藤商店が昭和25年(1950)に、小林商店が同26年(1951)にそれぞれ新しく有限会社組織で創業を開始していった。いずれも製造販売を司る問屋である。その後、次第に各製造業者も戦前に復してゆき問屋制を無く大きな工場も立つにふえ、現在では戦前に優るとも劣らぬ盛況を呈するようになっている。五つの問屋の内訳を見ると第39表の如くであり、花藍(織込、捺染物)を取扱っているのは3軒で、各工場により程度の差はあるが平均的に総生産額の2割〜3割程であり、3月から7月にかけて生産の中心を花藍においている。内地向け花藍は益ゴザとして需要が多いが、大部分が織込及び花藍の需要で捺染物の需要はほとんどない。輸出向け花藍は捺染物に主力を注ぎ90%近くを占め、その8割がアフリカへ向け輸出されている。



写真9 花藍工場(又串)  
(石田寛撮影)

第38表 岡山県イ草の年次別作付反別及び収穫高

	作付面積(反)	収穫高(匁)	主要産地
昭和15年	3,666.6	11,422.697	都窪、児島、柳津
16	2,171.8	6,161.146	〃 柳津 児島
17	2,118.1	5,255.887	〃 〃 〃
18	1,936.9	4,867.559	〃 児島、吉備
19	869.2	1,960.369	
20	103.2	134.844	
21	3.0	5.780	
22	57.3	123.599	都窪、吉備、児島
23	579.3	1,367.034	
24	985.4	2,181.907	都窪 柳津 倉敷
25	1,396.6	3,695.618	〃 浅口 吉備
26	2,593.2	7,026.888	〃 倉敷、吉備
27	4,960.0	13,442.000	
28	3,740.0	7,966.000	
29	3,920.0	10,349.000	
30	3,200.0	8,256.000	
31	3,535.0	10,606.000	

(注) 岡山県の統計“ともしび”1956.11より抜萃

あとは内地向けの工敷、畳表の生産であり、各商屋、業者により多少の差はあるが、ほゞク〜8割が工敷で占められているということが出来る。船穂のイ製品茶における畳表、工敷、花蓮の生産の比は1:6:3ぐらいに相当するだろうといわれる。このことは、畳表中心の早稲と対象的で当町の特色を示すものといえる。又国内の販売先も各商屋により異なるが需要の大きい大都市を中心にして、関東、北陸、東北といった東日本から中には九州方面にも広がっている。現在山陽線面阿知駅から出荷されるイ製品の3割を船穂が占めている。

次に戦後の生産高の変化をみると第40表、第41表の如くである。第40表を見ると29年31年に製造高が減少しているが、29年の減少の原因は前年のイ草の製造高が低かったことに原因し(第33表参照)、31年のイ草製品生産数量に比してともすれば

イ草が不足がちであったことに原因している。これは近年農家経済が好転したために農家がイ草の売急ぎをしなかつた為でこれがために31年1月のイ草価格は1貫当り360円であつたものが2月には373円、3月4月には400円から470円と上昇の一途をたどつた。しかし7月になって新イ草が出廻るにつれて価格は330〜320円と下つたので新イ草に期待した農家の金融資金も米の予約金入手により再び強気になり8月末より9月に入る頃には400円台となり最高430円迄騰貴するに至つたことに原因がある。しかし32年度には全国

第39表

	経営組織	従業員	日雇	生産品
右崎 商店	有限会社	43人	20人	花蓮 工敷
有藤 " "	"	23	20	"
小林 " "	"	14	13	工敷、畳表
小野春夫 "	"	7	7	花蓮・工敷、畳表
小野又一郎 "	個人	7	7	工敷、畳表

昭和32年、事業所統計調査表、及び聴取りにより作成

第40表 船穂町花蓮製造高並びに輸出の割合

	製造高(単位円)	内他所より買入(%)	輸出高(%)
昭和28年	298,402,000	30%	25%
29	230,798,000	20%	15%
30	289,392,000	30%	30%
31	249,994,000	20%	15%
32	345,551,000	40%	30%

船穂町商工会の資料

(注) 他所より買入のパーセンテージは製造高に対してであり、製造高から他所よりの買入れ差引いたものパーセンテージが輸出高である。

向に大増反されて製品の生産高も増加し、更に輸出花籃の生産も増加した。これは32年に

第41表 岡山県の花籃製造高

	岡山県 (輸出)	価格 (万円)	全国 (千枚)	岡山県の占 める割合(%)	輸出花籃 (千枚)	価格 (千円)
昭和25年	15856	4123	36686	43.2	2629	133194
26	19819	4321	46384	42.7	2320	118311
27	27267	4635	66880	40.7	3609	194894
28	16256	2585	39082	41.6	5660	340000
29	19567	3072	56053	34.9	7034	422029
30	18465	3527	42500	41.9	7524	451400
31	26224	4615	57055	45.9	5208	387970

県庁統計課資料

、丁度イ草刈  
取時期に雨が  
多く、イ草が  
赤色に変色し  
たので、もと  
もと上等イ草  
を必要としな  
い輸出花籃、  
特に捺染物の  
原料とせざる

をえなかったことにも原因している。

海外需要国の状況を見ると戦前の大市場であったインドが昭和25年以來ほとんと停滞状態を続けている。これは輸入制限を行ったためである。又香港、シンガポール並びにゴールドコースト、南ア連邦等は27年度までライセンス制度が取られていたが戦前の50〜70%程度にとまっていたが、28年には次第にこの制度も緩和され、輸出量も次第に伸張して来た。現在花籃が輸出している国は調査所調べによると、アフリカ、東南アジア、アメリカをはじめ60ヶ国並くにも算り、我國輸出農産加工物中で最大の輸出国を持っているといっても過言ではなからう。この輸出花籃には大別して三つの種類がある。即ち畳表入の大きさの物即ち一個物の小物花籃、小物花籃三枚をつなぎ合せた玄竹花籃、それに小物花籃三十枚に相当する普通花籃である。これを全国統計からみると第37表の様になる。このように種類によって輸出国が異なるのは、その需要国の使用目的が違ふからである。その使用用途は関係者の話によると捺染物ばかりの西アフリカは赤色の回教風の寺院模様のものや緑色の手磨遺物の上に赤色の三日月と星の導んでいるものが最も好まれている。だからデザインを変えると売れなくなってしまふのでその模様は従来からほとんどかわっていない。インドでは耳中木彫での昼寝用に使われ、又合衆国では家庭での廊下、サンマーハウス、さらにテーブルセンターに使用されるらしいという。しかしただ模様を変えると売れ行きがなくなるので上述のような用途に使われているのではなからうかというにとどまり、又一方各々の需要もどの程度満たされているかはなほ疑問であり、「畜貿易」とい

うのか現状のようだ。  
この輸出花籃の90%程が漆塗花籃である船穂は、将来の発展のために是非とも研究の必要のある課題である。

第42表 I 小物花籃  
前年32年の統計

昭和2年の統計

輸 出 国	輸 出 量	%	輸 出 量	%
英領西アフリカ	2,498,629 <sup>枚</sup>	42%	2,725 <sup>千枚</sup>	38.5%
アメリカ合衆国	656,583	11	2,222	23.0
仏領アフリカ	530,120	8	536	5.5
シンガポール	428,410	7	354	3.7
計	5,933,659	100	2,078	100

II 広巾花籃

沖 縄	64,183 <sup>枚</sup>	36%
アメリカ合衆国	63,022	35%
シンガポール	34,115	19%
計	179,560	100

III 普通花籃

シンガポール	8,696 <sup>枚</sup>	42%
ドイツ	2,464	13
マライ連邦	2,770	10
計	21,660	100

県商工課資料 (註) 上位3ヶ国を抜粋

(参考資料)

「岡山県工業発達史」

船穂町商工会資料

県統計課、商工課資料

県勢要覧 関係者より聴取り

2. 船穂町花籃業界の現状

1において花籃業の変遷過程をみて来たのだが、さらにここで花籃がどのようなにつくられていくか、いわば花籃の生産構造をみてゆこうと思う。

現在船穂町において花籃業に従事している戸数は32年事業所統計調査によると162戸(但しこの外にまだ季節的に従事するものや、副業でやっているものの数も増え実際にはもう少し多い。31年の特殊農産物検査所調べによると203戸とある)ありその地域別分布を見ると第43表のようになり、全事業所の44%強が花籃業によってしめられている。このことからも花籃業が当町産業面において非常に大きなウエイトを持っていることがわかる。

しかしこの花籃業はその企業形態からみると前近代の様相を呈しているといえる。即ち県商工課の行ったアンケートによると、回答した206戸の内個人経営が193戸(94.5%) 共同作業が6戸(2.9%) 会社組織が5戸(2.6%)で

あり、その労働力も家族労働力が  
 79.3%残りの20.7%が雇傭労働  
 力にたよっているにすぎぬ(第44  
 表参照)しかも常傭労働者すら多く  
 の場合家族労働力に対し主体的にか  
 あるいは種族的に入りまじって生産に  
 参加する役割しか与えられていない  
 ようである。(第45表)

さらに花藍イ製品を下請けでやっ  
 ているのが1/1戸、他の183戸は  
 独自に経営するものであり、専業が  
 僅か27戸、兼業が178戸である。  
 しかも兼業者の内訳は169戸が農  
 業で、13戸が農業以外の取組を主  
 業とするものである。即ち、花藍は  
 主として農家の兼業として生産され  
 その大部分は自家経営で営まれているとみられる。以上の結果が出ているが、こ

第 表 花藍製造業者地域別分布状況

	事業所戸数	花藍製造戸数	%
I	66 <sup>2</sup>	44 <sup>2</sup>	66.7 <sup>2</sup>
II	97	36	37.1
III	118	59	50.0
IV	84	33	39.3
計	365	162	44.4

昭和32年事業所統計調査表より作成

- 註 I 柳井原、又串  
 II 田之内、鶴尾、平石、長崎、中  
 山千行、北谷、東北谷、面え谷、  
 市場。  
 III 水門、鳥間、沖、南沖、中新田  
 福島  
 IV 碑塚、外間、早崎、元祖、大船尾

れを前提に 船穂町の業界の企業  
 形態、経営、下請、独立製造家、  
 問屋の性格相互関係をみてゆき、  
 次にイ草から製品、さらに販売へ  
 の一連のプロセスを考察してゆこ  
 う。

(注) 1 県商工課のアンケート

昭和29年に県商工課が、県下  
 全般にわたって態様多岐なイ製  
 品業者の実態を把握するために  
 行ったもので、県下24市町村  
 385戸にアンケートを発送し、  
 回収率53.5%、206戸が応  
 じている。

尚この資料は、1955、イ協

第 表

	男	女	計	%
家族従業員数	226 <sup>2</sup>	207 <sup>4</sup>	435 <sup>6</sup>	79.3 <sup>7</sup>
常傭労働者数	32	55	87	15.8
臨時	7	20	27	4.9
計	265	284	549	100

第 表 第 表 県商工課アンケート

第 表

	戸数	%
自家労働のみによるもの	47	21.4
自家労働力+常傭労働者によるもの	30	14.6
季節的雇傭によるもの	24	11.6
常傭労働者のみによるもの	5	2.4

同組合経営研究所報告：「岡山県におけるイ摩、イ製品生産・流通と共同販売」にあるものを引用した。

(1) 花蓮、イ製品業者の企業形態及び経営 第46表をみると圧倒的多数の花蓮

業者が個人経営であって総数の97.5%を占め、会社組織をなすものが2.5%にすぎない。

企業形態	戸数	%
個人経営	158	97.5
会社組織	4	2.5
計	162	100

昭和31年度岡山県特殊産物検査所調べによると、花蓮業に従事している戸数が203戸、内専業が59戸、副業が144戸、計203戸であり、織機台数が339台、内休機が17台となっている。

昭和32年事業所調査表より作製  
これと第47表と比較すると製造戸数に大分差があるが、これは副業者の中に年間通して従事するものと、ある期間だけ(例えば農閑期)に従事するものがあること、さらに年により花蓮が果實の良い時にはやり、そうでない時はみあわす業者もあるからである。

次に第47表、第48表では家族労働者も含めて従業員数2人が圧倒的に多数を占め、雇傭労働者も1人が同じく圧倒的多数を占めているのに反して、従業員数、雇傭労働者数

次に第47表、第48表では家族労働者も含めて従業員数2人が圧倒的に多数を占め、雇傭労働者も1人が同じく圧倒的多数を占めているのに反して、従業員数、雇傭労働者数

次に第47表、第48表では家族労働者も含めて従業員数2人が圧倒的に多数を占め、雇傭労働者も1人が同じく圧倒的多数を占めているのに反して、従業員数、雇傭労働者数

次に第47表、第48表では家族労働者も含めて従業員数2人が圧倒的に多数を占め、雇傭労働者も1人が同じく圧倒的多数を占めているのに反して、従業員数、雇傭労働者数

第47表 従業員数

従業員数	I	II	III	IV
1人	1 <sup>人</sup>	4 <sup>人</sup>	1 <sup>人</sup>	4 <sup>人</sup>
2	16	23	25	21
3	21	7	2	4
4	1	2	1	1
5~10	2	1		3
11~20	1			
21~30	1			
31~40				
41~	1			

第48表 雇傭従業員数

1人	8 <sup>人</sup>	4 <sup>人</sup>	6 <sup>人</sup>	2 <sup>人</sup>
2				
3	2			
4	1			
5~10				
11~20	1			
21~30	1			
31~40				
41~	1			

昭和32年事業所統計調査表より作成

会社組織をとって多くの従業員を雇っているのは問屋で製造、販売を兼ねた問屋制家内工業の形態をとっている。このことは各産業界で由来問題になっている企業の合理化、経営の合理化とあいまって将来の発展の為に残された大きな課題ではなからうか。しかしこの業界は他の産業界と異り、製品の大量生産が出来ず、

為に独立自家製造の自田労働力に反側され、労働時間制限を受ける工場制で従業員を雇うとコストが合わなくなるなどにより近代産業への発展が阻止されている。これに関して後で述べる。次に問屋、製造家、下請の性格をみてゆくことにする。

下請（半加工業者）は各所属の問屋から原料イ草と糸を借り、それを自分の購入した機械で製織し出来上がった製品を再び所属の問屋に出し、本につき200円の加工賃を受け取る仕組みになっている。この下請は又次の様な種類に分けられる。

- 1 内地向け上敷のみを行っているもの
- 2 輸出のみを行っているもの
- 3 1 2の両方を兼ねているもの
- 4 下請と独立製造家の両方を兼ねるもの

現在当町では、岩崎商店が2の軒程、斎藤商店12軒（内々軒は町外）小林商店13軒、小野春次商店5、6軒、小野又一郎商店が3軒となっており、大部分が兼業で、中でもほとんどが農業、あと小数が種物の卸し、果樹その他である。地域的にも又串が一番多く、あとは町内各地に存在する。

兼業なりその他の専業だけでは労働力にゆとりがあり、個人経営するには資力がなく問屋の下に立つ最下級の階級である。

製造家（独立個人経営）は自分で仲買人から原草を購入し、工敷、ゴザを加工し問屋に売るか、夫販會に売るものであり下請のように一定の問屋には所属していない。即ち自分の製品を高く買ってくれる問屋へ売るといった仕組みで、この製造家も資金不足の時、又は原料イ草の欠乏した時には下請に転化するものもある。

数にすれば製造家が一番多く問屋、下請を差引いたも割から7割以上をしめている。専業者も多いがやはり農業との兼業の者が多い。雇傭は少く家族労働力にたよっている。

問屋は花菱業界の最上層階級で5軒存在し前節の第39表の通りで、くわしくは下請、製造家から半加工品を購入し、完成品に仕上げて国内消費地へ移出、海外へ輸出する問屋、自家製造を行いたるから下請を持ち、又製造家から半加工品を購入し加工して移出する問屋などにわけられる。

以上花菱業の内部構造をみて来たのだが、全体を通じていえることはやはり企業形態が複雑で個人経営者が非常に多いということである。何故大企業化へ進むことが出来ないのだろうか、その原因に多量の労働力を必要とすること、特に、いそがしい時には織機を1日24時間休ませることのない場合もあり、普通1日

に10時間ないし12時間の労働を必要としている。次に、イ草は投機草といわれ、その価格変動の激しいこと、イ製品には種類が多く一貫作業が困難であること等が上げられる。これらの困難な点が改められていって、はじめて企業の合理化も可能になるのだろうか、現段階では前途憂慮というところではなからうか。

次に経営面を見ると、大きい間屋で資本金がほぼ100万円程度で他の産業に比べて非常に少ないことが目につく。

取引銀行は中興銀行が70% (400万円の融資) 広島銀行が残りの30%占め、それも間屋がまで製造業者にはない。中にはこの二つの銀行と取引関係を持つものもある。

このように業者に資金が乏しいことが花菱、イ草の変動が激しい一原因にもなっている。即ち、ストックを持って相場の波を乗り切るだけの余裕を持ち合せていないのが現状のようだ。当町最大の間屋岩崎商店すら、不景気には資金の策として従業員を一時的に解雇し失業保険により生活をまかなわせ、再度景気が持ちなおして来ると雇傭するという方法をとっているということである。だからこの資金不足をカバーするものとして、経営の力が強くかわれ、業者の<sup>(2)</sup>カン・経済界の動向をすばやくよみとるカン、というものが強く要請され、そこには一種独特な勝負師的性格を持った人間が形成されてゆく。

この経営資金の問題は間屋のみならず製造業者においても非常に大きな問題になっている。この辺の縮穂町におけるはっきりした資料が得られなかったが、県商工課のアンケート結果を参考にしてみると第49表のように、回答者175名

第49表 商工課アンケート

借入機関	戸数	%
農協	60	34.9
信用金庫・信用組合	32	18.6
普通銀行	20	11.6
相互銀行	7	4.1
間屋	4	2.3
その他	49	28.5
計	162	100

中136名までが経営資金を借り入れている。これらの資金には若干設備費もあるが主として原材料の購入に当てられている。借入先をみると、第一位が農協で35%を占め、続いて信用金庫、銀行となっているが、半加工の買付け、製造、販売をする間屋がわずかに2割強にすぎぬことは間屋による金融面支配はさきわめて薄いことを示すものである。 註1. 小野春明氏の話

2. 岩崎只三郎氏の話

(2) イ草・花藍イ製品の流通と販売のプロセス

昭和33年度における当町のイ草作付面積はイ草生産者組合調べによると、6/79.5畝であり、426人が従事している/反平均350匁取れるとして約22万匁の収穫である。

これに対する製織業者の需要は、青森商店で月平均1万匁の原料イ草を構入していることからしても、とうてい需要に応じるだけの生産がされてないことがわかる。それにまた、問屋が町内のイ草を原料として使う割合が非常に少ない。即ち、関係者の話しによると8割から9割を町外の早島、倉敷、玉島方面から求めている。

このことと、さらに第50表に示されているように、原料を自家で生産し製織するものも僅か19.6%にすぎず県下平均とはるかにへだたりを見せていることは当町の花藍業が町内イ草を直接のよりどころとして発展存在して来ているのでなく、これとは切りはなされて製品の製造加工地帯として発展、存在するものであることを示すものである。

第50表 原料イ草の購入自給比率

地区	購入	自給
総平均	64.7%	35.3%
船越	80.4%	19.6%
倉敷	60.9%	39.1%
早島	52.5%	47.5%

県商工課アンケート

購入原料イ草はどのようにして製織業者の手に入っていくのであろうか。その大部分が購入先が町内、町外であることを問わず、「とび」と呼ばれる仲買業者の手からである。イ草生産者と製織者との直接の取引は1割あるかなしである<sup>(1)</sup>。「とび」との取す役割は大きいものがある。

このようにイ草は特異な方法で流通するがこの媒介をする「とび」とは、自己資本はあまり持たず農家と製織者の間に立って、たばにした数/の本のイ草の見本を必ずかり、持って廻って需要者との商議をまとめてゆく。そしてまとまるに買当り5匁の手数料を取るのが普通である。「とびの出身、身分は「小者のさく小商人」といわれて下層農民の出身や、小規模農家を営んでいる。

第51表 原料イ草の主な購入先

購入先	件数	%
仲買人	224	74.4
その他	36	11.9
他村の問屋	24	7.9
村内の問屋	17	5.8

県商工課のアンケート結果

イ草生産者組合が一手に引受けて販売に当ればイ草の価格変動のはげしさも安定性をみせイ草のもつ投機性もカバーされていきそうだが、イ草そのものの等級、格付けが困難で

あり、品物もかさばり、どれもこれもひとまとめにすることが出来ないし、運搬の際にも損傷しやすいことなどから一手引受を不可能にさせ仲買人まかせられているのが現状である。問屋は資金調達の場合もきわめて低い役割を果たすだけであったが、原草供給の場合でも果たす役割はあまり大きいものとはいえないようである。

以上の経路を経て、イ草は製織者の手にゆたり製造化されていくのである。下請は問屋から原料を借り、製織家は中にはイ草の値段の良い時などには自家で栽培したものを出し、製造する原料イ草は問屋から借りて来る者もあるが、自家栽培の原草、及び購入原料により、内に問屋も含まれて半加工品の製造を行っている。そしてできた半加工品を問屋か、あるいは製織業者が組織するイ草製品販売協同組合—直称共販会へ持って行き、そこで売られる。当町の共販会は昭和28年6月1日に発足し、週一回火曜日に市を開いている。同33年8月現在加盟者は、168名で、その内30名程町外の業者が含まれている。

この共販会へ市の開かれる日に町内及び外の西阿知、水江、玉島、早島方面の問屋が集って来て入札制により購入していく。町内の問屋が師穂町共販会から購入する数量が各問屋の必要量の2割程度にすぎないことは注目される。後は西阿知倉敷等の共販会から2割〜3割を購入し、残りが製織、並びに自家生産品品でまかなっている。

次にこの半加工品を問屋が各工場へ捺染を行ったり、みち取りなどをして完成品に仕上げ、内地物は消費地の問屋へ、あるいは直接小売業者へ販売されてゆき輸出花菱は倉敷の検査所で検査を受け、神戸の商社へ売り込みにいって、そこから海外需要国へと輸出されてゆく。この神戸商社への売り込みは各地の業者が投標し、激しい競争がおこられる。昨年など捺染物一枚(一問物)が40円という値段になってしまっている。1枚に必要なイ草が20の束かりに1貫目200円としても400円それに糸代労賃を入札ると全く採算が合わない。これを充分承知しながら、なおかつ売りに出すところに花菱業者の弱さがあり、こういう問題を解決していくことが業者相互の爲にも将来の発展の爲にも必要な課題である。

内地物の場合をみると、戦後の国土回復期に需要が増大し、順調な伸びを示して来たが、その需要も全国的に限界が来ているのではないかと見ている業者もある。それにここ数年来熊本、福岡、高知といった新興生産地が抬頭し、当町、ひいては岡山県下全級の業者に脅威を與えている。これら後進地域は生活水準が低く、安い労働力で生産し、安価で売るためである。原料イ草も岡山県よりも悪く、品質も劣るため一疊につき10円ぐらゐの高値なら消費者も認めてくれるが、普通2

。再ぐらい安く売り、いさかいこれと競争するため利権が工がらないというのが現状のようだ。又イ草から製紙さらに消費者の手に渡る間に五つ中継者があまりにも多いことも製品の高値の原因であり、最近ではこの中継をなるべく少くし、資本のある業者などは消費地小売商と直接取引をするものも増える傾向にある。1年に3ヶ月—半年程各消費地を回って市場の拡大に努めている問屋もある。

製産製品も、消費者の要求が上敷よりも優表を、という方向にあり従来から上敷の生産に主力をおいていたが、最近になり優表の生産が増えてゆく傾向にあり、将ますますこの傾向強くなってゆくものと思われる。

(注) (1) 「岡山県におけるイ草イ製品の生産流通と共同販売」1955.11

(2) 関係者より聴取り、

### 第 3 節 米麦から葡萄栽培への転換——北条(上)——

我園において、葡萄にかぎらず、果樹栽培が本格化したのは明治維新以後、中国、欧米などから新しい種類や品種の導入が行われたからであるといわれる。そして資本主義の発展と共に、国民の日常生活は向上し、果実に対する需要も増加し、当然これに伴って果樹栽培面積も著しく増大したのである。

しかし、あくまで日本の農業は米麦を中心とする主穀式農業であり、良質の田畑は米麦の作付に当てられ、果樹は砂地、傾斜地などの生産力の低い土地に植付されたのである。

そしてまた、第二次大戦中は米麦、イモなどの主要食糧の増産に主力が傾注され、平地の果樹園は勿論、傾斜地の果樹園も強制的に切り倒されたり、労働力、肥料の減少などによって産額は激減したのである。

戦後は戦時中の果樹激減による果実の価格の暴騰と、世の中が落ち着くと共に適品作物に対する関心が高まり、果樹作物に対する農業者の眼が醒めてきた。

では、船穂町ではいかにして現在の葡萄生産地帯となったのであろうか。

#### 1. 船穂町葡萄栽培の概況

まず、当町の状況を比較するために、岡山県、浅口郡の葡萄栽培の変遷を見てみよう。

岡山県の葡萄栽培は明治11年、津島郡柏谷村(現御津郡津高村)の山内、大森両入によって開始された。両入は維新政府の士族投産のための官有林払下げに際して、二町歩の官有林の払下げをうけ、開墾植付を行ったといわれる。そして年々増加の途をたどり、明治18年には9郡の地域で六十名の入々の手によって

栽培され、明治38年には第二位栃木県の二倍近くの栽培樹数22万本で全国首位となった。大正13年には、山梨県150万貫、大阪府130万貫などには及びぬ56万貫で生産高では第五位であったが、栽培樹数では82万本で全国第一位を占めている。

昭和10年頃を迎え葡萄は反当り550貫前後の収穫をあげ再熟期に達した。しかし第二次大戦突入により「軍用酒製造」のために他の果樹より保護さおはされたが、その発展は足踏み状態となつたのである。

戦後は昭和20年の350町歩から、昭和24年前後まで減少はしているが、昭和27年580町歩、31年860町歩と飛躍的な増加をした。

浅口郡への葡萄導入は明治36年、即ち津南郡柏谷村へ岡山県最初の葡萄が導入されてから25年後のことであり、その場所は黒崎葡萄で有名な浅口郡黒崎村（現玉島市黒崎）である。初めは宅地、空地を利用しての栽培であったが、次第に栽培者は増加し、大正15年には栽培者139人、樹数12万本、生産量12万キロという数字を示した。第二次大戦中には100町歩を僅かに越える栽培面積を示し、戦後は90町歩前後まで減少したが、昭和26年には109町歩、44万貫を生産し、その後玉島市の誕生によって郡としての数字は減少したが、31年には、121町歩36万貫を生産している

船穂町の葡萄は昭和2年当町中山の範田によって、現在の玉島市黒崎から持って来られたのである。そして本格的な葡萄栽培は昭和5年、北谷(註)在住の現当町園芸協会長石井<sup>ユツカ</sup>殿によって始められた。当時は花菱業界は不況に夏籾われ、イ草生産者をはじめ何らかの形で花菱と関係を有していた農家の入々は苦悩していた。小学校卒業以来、父祖伝来の農業に従事していた石井は、ここで果樹園芸に志し赤磐郡や岡郡黒崎村（現玉島市黒崎）を



写真10 ブドウ畑と農家  
(石田 寛 撮影)

訪ねて葡萄栽培の技術を修得し、7畝歩に露地葡萄を作付して、船穂町栗樹園式に先鞭をつけたのである。

最初に葡萄が作付されたところは「サエ田」と呼ばれる水利不便で天永に種る産力の低い水田であったが、保守的といわれる悪家の入々にとって、農業の主体と考えられた米麦にかわって栗樹を栽培することは、現在ならともかくも、当時としては考えてもみなかったことではなからうか。そしてこの画期的な試みを行う石井氏に対して周囲の人々はあきれると同時に、腹の奥底では冷笑していたのではなからうか。

しかし葡萄栽培の優秀さを目のあたりに見た人々は次第に、従来の麦、除虫菊さざげなどにかわって、畑に葡萄を植えつけるようになっていったのである。船穂町葡萄出荷組合が設立された昭和12年には、樹数10110本、収穫高29860貫を示し、昭和15年には樹数7215本、生産高41250貫、そして昭和16年から22年までの数字は不明であるが、当町園芸協会が設立された年の翌23年には栽培面積12町歩、25年には36.4町歩、31年には栽培面積49.2町歩、収穫高128400貫と終戦以後、特に27、28年ごろから急ピッチで増加を続けている。(第52表)

第52表 岡山県下葡萄生産ベスト5

		浅口郡 (内船穂町)	玉畷市	上道郡	西大寺市	柳井郡	岡山県	
栽培面積	未成園	100 <sup>反</sup>	?	145 <sup>反</sup>	144 <sup>反</sup>	147 <sup>反</sup>	92 <sup>反</sup>	1400 <sup>反</sup>
	成園	1118	?	1487	1357	1104	803	8600
	総数	1218	608	1632	1501	1251	895	10000
推定収穫高		362550 <sup>貫</sup>	190410 <sup>貫</sup>	510120 <sup>貫</sup>	420670 <sup>貫</sup>	341310 <sup>貫</sup>	226127 <sup>貫</sup>	2804000 <sup>貫</sup>

県統計年報より。

## 2. 葡萄栽培の中心地としての北谷(上)の生産状況

現在船穂町においては、鷺尾、平石、長崎、前谷、北谷(上)などは代表的な葡萄生産地帯である。中でも、栽培面積、生産量、温室所有数、その他の種々の面でリーダーシップをとっているのは北谷(上)地区である。この北谷(上)地区をとりあげて、細かに眺めてみよう。

北谷(上)地区で葡萄栽培がはじめられたのは前述の通り、石井毅による昭和五年からである。この地区の現葡萄栽培者17人のうち、アンケートに回答された17人について栽培開始期をみると、昭和10年以前にはじめた人々は4人で、いずれも1反歩から1反5畝歩を最初の年に植付けている。そして植付けられた

ところはほとんど麦をつくっていた畑であり、なかには山林を調整したのもある。次いで昭和10年から20年の間にはじめた人は7人、20年以後は8人である。これらの人々が葡萄栽培へと踏み切った理由としては、現金収入の良否、即ちこの地区においては耕作面積が少く、米麦のみによる農業の苦しさから逃れる為というものが多く、また水田に植付した人々はその田が水持が悪いことから、そこにおける米作に見切りをつけたのである。

個々の家においても、昭和20年ごろ迄は急激な増反はみられず、この北谷(上)地区全体で多くて一年に2〜3反歩の増反であった。しかし終戦後は柵資材の増加や商品作物への関心の高まり、伏木の緩和などにより葡萄畑は急激に増加するのである。特に26〜29年にかけては軒なみに増反しており、正確な数字はわからないが、毎年一町歩前後が新しく葡萄畑となっている。そしてこの時期において注目すべきことは温室栽培の導入である。これについては後に述べるが、この導入によって北谷(上)地区における葡萄栽培も新しい段階に入ったことになる。

昭和30年以後は露地葡萄は毎年2反歩前後が増植され、増加の状態も一定してきた。即ち北谷(上)における葡萄栽培が一応完成したと見てよからう。

さて北谷(上)の現状を見ると、昭和32年度所得調査表によると、葡萄栽培農家は18戸で総戸数の半数を占めている。この他に葡萄栽培を行わず、水田1反歩以上をもつ家が3戸ある。これらの農家の総水田面積は7町4反歩、(うち最大9反/畝、最小4畝)、一戸あたり3反5畝となる。葡萄栽培面積は約7町歩、一戸あたり3反9畝(最大7反9畝、最小9畝)となっている。それから葡萄の他に柿、ミカン、桃が1町3反歩ある。これは同じ葡萄生産地北谷下地区の水田面積6町3反歩、葡萄栽培面積4町歩(一戸平均2反/畝)より大きく優れている。

以上のように北谷上地区においては、水田と葡萄園との総面積、一戸当りの面積は大体同じであるが、アンケートの回答15のうち13までが葡萄栽培を主としている。それらは労働力投下の割合、収入などからみて、大まかではあるが、米麦作と葡萄栽培との比は4:6乃至3:7となっている。しかし第3表からもわかるように、1、2の例外を除いて殆どが葡萄栽培面積の多い者はやはり水田も多く所有している。したがって同じ葡萄栽培者であっても、田畑合せて1町7反歩と2反2畝といったように所有農耕地に大きな差がある。

この大きな差は永年葡萄栽培を続けて来た人々と、最近新しく、または他の取

業から転業してはじめた人々との差であることは明らかである。たしかに栽培面積が反歩をこえる人々は昭和10年代もしくはそれ以前に始めて、20年代になって豊富な経験を活して、年々5畝あ

第53表

		葡萄栽培面積					計
		1反未満	1~3反	3~5反	5~7反	7反~	
水田面積	1反未満	-	1	-	1	-	2 <sup>戸</sup>
	1~3反	1	3	3	-	-	7 <sup>戸</sup>
	3~5反	-	1	1	2	-	4 <sup>戸</sup>
	5~7反	-	-	1	1	-	2 <sup>戸</sup>
	7反~	-	-	1	1	1	3 <sup>戸</sup>
計		1 <sup>戸</sup>	5 <sup>戸</sup>	6 <sup>戸</sup>	5 <sup>戸</sup>	1 <sup>戸</sup>	18 <sup>戸</sup>

るいは1反歩と漸次増加した人々であり、葡萄栽培戦後派ともいえる人々をあらゆる面をリードする人々である。

北谷地区では会々人々に年中忙しいということを知る。即ち3月の予防、5月の摘心、6月の袋かけ、8月下旬からの収穫、11、12月の剪定、施肥という露栽培に加えて、温室栽培の1~5月の加温、3月、4月下旬の摘心、予防、7月の収穫があるし、更に5、6月の麦刈り、田植、7月のイ草、10、11月の稲刈、麦まき、12月のイ草植付などである。このような一年間の労働も温室栽培や品種の組合せによって、忙しい中にも平均した労働が行われるようになってくる。

この忙しい北谷(上)では葡萄栽培には平常何人の人手がかけられているだろうか。アンケートによると、平常2人で栽培にあっているというのが11、3人が3、4人が3という数字を得た。4人とこたえた人々の中には一年を通じて一人を雇傭しており、その他に収穫期には並べ40人を雇入れている人もある。大体1反歩以上の葡萄を栽培しているところでは常時3~4人が働いている。2人と答えた中にも5反以上を栽培している人もあるが、収穫期、袋かけの時期には人手の不足は避けられないことは明らかである。

人の雇入れについては、収穫期が大部分であり、前述の一年を通しての雇傭をはじめとして、並べ10~15人を雇うのが戸である。そして全然雇わないというのが戸で、自家内の労働力で出来る範囲でやっていこうというものが多い。次にトラクター、動力噴霧器などについてみると、トラター1台、動力噴霧器12台、オート三輪車(小型トラックを含む)7台、軽二輪車7台が所有されている。これらの数字は北谷(上)地区が葡萄生産地帯であることを如実に物語っ

ている。なかでも動力噴霧器ノ2台というのは特に注目つもので、岡山農林水産統計年報(33年版)によると、船穂町所有台数はノ4台であり、このことから北谷(上)地区が町内における葡萄生産の主導的位置にあることがわかる。三輪車7台というのも生産量の多さを物語るものである。しかしその反面、トラクターノ台というのは、役用牛ノ頭と合しても、水田面積が少く米麦の旨給水精一杯ということを示している。

第54表からわかるように、3反歩以上の葡萄栽培を行うには動力噴霧器は無くしてはならぬものであるし、栽培5反歩以上となると朝夕時々から起き出し樹からつみ取った葡萄を家へ。そして、最盛期には昼食をも食べず、送菓し箱詰めして、午後3時迄に共送場へ運ぶためにはオート三輪車も欠くことの出来ないものである。また手押し噴霧器から動力噴霧器へ、リマカーからオート三輪車へと労働力を減少させ、葡萄栽培を合理化するには3反〜5反以上を栽培してはじめて経済的条件も充たれるのである。

第54表 北谷上葡萄栽培面積広狭別機械類所有数

	1反未満	1~3反	3~5	5~7	7~	計
農家数		5	5	5	1	16
トラクター			1			1
動力噴霧器		1	5	5	1	12
軽二輪車		1	2	3	1	7
オート三輪車		1	1	4	1	7

(アンケートより)

### 3、北谷(上)における温室葡萄栽培の形態

北谷(上)地区に葡萄の温室栽培が導入されたのは昭和26年のことである。この温室栽培も露地栽培同様石井鑑によってはじめられた。彼は御津郡へ遠い懇意な入々の指導をうけ、50坪の温室を建てたのである。同年には石井のほかにも佐々木智勇も24坪の温室を建築している。

以後第55表の様に毎年新しい温室が建築されており、30年には加温式温室栽培もはじめられた。現在北谷(上)では16戸が温室を所有しており、そのうち7戸が加温式栽培を行っている。船穂町における温室栽培戸数は20戸程度であり、加温式温室があるのは岡山県でも御津郡一宮町佐山、芳賀とこの北谷(上)のみである。

北谷(上)の各家における温室栽培面積は小は42坪から大は140坪までとその間にはかなりの差がみられ、露地栽培面積が多いと温室栽培も多いと推定

しにくい、その傾向は窺える。第55表を目につくことは32年に温室栽培をはじめた人々は初年度の面積が他のどの年の人々より多く、現在の所有温室面積も少しの差もみられないことである。この理由としては、先輩の栽培状況を見て十分採算が合うという確信を持ってはじめてのことと共に、年々温室栽培への熱意の高まりをあげることが出来よう。これから温室を増築あるいは新規に始めようという人々もかなりある。

第55表 北谷上温室栽培戸別表

温室栽培 開始年	昭和26		27			28	29			30	31			32	計
戸数	2		3			1	3			1	4			14	
温室栽培初 年及面積	50	24	42	34	35	42	42	40	50	42	60	84	60	90	6戸
加温式温 室開始年	30	?	31	-	-	32	32	30	33	-	-	-	-	6戸	
所有面 積	140	?	80	67	825	42	42	70	105	87	60	84	60	90	10145
うち加温式 温室	90	67	80	-	-	42	42	70	50	-	-	-	-	-	37%
露地栽培 面積	53	79	45	31	40	41	20	29	55	33	53	63	17	51	61%

(アンケート作製)

温室栽培をやってない3戸についてみると、いずれも北谷(上)地区において葡萄栽培が急増する昭和25〜28年に露地栽培をはじめた人々であり、農業以外の運送業、工場勤務といった副業から転業したものである。そしていずれも2反歩以下を栽培し2人又は1人で仕事を行っている。この3戸の中にも温室栽培への希望をもっている人もある。

一棟4ヶ坪で3ヶ〜40万坪を要する温室建築はおいそれと簡単に出来ることではないが、現在露地栽培は丘陵の頂上まで行われ、その上、水田の少ない北谷(上)の葡萄栽培のどろどろの方向が温室栽培であり、これを行うことによって今後の葡萄栽培の発展も十分考えられるのである。

北谷(上)地区において生産される年々〜5万貫の葡萄は第一出荷場で品質の良いものから、赤、青、白等と格付けされ、栗園連の指示に従って北は遠く北海道から南は釜島から拓平四国九州へと日本各地に出荷されているが、年々〜5万貫というのは船穂町葡萄生産量の3分の1を占めるものであり、他地区の葡萄の格付もこの第一出荷場で行われるし、第56表の示す生産面と共に、北谷(上)地区からは各町園芸協会においても協会設立以来常に正副会長を出しており、町会議員の名も運出されており、元々通り北谷(上)地区は船穂町葡萄生産のメッカ

である。

第56表 青果物共済場設置状況調査 (33年4月)

共済場名	所有主体	連坪	共済に使用している青果物種類	種類別 作付面積	共済場を対象とした		32年度理 別共済実績	一日共 済能力
					生産量	利用農家数		
第一	北谷上	50 <sup>坪</sup>	ブドウ	120 <sup>反</sup>	50000 <sup>箱</sup>	19 <sup>戸</sup>	40000 <sup>箱</sup>	2000
第三	前谷	80	ブドウ	50	20000	20	18000	1000
第四	中山平石	30	ブドウ モモ	50 40	20000 10000	35	18000 8000	800
第五	鷓尾	30	ブドウ	75	30000	30	28000	1000
第七	又串	25	ブドウ モモ	30 45	10000 10000	25	18000	800
第八	宮原	30	ブドウ	30	10000	20	9000	800
計		245	ブドウ モモ	355 85	142000 20000	149	139000	

船穂町殺場 栗樹関係書類

以上みてきたように、北谷(ロ)地区をはじめとして船穂町は岡山県内においては比較的新しい葡萄生産地域であり、狭い耕地故に、サエ田といわれる米作不能の水田の利用を契機として現在岡山県内多数の葡萄生産地帯となったのである。小規模な葡萄園経営も多々見うけられるが、既に述べたごとく温室栽培の普及によってより一層の発展が期待出来る。

第4節 足袋工業の成立と展開

1. 足袋工業の成立

足袋は応仁の頃より衣生活に登場したといわれる。現在では靴下にその地味を変えつつあるが、大阪の福助足袋株式会社か2割、埼玉県行田市に4割、岡山県の船穂町に1割というように生産が行われている。福助足袋を除いて、行田市では江戸中期より下層武士の内職として製造が行なわれるようになった。

これに対し船穂町に於ては天保10年の足袋製産を記録するが、産地としての成立は明治中期頃である。岡山県に於ても津山、児島両地域に足袋製産の先進地があり、船穂はそれよりも遅いのである。足袋製産の商品としての生産は江戸中期頃よりのマニファクチュア的起源が考えられるが、船穂町に於てはそれの起源と一応無関係であると考えられる。船穂地域は干拓陸地造成地であり、ここに耐塩物の棉花が高度に商品化を目的として栽培されたのであるが、その棉花のほとんどは児島市方面に出荷されている。それ故原料の豊富さと無関係である。

船穂町に於ける発生は現在残っている製造業者の出身階層から推定されるにす

ぎない。

しかしながら大体推定されるころによれば、明治15年(1882)を境として耕作は消滅の方何をたどってゆく。それ故原料は明治20年(1887)代から採集が盛んになったとすると他から求められたと思われる。又地主層の転業がほ

第57表 採集を開始した年代

出身層	設立年代	戸数
農家(地主)	天保10年	1
〃	明治20年	2
〃	〃 27年	3
〃	大正5年	1
取 扱	〃 〃 年	1

(さきざり調査(竹内一氏作成))

とんどであるが、これによって地主層の危機感とか経営上の不振とかが一応考えられるか危機感があるという原由は求められない。体制上の危機感は作業者の本格化した大正10年頃から現われてくるからである。

この足袋製造が導入されたのは明治維新後の経済的変改による足袋の需要の増大によって、衝動的に拓かれて来たものと考えられる。

船穂町に於てはこの方向からのものである。

足袋製造に於て技術は基本である。さらに手工業(家内工業)に於ては技術と資本の結合が強固であるので足袋製造においても技術と資本が結合した形態として船穂地域に入って来たと思われる。大体に於て先進地域である原島方面より足袋技術と資本が個人的関係により入って来たようである。この導入された家内工業は、初期に於ては「出し織」方式を採用する。この「出し織」方式は大量の技術者を養成する動機となり下請者が明治末年頃より独立工場を形成する動機となる。

最初原島地域の緩放関係による船穂地域の足袋工業の移植は明治末年より他の先進地域と対等な生産地区を形成し総合生産を開始した。

### 2. 生産地としての成長。

江戸時代後期原島、津山を中心として生産された岡山県足袋は明治維新後の経済体制の大変革、足袋の改良等の原因で増大する需要の影響を受け明治20年(1887)代頃より産地の拡散化現象を見る(第58表)。製造工場も第59表の通り、明治末年、特に明治44年(1901)に激増する、それに伴って明治44年(1901)に生産高も急速に増加する。このように足袋生産の拡散化の現象の一般的影響によって船穂地域にも足袋産業が増加するのであろう。船穂地域における足袋製造の創設は天保十年にあるが一軒を数えるにすぎずやはり明治中期の経済的変革に依っている。

又第59表からさらに言えることは既知の事であるが一工場当りの従業員数が極度に多いことである。これは足袋製造という中小企業にいかにも小資本で、また

やすく従事することが出来るかということを示している。しかしながら小企業といつても固定的なものでなくその中にもある程度の小企業から拡大化（或説的にいえば集中化）が行なはれている傾向がある。たとえば第58表から明治43年に於いて足袋工場数は252ヶ所であり従業員は805人である。一工場当りの従業員数平均は3.21人である。しかしながらそれから

第58表 地域別創業年代（竹内一氏による）

地域別創業地区	創業年	製品名	備考
津山	約140年前	要着足袋	要着創業地
源島	嘉永年間	普通足袋 <small>(全通)</small>	伊予讃岐(九州)へ出荷
茶屋町	約230年前	〃	創業木村万平
帯江	明治20年	〃	
倉敷	天保年間	〃	創業よろづや
船穂	天保10年	〃	
長尾	明治40年	〃	
壬島	明治28年	〃	
蜜田	明治40年	〃	
箭田	明治15年	〃	
〃	明治59年	〃	

約10年後に於て、たとえば大正13年に於ては工場数222ヶ所であり明治43年当時より28ヶ所少くなっているにもかゝらず、従業員数平均は、9.2人に達し約3倍にふくらんでいる。このことはそこにもやはり企業としての拡大化と

第59表 岡山県足袋製造戸数（竹内一氏による）

年次	戸数	従業員数	年次	戸数	従業員数
明治43年	252	805	大正5年	394	1991
〃 44年	388	1015	〃 8年	311	2042
大正元年	380	1041	〃 11年	287	2195
〃 2年	305	1037	〃 13年	222	2044

集中化の方向を見る事が出来る。しかも足袋製産量の岡山県の統計は明治43年に於てはグラフ(12)より900万足、大正13年には16

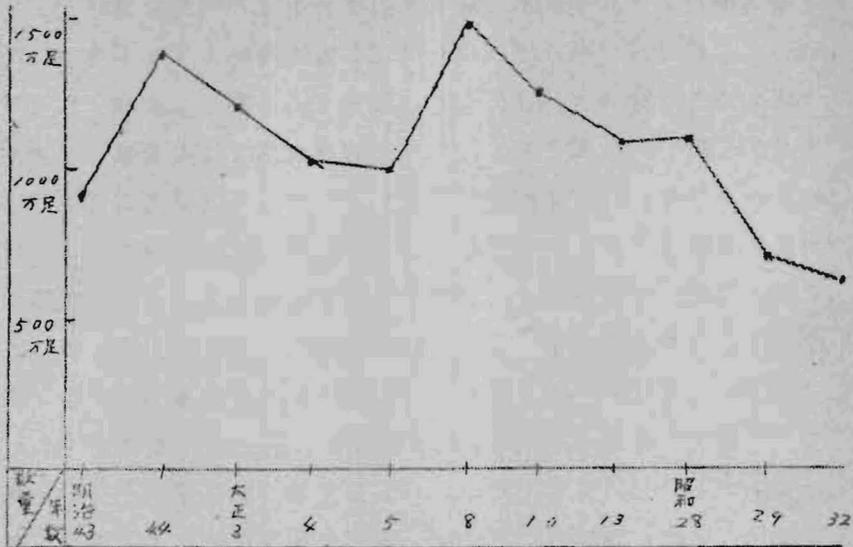
00万足に増加しているのは企業が拡大化し集中化の傾向があるのをこの方面からも示すことが出来る。

このことは又足袋生産において明治以降の経済的發展による消費水準の高酸化にともなつて生活必需品である足袋の需要の増大に伴つて生産地域が拡大されつつあったのが明治終期ごろより消費需要の要求を充たすまで拡大され、そのころより遂に企業間の競合、地域間の競合により集中化の現象に向つていくといふことがいえる。船穂町に於てはこの一般的傾向に対してどのような傾向を見せたのであろうか。一般に足袋の需要は気候の差（温暖な年と寒冷な年）、采気変動、

生活様式の変化の三頁で非常に変動する傾向がある。特に足袋製造が岡山県において確立され

第14図 岡山県足袋生産高 (竹内一氏資料)

た大正初年の後に第一次世界大戦が起り、好況になり足袋も急激な生産増大を見る。これは第5表より明らかである。又グラフ(13)より船穂町に於ても急激な生産の増大を見る。



しかしながら製造戸数は大正5年当時の18軒より大正8年には10軒にほとんど半減になっているのかはやはりグラフ(13)より判明する。これはグラフ(12)によると大正五年(1916)岡山県の足袋生産高がその前々年の大正三年(1914)よりも減少しているのに関連している、というのは大正五年(1916)前後は戦中であり好況が制する以前の状態に近く、足袋製造業にも苦しんだことであろうと推定され、その結果足袋製造を止めた業者が大正5~6年に8軒ほど船穂町に表はれたのではないかと思われる。その故大正8年の好況の結果を手に入れたのが十軒余りのいはば競争に打ち克ったグループであると考えられる。そして彼等の大部分がその後も引きつづいて足袋製造を行っている。

大正8年の好況の到来からその後も数年間船穂町では足袋生産を増大していった。岡山県下の足袋生産はさき述べてた如く市場が一応固定されてくるとそれはほとんど伸びはしないのであるが船穂町においては変動もなく増大し岡山県下に於ける地位を築きつづけた。大正8~11年頃の好況とそれ以前からもあった産地の集約化の現象は第6表のように生産地として、児島、浅口、都産、岡山を主体として狭く岡山足袋製造地域が形成される。さらにすでに述べた如く経営の大規模化によって今までの個人的家内工業である足袋工業も一応形式的にも会社制度をとるところが一般的になってきた。経営の変化は又後述で述べたい。好況の後

に不況という資本主義の一般法則は大正末年から昭和の始めにかけて次第に顕著もたげて来た。昭和初年の経済不況が深まると共に今まで一応形成された足袋の主要産地にもこの恐慌から逃れその後の不況の影響をさげたいという傾向が窺われた。その結果、尾島地域に於ては足袋生産から学生服製造へと移って行く、(現在では学生服は一級化しているが大正末期に学生服の大量生産は新しい市場を求めた新しい企業であった。)又郡産地区では大企業による地下足袋生産を開始する。(地下足袋は大体足袋と未分化的発生を見るのであり、足袋製造業者は地下足袋製造も共に行っていた。しかし地下足袋に現在のようにゴム靴が焼付けられ作業靴化するのには昭和初期から大正末期であり、この段階の地下足袋製造の技術は足袋製造の技術とは別個のものになってもっと大企業化を必要とする。)このような転換が行なわれると岡山県の足袋生産高は減少して来た。これはグラフ(12)に表われている。しかし船穂地区においては業者の主体は大半が農業階級の出身者であり、又船穂町というある意味では隔離した生産地域では、農村固有の固執性、保守性が足袋製造からの転産業を困難にしていた。その上尾島その他の地域の転産業した後の足袋の市場を受けついでいった結果はかえって船穂地域に足袋製造を定着化していったと考える。

この船穂足袋の定着化は昭和初年から第二次大戦前夜の統制経済の広がる時期までの10数年間に及ぶ。昭和15年(1940)戦時体制下の日本工業は、軍需産業優先政策に基づいて企業合同が強制された。足袋産業も合同化と生産停滞の益、その後沈低下する一方であった。しかも企業合同は生産実績のあるものへ合同するという方針であったから船穂町に於ても弱小業者の吸収、倒産を實質的

第60表 郡市別生産高(大正11年)

地域	生産高	全県に対す%
岡山	230万足	17.5%
尾島	410万足	31%
郡産	360万足	27.2%
浅口	260万足	20%
小田	10万足	0.07%
後月	10万足	0.07%
吉備	20万足	0.14%
苫田	20万円	0.14%

(県庁統計課より)

には押しすすめ、その結果は戦後の統制のない現在にも及んでいる。

以上によって船穂地域に足袋製造が初った動機とその後の発展の大体をたどった、次に形態の変動と特質、地域との関係について述べたい。

### 3. 経営形態と地域との関係(主に戦前の状況)

家内制手工業から出発した足袋製造業は初期に於ては少数の家族産業による経営で生産され足袋も平行的に売り争われ

ていた。しかし大正初期に工場制度が需要の増大と共に、確立され、家内制の手工業の面を従者とするようなものになってくると、経済形態も変化してくる。工場数は大正初期まで増大する一方であったのか、大正5年の18工場を最高として、その後は減少し、大正9~10年の7工場を底に工場数に於ては10工場程度のインスタントの状態がつづいている。

大正8年に至って株式会社船穂地区の足袋製造業者の間に生れてくるが、これはマニファクチュア的な足袋製造の段階が

近代的な経営組織によって経営されてくる状態を示している。株式会社が一般的になってくるのは大体その直後であるが株式会社というニュアンスは足袋製造業

の自主的蓄積資本、現金決済という慣例の特性に対していざさかの更改を成就することなくすんでしまった。さらには株式会社という形式が以上のような状態のため

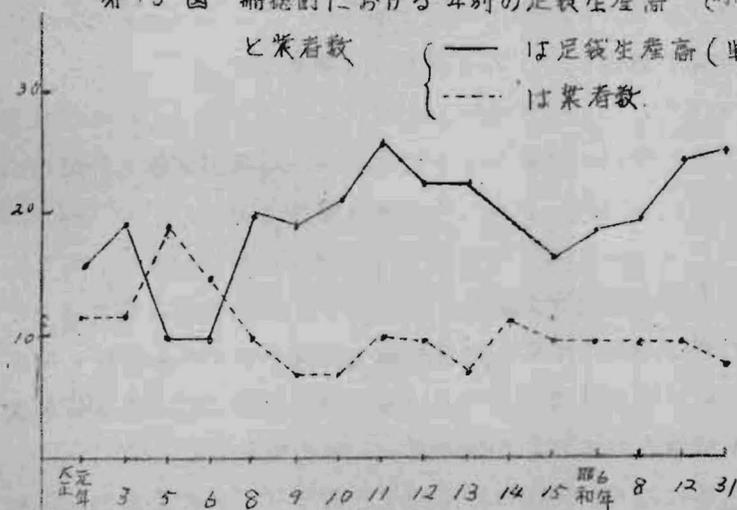
第61表 T工場における労働者雇用解雇用表(部分)

性別	生年月日	雇 入	退 去	住所
女	明治 43.12.19 沼	昭和 27. 6. 1	昭和 28. 1. 30	町内
		〃 28. 3. 17	〃 29. 1. 25	
		〃 29. 4. 23	〃 30. 1. 21	
		〃 30. 4. 23	〃 31. 2. 6	
男	昭和 12. 2. 8	昭和 30. 4. 13	昭和 31. 1. 21	町内
		〃 31. 4. 6		
女	昭和 12. 12. 3	昭和 28. 4. 1	昭和 30. 1. 21	町内
		〃 31. 4. 1	昭和 31. 2. 16	
女	昭和 14. 3. 11	昭和 29. 4. 14	昭和 30. 12. 1	町内
		昭和 30. 4. 15	〃 31. 2. 6	
女	昭和 3. 28	昭和 29. 4. 30	昭和 30. 1. 21	町内
		〃 30. 4. 15	〃 31. 2. 6	
		〃 31. 4. 10		

(工場労働者名簿による)

第15図 船穂町における年別の足袋生産高 (竹内製材より)

と業者数  
 — は足袋生産高 (単位100)  
 - - - は業者数



にかえて今までのマニュアル的設備に適合した経営形態に無理な形式化をとらせて足袋製造業の中に慢性的な資金難を招来する結果となった。その典型的な例が船穂地域で最大の資本を有していた車屋足袋製造株式会社が大正ノ末年に倒産したことである。車屋は船穂地域に最初に創立された株式会社であり、船穂地域の巨頭であったが不況の進行と共に株式組織が抵抗力を発揮出来ず倒産した。さらに又株式化された諸工場も昭和初年の不況に於て生産を減少している。船穂足袋製造は尾島、郡望の両地域が足袋製造からはなれ、いちやくにして岡山県下の足袋生産に大きな役割を果たす地位に果たしたが、限界にきた需要はその後の発展を見ず生産は半ば停滞的な傾向であった。さらに注目すべきは他の足袋地域が転換を図った如く、この船穂地域でも足袋製造一本化よりも生産の多様化をめざす方向があったことである。

。生産の多様化は足袋製造一本化に対する不安と資金回転の促進化が考えられるがこの傾向は第二次大戦後には更に増大している。足袋の販路、市場は初期においては行商的に固定市場を拡大していったらしく、ききとり調査の際に行商に従ったという商人から色々と行商の話しをきいたかこのように行商によって流通可能になった市場は、北陸、近畿、中国、四国、九州にまたがっていたと思われる。又市場の拡大化に平行するかの如く技術的革新も製造工程中に表われた。

足袋の製法は足袋底の製造と足袋底の上に工部を縫いつける過程の二つに分かれる。足袋底は木綿を何枚もはり合はせたものであるがこの足袋底地を文敷に合はせて裁断するのみが機械化(といって又入力による操作)されたり、又足袋の縫作業中に特殊マシンが採用されたりした。

工業的産業をみる場合、労働力の問題は置なければならぬのであるが船穂地域において第二次大戦前の状態についてはききとり調査の結果によるしかないのであるが、足袋を一万足生産するのに大体労働者/人か/年の労働をするのに当るといわれている。そうすると技術的に確定した昭和6~10年の足袋の船穂地域の生産量は200万~250万足にあるので大体年間に200~250人の労働力を必要としたと推定される。又足袋製造の技術は主に女子にあり、それら相当習練をつんだ女子でないと製造が出来ないのである。以上からみて又ききとり調査によったりした結果、労働力は大体船穂地域で大部分まかなわれたと推定される。その上、下階け刺も相当根強く残っているので、それには一応足袋製造の技術をもった女子が結婚後も内職として就けていったと見られる。

足袋製造業者の船穂地区における地位はどの程度であろう。戦前における地

行政は自治的面的制限され行政構造の一部として国家に統制されていて、それに対してそれを左右するような政治活動は不可能であった。このような中で断会等に選出される議員は主に地主層と有力資産家であるが、船穂町に於ても足袋製造業者は町会議員として選出される人もあった。又業者の子弟にも教育程度が高いものも表われている。戦前において業者数は大体ノ軒以内であるから労働カス〇〇〜ス五〇人は大体平均一業者当リス〇〜ス五人に分配されるが、これを見ても足袋製造業者は戦前に於て一つの有力者層をなしていたことは疑いない。

有力者層としての足袋製造業者がどのような行動をとっていたかは列然としないが、戦前において（戦後も大体そうであるが）労働者の自覚はなく、組織化などこの遅れた手工業段階にある足袋製造業者には全然なく、労資問題はなかったといえる。

次に現状における足袋製造業を見てゆきたい。

#### 4. 足袋製造業の現状と将来、

統制による企業合同が実質的に弱小業者を出現するのを整理してしまった。第二次大戦が終結して徐々に統制が解除されてくると、足袋製造も又自由な市場へと進出していく。戦後の衣生活の不自由さは足袋製造にも異常な需要の刺激となっていた。又戦時中に工場は足袋製造以外の設備も拡大されていた、岡山県の足袋生産を31年度に見ると最盛期（大正9年）の約3割の620万足の生産であるが、船穂町に於ては31年度253万足の生産を上げ戦前の状態に復帰している。しかし昭和32年度になると好調とみられる足袋製造に暗雲が押し寄せた。戦後強くなったのは女と靴下といわれるが、合成繊維の原料による靴下次戦後々と共に登場して来た影響が表われてくる。靴下の改良と耐久力は足袋の特質である強さと保溼性、安価の特質に迫ってくる。さらには着脱の簡便、生活様式の変化にともなって足袋を圧迫してきた。

合成繊維による足袋製造は積極的に行われようとしたのであるが、継目かうまく行かず形かくすれるのが如何ともし難く失敗に帰した。その結果は船穂町において昭和32年度足袋生産額は186万足と昭和31年度から70万足あまり低下した。これは大体3割の減少である。これに加えて季節的需用品の足袋は資金回転が大體に年1回しか行うことができない。このことは戦後のように金融の圧力の強大な時には極めて不利である。政府の政策として中小金融公庫が設けられているが、ここからの資本導入が銀行などの圧力とあいまってさらに不況を強くしている。自己資本によって経営された国内工業が経済の変化と共に銀行等の外

即資本に依存すると経営が困難になる。労使関係に見られる特徴は各工場で技術を有している労働者をそれぞれ何らかの方法で確保していることである。表6ノをみると解雇と雇用が同一人について何回も行なわれていることがわかる。これは生産の多忙ないかえれば需要のある時に使用し需要のない時には使用しないという臨時工的の使用が行な

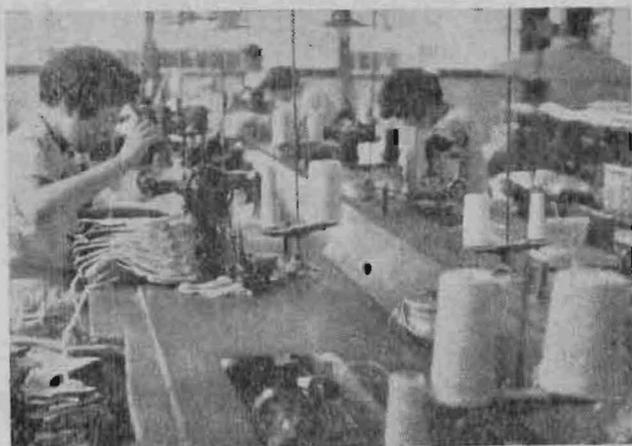


写真11 足袋工場(水門)  
(石田 寛 撮影)

われている。暇のない期間は失業保険によって補われている。このような不規則な労働力の使用は工場と労働者がうまくタイミンクを合せていなければ難しいことである。しかも労働力のみならずよってある都会的な労働者にはこのようなことは不可能にちかいないが大部分の労働者が農業との兼業状態にある稲穂のような農村の特徴であろう。

さて需要の減少が社会的経済的变化にある足袋製造はどのような方向をとるであろうか。大部分の足袋製造業者はここ数年來、布帛製品の製造を行っている。これはミシンの転用が悉くのと技術の相似性によるものである。ききとり調査によれば昭和32年度に於ては大部分の足袋製造業者が布帛製品を割、足袋を割という製造を行っている。しかし布帛製品は資金回転が早くとも問屋の原料提供と製品納入という形をとっていたり又自分で販売組織をもつとしても種々の制約をうけたりしている状態である。又靴下を他県から(主に奈良県)から仕入れてそれを足袋の販売ルートにのせているところもある。このように足袋製造業は最近種々の改変を行っているが、足袋は今後どのような需要に依存するのだろうか、考えられるのは安価と丈夫ということで、いわゆる後進的地域に売り出すこと、製品の高級化を図って和服附屬品として存続することの二方向が思われるが、高級品化は大メーカーたる福助足袋株式会社がおさえている。しかしそれ程急激に生活様式は変化しないであろうから、徐々に以上のような方向に進むものと思われる。

船穂町において生産物生産金額の昭和25年度に於ける最高は米麦を除いて花菱の3億6千5百万円であるが第2位に足袋は1億3千5百万円でありその他を抜いている。それ故米だけに足袋の生産は大きな物を船穂町で占めている。このような生産を基盤として足袋業者の町政に於ける活動もめざましい。地主層が町政からは忘れられている部分を、なしていたりするのに反して足袋製造業者は一般に町内でも政治活動を行う基本にはいりこんでいる。しかしこのような状態が抜くのは足袋製産の今後の方向と、段々に行なわれている布帛製品等への転換の方向によるであろう。

以上大体において生産構造の足袋という部門についての記述を終るので、あるが、資料の提供と種々の方面について感念を受けた船穂小学校の竹内一氏に深甚の感謝をさへげる。

- 資料 竹内一校長資料  
 ききとり調査資料  
 町役場保存 資料  
 県庁統計課 資料

### 第 5 節 兼業の諸形態

#### 一 船穂町に於ける兼業化の傾向

船穂町の兼業化の傾向を第62表でみると、大正年間には15〜17%位であつ

第 62 表 岡山県及び船穂町兼業率の変換

	(ア) 農家総数	(イ) 兼業農家数	(ウ) 兼業率	岡山県 兼業率
大正元年	670	139	17.3	—
5	600	120	16.6	—
10	596	112	15.8	(昭和21) 25.0
昭和25	912	245	26.9	51.2
28	899	481	53.3	—
30	911	?	57.1	—
31	894	532	59.4	49.3

資料 { 大正元〜10年現勢調査等  
 昭和25年世界兼業センサス  
 28.30.31年県統計年鑑

た兼業率が昭和25年には26.9%28年には53.3%と激増し、31年には60%に近い値を示すに至っている。これは県全体と比較して10%高い数字であつてこのように兼業率が高い値を示して、兼業農家が増加してゆく傾向について考えてみる必要がある。

一つは全国あるいは県全体の傾向にも見られるように日本の農家が、特に農地改革の影響もあって零細化の傾向をたどっていることを表わすものであり、今一つは近來工業化の進展に顕著なものがあり、それが農家に自家営業ないし、勤務の与えた結果によるものとみることが出来る。なおこの場合兼業化が、一概に農家の貧困化のみを意味するということが出来ず、かえってこれによって収入の向上することのあることに注意する必要がある。そして同じ新潟県内でも地域の違いによって兼業化の傾向は一様ではないわけであって、以下労働条件としての土地不足から、零細農業経営に代るものとして、花菱の製造の盛んな又串部落、同じく耕地は不足しながら、栗樹（ブドウ）に代わって兼業化の進んでいない北各部落そして兼業化の方向が運動者の増加となって表はれてきている。甲新田部落の三地域についてそれぞれの兼業化の傾向と、その類傾向を試みようとした。

## 2 又串部落の兼業化と花菱

長年の問題とする又串部落においては、その地域的條件から耕地面積が、狭少でしかも数度の水害をこうむり農業経営のみでは、生活することがむずかしく他の収入の道を考えなければならず、一とたび花菱業が導入されるや忽ちこれが大きな比重を占めるにいたったのである。ここで又串部落の中で最もその性格をよく表わしていると思われる川筋(上)(下)に例を求めると、昭和23年既に兼業化から脱農化の状態を示していることが、第63表によって明らかである。即ち37戸の内26戸は非農家であり、農家13戸の内専業は2戸に過ぎない。

昭和23年当時の川筋

兼業農家の性格を第

表によってみると、耕地面積3反以下が、1戸のうち8戸を占め、しかも農業所得が0となっているものは4戸もあり、これらの農家が脱農化の状態にあることを示している。その結果、農業外の職業として衣製品の製造を中心とした兼管企業



写真12 ござを織る農家(元祖)

(石田 寛 撮影)

農家を見ると花藍菜主ノカを含まずカをかせえて  
 いる。又串という場合、前庄の川筋は、いわゆる  
 高梁川の一分流に沿う又串の街村の集落形態を象  
 徴的に表現しているのに対して、又串部落の中で  
 も山手に植した柿木、加瀬、親和は、前者とやや  
 性格を異にしている。すなわち第65表(ウ)で川筋  
 と続きになり、同じような性格である橋本町、市  
 場をも含めての専業別に耕地面積の分布をみると  
 兼業農家0~3反層23戸という数字に明らか

に示されるようにその寒細性を物語っているのに対して、第65表(ロ)によつて  
 柿木、親和、加瀬を見ると、専業農家5~10反層ノカを示すように、異った  
 傾向を示している。しかしここでは便宜上川筋、柿木、親和、加瀬を包括した又

第64表 昭和23年川筋兼業農家内訳表

世帯 番号	耕地	兼業所得	自家取米 所得	職 業
1	0.9 <sup>反</sup>	0.5	0	労務者
2	1.2	0	11.3	商 業
5	0.6	0	296.0	花藍菜主
9	0.3	0	0	自家管業(他)
18	5.7	6.7	18.0	商
21	0.3	0.4	?	自(花藍)
24	3.6	2.4	3	自(花藍)
32	0.1	0	0	賃労働
35	2.7	2.0	0	商
37	6.0	12.0	9.6	自(花藍)
39	1.0	0.6	0	日 雇

資料523、所得調査表

耕地面積の種からみると第  
 表のようになり 専業農家にお  
 いても5反未満が半数の6戸を  
 しめ、全農家についてみても3  
 反未満19戸、3~5反層が  
 20戸でその大半をしめている。

第63表 昭和23年又串  
 (川筋上、下)取業構成表

兼業	専業農家	2
	兼業農家	11
非業	賃労働者	8
	日雇労働者	6
	賃労働者	7
家	その他	5
合 計		39

串全体について考えていくこ  
 とにする。

昭和22年における又串部  
 落の取業構成を第64表によ  
 ってみると、自家管業29戸  
 賃労働15戸といった非兼業  
 の戸数が全戸数の半数以上を  
 示していることがわかる。そ  
 して全戸数のうち専業農家の  
 占める割合は12%にすぎず  
 兼業種族の中でも花藍菜農家、  
 特に兼業を然とする第二種兼  
 業農家が半数に達し、専業農  
 家は本にすぎない。この点を

第65表 昭和25年又串部落専業別耕地面積別戸数  
 (1) 橋本町市場、川筋

	0~3反	3~5	5~10	10~	合計
専業農家	3	2	3	0	10
兼業農家	23	3	3	0	29
	26	7	6	0	39

資料メ25年 世界農業センサス

そこで耕面積及び農業所得の  
一戸当りの平均は第68表で  
みてわかるように、耕地面積  
は5反に達しておらず農業  
所得も10万円を割っている  
第69表は農業収入の大小に

(ロ) 柳太、緩和、加積

	0~3反	3~5	5~10	10~	計
専業農家	2	4	17	0	23
兼業農家	11	11	4	1	27
計	13	15	21	1	50

よって専業、兼業農家別に三つに分類したものであるが、この表によつて専業農家

第66表 又申部落、職業構成表

業 家	専業農家	実数	同左%	農家総数に 占める割合(%)
		兼 I	15	15.0
	兼 II	26	26.0	47.3
非 農 家	自 営	29	29.0	/
	賃 労働	15	15.0	
計		99	100.0	100.0

資料 昭和32年所得調査表

20万円以上層がわずか一戸という  
数字にも示されるように農業収入に  
だけて生活することが難かしく、よ  
みとれるわけである。これは特に第  
五種兼業農家において著しく、10  
万円以下の農家が26戸あり、23  
戸までを占めていることから明らか  
である。

このような零細な農業経営をおき  
なうものとして、又申部落の場合、

花産の製造が重要となってくるわけであるが、この実を中心と考えながら、兼業  
農家の内容についてみよう。

第67表 専業別耕地面積分布表

	0~3	3~5	5~10	10~
専業農家	3	3	6	0
兼業農家 I	1	8	5	0
兼 II	15	9	3	0
計	19	20	14	0

第70表は昭和32年の統計である  
が、これを見ると、第一種、第二種15  
戸と兼業農家総数38戸のうち24戸  
を示していて、兼営企業農家が大きな  
割合を占めている。この中には物品販  
売も含んでいるが、その多くは花産の製造を業とするものである。

兼営企業農家の一戸当り平均  
耕地面積及び農業収入と自営  
業による収入を第71表でみる  
と第一種と第二種兼業では、は  
っきりした差があらわになってお  
り特に自営農業収入は40%16.0  
万円となっている。これを自営

第68表 専業別一戸当り平均耕地面積及び

	戸数	平均(反) 耕地面積	平均 農業所得(万円)
専業農家	14	5.4	13.6
兼 I	15	4.6	9.1
兼 II	26	3.7	5.5
全農家	55	4.6	9.4

資料、昭32年所得調査表

営業収入の大小によって三つの層に分けると、第2表のように、第一種兼業ではすべて10万円以下の低収入であり、第二種兼業の場合も10万円以上の収入をうる農家は少くをしましている。それ故に又串の兼業企業は第一種よりも第二種兼業において顕著であり、兼業収入よりも企業収入を主としたものであることも知るのである。

第69表 専業別農業収入階層表

	~10万	10~20万	20万以上
専業農家	3	8	1
兼業農家Ⅰ	4	10	0
Ⅱ	23	3	0
全農家	30	21	1

資料 昭和32年所得調査表

第70表 又串兼業農家の内容

	自営兼業	通商	職工
第一種兼業農家	9	0	4
第二種兼業農家	15	4	0
合計	24	4	10

資料 昭和32年所得調査表

占めている。そして山腹の傾斜面を利用して

町9及びあり葡萄の栽培が盛んに行なわれている。北谷部落は上と下に二分されているが、これを

合せたク0数戸の経営構成を

第73表で見ると、非農家よりも農家の割合が多く特に昭和23年40戸、昭和32年31戸にみられるように専業

農家の比率が多いことは前述の又串部落にくらべて大きな違いを示しているところである。この北谷部落の兼業化の傾向を昭和23年・25年・32年の三時点をとってみると、第74表のようにその兼業化率は13.0 25.0 31.8%と低いながらも次第に兼業化が進んでいる。すなわち専業農家は40戸から30戸に減少し、逆に兼業農家が6戸から17戸に増加している事実を認めるところが

三、北谷部落の兼業とブドウの栽培

北谷部落は船越町のほぼ中央に位置しており、山に面した農山村地帯である。北谷部落の田畑耕地面積27町歩のうち、畑が12町歩反事で約半数近くを

昭和30年現在、樹園地面積が8

第71表 自営兼業農家

	戸数	耕地面積(町)	農業収入	副業収入
第一種兼業農家	9戸	4.6反	1.09万円	4.0万円
第二種兼業農家	15	1.6	2.6	16.03万円

資料 昭和32年所得調査表

第72表 兼業農家農業収入階層表

	~10万円	10~20万円	20万円以上
第一種兼業農家	9	0	0
第二種兼業農家	3	7	5

資料 昭和32年所得調査表

第 75 表は北谷農家の土地所有状況を示したものであり、この三つの時期を比較するにあたって、その間には農地改革を経験していることは特に注意を要する点であるが、この表から、3反未満の零細農家が、昭和23年に19、25年に21、32年22と増加を示していること。又3反以上の農家が23年の19戸から32年の8戸に減少していることなどから、耕地

第 73 表 昭和23年及び32年専業農家別農家数

		昭和23年	昭和32年
専業農家	専業農家	40	31
	兼業農家	6	13
非農家	賃労働	10	14
	自家営業	8	11
不明	不明	7	0

資料 昭和23年 32年所得調査票

第 74 表 北谷部落兼業率の変遷

	昭和23年	昭和25年	昭和32年
専業農家	40	34	31
兼業農家	6	12	13
農家総数	46	46	44
兼業率	13.0	25.0	31.8

資料 昭和23年、32年所得調査票  
昭和25年 庄界農業センサス

第 75 表 北谷全農家の田畑耕地面積広狭表

	昭和23年	昭和25年	昭和32年
0. ~ 3(反)	19	21	22
3 ~ 5	5	7	14
5 ~ 10	13	16	8
10 ~	6	2	0

資料 昭和23年 32年所得調査票  
昭和25年 庄界農業センサス

がある。昭和32年現在、北谷に葡萄栽培が盛んであることを、昭和23年の場合と比較するならば、第75表に示されるように葡萄の作付地を有する農家は6戸から36戸に増し、葡萄の栽培に無関係な農家は40戸から7戸に減って9年間に、いかに急激な作物転換をおこしたかをよく物語っている。

次に専業農家、第一種、第二種兼業農家別に、葡萄の栽培と関係づけながらその性格を明らかにしてゆきたい。

昭和23年における専業農家と兼業農家を、北谷(上)部落全農家24戸に限

所有状況からみて、北谷部落の農家は一路零細化の傾向をたどっていると考えられるわけである。しかしこの場合の耕地面積は、水田と普通畑であって樹園地の面積つまり葡萄畑は含まれていない。この事実は全所有地面積が減少したのではなく、水田あるいは普通畑が葡萄畑に転換したことを示している。ここで耕地面積の零細化が必ずしも、農家の経済的転落を意味するものではなく、葡萄畑などへの転換によって、かえってその収入源を増し、経済的豊かさを加えることもあり得ることを考えておく必要

てみると、第76表にみられるように、専業農家が20戸でその大半を占め、

第76表 北谷葡萄栽培農家の変遷

	昭和23年	昭和32年
葡萄作付面積を 所有する農家数	6	36
葡萄作付面積の ない農家数	40	7

資料 昭和23年32年所得調査票

兼業農家は4戸で、いずれも第一種兼業農家である。数の上からはかりでなく、一戸当りの平均耕地面積でも6.0反に対して3.9反、収入の面でも兼業農家の占める地位は低くな

っている。こ

れに反して昭和23年、既に葡萄の栽培を行っていた4戸の専業農家は第78表に示されるよ

第77表 昭和23年における北谷(上)専業農家

	戸数	1戸当り平均 耕地面積	農業収入 平均	葡萄栽培を行 っている農家数
専業農家	20	6.0	10.2	2
第一種兼業農家	4	3.9	5.3	0
第二種兼業農家	0			

資料 昭和23年所得調査票

注：資料の関係から北谷(下)は除いた。

うに耕地面積一町以上の農家が4戸のうち3戸、農業収入の平均は18.3万円となり、これらの農家が上層の地位を占めていたことを知るのである。

第78表 昭和23年における北谷(上)葡萄栽培農家内訳表

順位	耕地面積	農業所得	葡萄作付面積
1	10.1	19.7	2.0
2	10.2	22.9	3.0
3	11.2	18.1	0.5
4	2.8	12.6	1.0

資料 昭和23年所得調査票

次に昭和32年の専業農家、兼業農家について考えてみよう。

第79表 昭和32年専業別、1戸当り平均耕地面積及び農業収入表

	戸数	平均耕地面積	平均農業収入
専業農家	31 <sup>戸</sup>	4.4 <sup>反</sup>	17.1万円
第一種兼業農家	7	3.4	15.5
第二種兼業農家	6	1.6	5.1

資料 昭和32年所得調査票

17.1、15.1及び5.1万円万円という数字に示されるように、専業農家、第一種兼業農家がよく似た傾向を示しているのに対して、第二種兼業農家は耕地面積の上でも、農業収入の上でも一段と低い値を示していることがわかる。

専業農家、第一種第二種兼業農家別に1戸当りの平均耕地面積及び平均農業収入を第79表をみると4.4、3.4及び1.6<sup>反</sup>

この傾向を年間の農業所得によつて、三つの層に分け、専業別にみると、全体

として、20万坪以上の比較的高い農業所得を示すものが総農家数々々のうち、ノク戸を占めていることが明白であり、前述の又申部落では例を考えられないものである。

このことは専業農家においてみられるばかりではなく、第一種兼業農家ノク戸のうち3戸を占めている。これに対して、第二種兼業農家は、6戸のうち5戸は、10万坪以下の低所得で、農業収入の面からも前二者と比べて明らかなる差が見られる。

第81表 専業別葡萄栽培農家と非栽培農家の割合

	葡萄栽培農家	非栽培農家	合計
専業農家	28戸	3戸	31戸
第一種兼業農家	7	0	7
第二種兼業農家	2	4	6

資料 昭和32年所得調査票

専業農家、第一種兼業農家がそれぞれ28戸、7戸と純農家の大部分、あるいは全部であるのに対して、第二種兼業農家は6戸のうち2戸で、ブドウの栽培がいかにか農家所得のうちで大きな比重を占めているかを、想像することができ、その栽培にたずさわらない第二種兼業農家は、耕地面積はさわめて零細であるが、花菜、販売菜を営み、又勤務者を出すことによって収入の道を待っている。

次に兼業農家のノク戸を例にとりながら、兼業内容についてみよう。

第82表 北谷兼業農家の内容

	自家営兼業	雇員勤務兼業	中小企業兼業
第一種兼業農家	5	0	2
第二種兼業農家	3	1	2
合計	8	1	4

資料 昭和32年所得調査票

中小工業賃労働者が、第一種、第二種より各々排外されているが、その家族上の地位より見れば、前者が次男、次女といった家頭員による兼業形態であるのに対して、後者は長男、養子といった支柱労働力による兼業形態をとっている。

第80表 年間農業所得よりみた専業別階層表

	≦10 <sup>万円</sup>	10~20 <sup>万円</sup>	20 <sup>万円</sup> ≧
専業農家	7	10	14
第一種兼業農家	2	2	3
第二種兼業農家	5	1	0
合計	14	13	17

資料 昭和32年所得調査票

入の面からも前二者と比べて明らかなる差が見られる。

葡萄栽培との関係から見ると、第81表で明らかなるように、葡萄栽培に関係している農家は、専業農家、第一種兼業農家がそれぞれ28戸、7戸と純農家の大部分、あるいは全部であるのに対して、第二種兼業農家は6戸のうち2戸で、ブドウの栽培がいかにか農家所得のうちで大きな比重を占めているかを、想像することができ、その栽培にたずさわらない第二種兼業農家は、耕地面積はさわめて零細であるが、花菜、販売菜を営み、又勤務者を出すことによって収入の道を待っている。

第82表によれば、自家営業による兼業農家の割合が大きく、町外への通勤者や賃労働者は数人にすぎない。

このようにしてブドウの栽培にたずさわらない農家は、労働の主力を兼業に振り、したいに脱農化してゆく傾向を見ることである。

#### (4) 中新田部落の兼業化と通勤者

中新田部落は、船穂町の南部に位置しており、平地農村の水田地帯である。近年巨額、急激に値上がりした地味条件もあって、都市への通勤者が増加しており、このような兼業農家が増加してゆく傾向がある。

すなわち第83表から明らか

第83表 中新田部落の兼業率の受遷

年度	昭和25年	昭和30年	昭和32年
専業農家	11%	43	22
兼業農家	43	88	59
兼業率	29.2% (i)	87.1% (ii)	72.5% (iii)

な様に、昭和25年に29.2%であった兼業率が30年に87.1%と激増し、32年には72.5%まで進んでいる。

そのうちこの兼業化の著しい船穂部落を昭和22年に専業農家、専業農家、兼業農家の性格を明らかにしてゆきたい。

- 資料 (i) 吉野県農業センサス、(25年度は福島の一部分を含む)  
 (ii) 昭和30年臨農センサス、  
 (iii) 昭和32年度所得調査票。

第84表は昭和32年度におけ

る中新田の兼業状況を示すものである。これによっても、専業農家が11%のう

#### 第84表 中新田取兼業構成

専業農家	兼業農家	自家営兼業専業	賃労働専業	合計
22	59	8	22	111

59戸で非農家を加えた全部落戸数の半数以上をしめており、特に農業収入よりも兼業収入

資料 昭和32年所得調査票

を主とする第二種兼業農家が最も大きな比率をしめ、全戸数の32.8%をしめていることがわかる。我々の最も問題とするのは、この第二種兼業農家の性格をどうにかあるか、その前にこの部落の専業農家及び第一種兼業農家と比較してみよう。

前述のように中新田は平地農村の水田地帯であって農業生産物は米麦が中心であり、イ草が栽培されているが、葡萄、桃といった特殊農産物はない。

第85表によって耕地面積の広狭の面よりみれば専業農家と、第一種兼業農家は同じ傾向を示し、5~10反層が最も多い数を示している。これに対して第二種兼業農家は1~3反の層が33戸のうち20戸を占めその零細性をよくあらわしている。

それは第86表のように、農業所得を三つの層に分けてみると、専業農家、第一種兼業農家が10~20万円の層に最も多いのに対して、第二種兼業農家は20万円のうち2戸までか、10万円以下の低所得である。そして専業農家においても20万円以上の農業所得を有するものは、23戸のうち3戸をしめるにすぎず、北谷の専業農家が20万円以上層が半数を占めている。この点に比べて第一種兼業農家を示している。

第87表によって明らかのように、専業農家と第一種兼業農家の耕地面積及び農業所得の平均額は似通った傾向を示しており、第二種兼業農家の平均額は耕地面積、農業所得の両面で一段低い値を示している。

以上耕地面積の広狭、農業所得、戸数の比率の面からみて、専業農家と第一種兼業農家が似通った性格であり、第二種兼業農家が零細かつ低所得であり、施設

第87表 専業別、平均耕地面積及び平均農業所得

専業別	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
平均耕地面積(反)	5.39	5.45	2.30
平均農業所得(万円)	14.6	13.3	2.5

資料 昭和32年所得調査票

大きな比重を占めてきている事実との間に性格の差のあることを見出すのである。後者の場合がいわゆる「農業の方はつけたりになってきている」農家であり、自分の家族の食べるだけを生産し、生活の主な収入源を他に求めていることを意味している。このつけたり農家へ移行する動きには、生活の貧困化からくる「止むを得ない」兼業化である場合と「より豊かな生活」をめざしての兼業化である場合とがあるが、ここで我々は兼業農家の内容に立ち入って考えてみよう。

すなわち第一種兼業農家と第二種兼業農家とはその内容にどのような差がみられるかをみるために、自家営農による兼業農家と、通勤者を排出する通勤農家

第85表 専業別耕地面積階層表

専業別	階層区分	0~3万	3~5万	5~10万	10万~
専業農家		4	6	12	1
第一種兼業農家		3	3	10	0
第二種兼業農家		20	7	5	0

資料 昭和32年所得調査票

第86表 専業別農業所得階層表

専業別	階層区分	0~10万円	10~20万円	20万円
専業農家		6	14	3
第一種兼業農家		4	11	2
第二種兼業農家		32	7	0

資料 昭和32年所得調査票

タビ工場、花蓮工場、その他の賃労働者が出ている転工農家の三つに分類し、第一種、第二種別にみると第88表のようになる。第二種兼業農家になると、一戸

第88表 中新田兼業農家の内容

	自営	通勤	転工
第一種兼業農家	8	4	6
第二種兼業農家	11	26	4
計	19	30	10

資料 昭和32年所得調査票

と相半ばしているのに対して、第二種兼業にすると通勤農家が26戸を占めるに達している。第89表によつて、農業収入と兼業収入の平均値を比べると、通勤農家が兼業収入に農業収入の大部分を占めていることがわかる。

5. 船穂町における兼業のすがた。

以上我々は船穂町の甲から又甲、北谷、中新田三の部落を対象としてとりあげ、各々の立場から兼業化の傾向と、その実態について述べてきたのであるが、今一度船穂町全体について考えてみよう。

先に第90表で述べたように船穂町の兼業率は六正年間に10数%であったものが、昭和25年には26.9%、31年には60%近くに達し、兼業化が、進んでいることを物語っているわけであるが、今昭和25年の兼業率26.9%から昭和30年の57.1%と2倍近くを、示している事実を、船穂町の20地区を兼業率の差によって、第91表に示すように分類すると、5年間に船穂町で兼業率20%以下の地区が2になり、逆に50%以上を示す地区は5から12に増加していることから、兼業農家の増加していることがよみとれるわけ

の中でも、一人だけではなく、二人、三人あるいは四人の勤務者を出して、いる場合が多いのであるが、その際は一家の最高所得者を基準として、第一種兼業18戸、第二種兼業41戸についてみた。

第一種の場合は、三者が8、4、6

第89表 農業収入と兼業収入の比較

	農業収入平均	兼業収入平均		
		兼営	通勤	転工
第一種	13.3 <small>千円</small>	4.4 <small>千円</small>	8.8 <small>千円</small>	2.6 <small>千円</small>
第二種	7.7	13.9	33.0	14.8

資料 昭和32年所得調査票

第90表 船穂町の地区別兼業率の変遷

	昭和25年	昭和30年	昭和32年
又 甲	62.8%	78.0%	74.6%
北 谷	26.1	33.8	31.8%
中新田	29.1	67.1	72.5
柳井原	7.8	3.9	?
全 町	26.9	57.1	59.4

である。この傾向を、我々のとりあげた三部落と、それに柳井原の四部落についてみると、第91表のようになり、

第91表 船穂町兼業率の変遷

	～20%	20～50%	50%～
昭和25年	10	5	5
昭和30年	2	4	12

まず又串部落では昭和25年にはすでに兼業農家は6割以上であり、昭和32年には $\frac{3}{4}$ になっているのに対して、北谷部落では昭和25年に全

町平均に等しい26.1%でありながら、その後大きな変化を示していない。中新聞部落において我々は現在兼業化が最も進行しつつある事実を29.1から、67.1、72.5%という数字によって知ることが出来るのである。これに反して船穂町の最北端に位置している柳井原は現在においても専業農家が9割以上を占め、兼業率20%を下まわる唯一の部落となっている。

このように部落によって兼業化の傾向の異なるのは、何故であろうか。第91表によつて昭和25年当時の土地所有の状態を部落別に見ると、又串の0～3

第92表 昭和25年部落別耕地面積広狭表

	0～3反	3～5反	5～10反	10反～
又串	37 <sup>戸</sup>	22 <sup>戸</sup>	27 <sup>戸</sup>	0 <sup>戸</sup>
北谷	21	7	16	2
中新聞	53	35	53	6
柳井原	16	25	46	15
全体	244	226	344	102

反層37戸に示されるような勞働条件としての土地不足を示しており、北谷、中新聞においても同様の傾向がみられているのに対して、柳井原では5反以上層が61戸で全戸数の60%をしめ、農業経営のみでも生活できる農家が比較的多いことを示

資料 昭和25年在野農業センサス、

している。そして「総じていえば兼業農家は一町未滿、特に全滿未滿の規模に集積するという事実、むしろかゝる小農層細農層が故に、兼業農家たるをえなないという事実」に基づいて当町の総農家のうち全反未滿層の占める割合を昭和25年と30年両年にわたつて、第92表によつてみるならば、柳井原の30%台を除き、いかれの部落も50～60%台を示している。

そして船穂町の場合に限らず「近畿、中国地方は農業経営は極めて零細化しているが、各種産業の分布が密であり且つ多様であるところから、農家過剩勞働力は、農業外において比較的容易にその対象化を見出すことができ、ここに兼業勞働の地方色がおのずからあらわれる。」わけであるが、当船穂町においても前述したように又串部落を中心とする醸製品の製造、北谷部落周辺の山手に面した部落では、葡萄の栽培が盛んであり、又玉島、倉敷といった隣接都市に近い地理的

を併せて示している関係から、通勤者の数は増加しつつあり、特に南部中新田部落到りに着しい傾向があるわけであって、このように殆ど町にあっては兼業化の傾向が部落によって異なっていることをみてきたわけであるが、ここに一つの帰結として、兼業農家の類型化を試みてみよう。

第94表は、兼業農家の内容を部落別に、自家営業による兼業、通勤者を排除している通勤農家、花産、定袋工場などの中小企業に労働力を提供している転工農家の三つの兼業農家の型によって分類した

第94表 三部落兼業農家類型表

工種 部落別	1 兼営企業別		2 通勤農家型		3 転工農家型		計
	I	II	I	II	I	II	
又 串	9	15	0	4	4	6	14
北 谷	5	3	0	1	2	2	13
中 新 田	6	11	4	26	6	4	57

資料 昭和32年所得調査票

知るのである。

注 I 西宮恭二 「日本兼業の社会学」96P.

II 同上 " " 48P.

第93表 総農家のうち五反未満の農家の占める割合

	昭和25年	昭和30年
又 串	69.1%	66.6%
北 谷	60.9	46.6%
中新田	59.8	56.5
柳井原	40.2	34.9
全 国	50.3	55.5

資料 昭和25年 青森県農センシス  
昭和30年 陸奥センサス

るのであるが、この表によると、又串部落に自家営業兼業農家の多いこと、北谷部落に兼業農家の少ないこと、中新田部落に通勤農家の多いことを

## 第4章 社会組織としての各種機能集団

### 第一節 農業団体の一般的性格

わが国においては従来から各種の農業団体が存在し、これらはわが国の農業の推移と共に、変化と発展を遂げて来た。そして農業協同組合の誕生する以前の農業諸団体が、わが国農業の進歩と発展や、農村問題の解決のために、大きな役割を果たして来たことは否定出来ない。しかしながら、これら農業団体も、形式的には農民を中心として組織され、又、その経費の主要な部分を負担し、農民の選出した役員が、この団体の運営に当るといふ形式をとり、一応は農民の組織する主体という形をとってはいたが、それは真に農民の意思をもって作られ、農民の自主性の下に運営されていたというよりは、むしろ、上からの力によって、しかも農民に何等かの働きかけをする為の手段として作られたものにほかならなかつた。同時に、これらの農業団体は多かれ、少かれ、当時における農村の経済的社会的な主導力をもっていた地主によって支えられ、いわゆる、地主的主体性によって特徴づけられていた。これらはあたかも、農民組合が主として小作農民層を先とする反地主的な、又、反官僚的な斗争団体であったのに比較して、まさに正対の特色をもつものである。そしてこれらの農業団体に存立の基礎を与えた農業団体に關する諸法令は、同時にまた、当時における農政の性格をそのまま示すのであって、明治32年の農会法の制定、同33年の産業組合法の制定から以後の50年間にわたる農業団体法の変遷はそのまゝわが国農政の展開過程を物語るのであるとみられよう。

それが終戦とともに、戦時体制が急速に解体の方向をたどり、民主化が全面的に進行する機運となつたので、戦時統制機関としての性格を強くもった農業会はそのまゝ存続することは不可能であるとされ、新しい農業協同組合の制定の要請が終戦後間もなく各方面から提起せられた。そして遂に昭和22年11月に至り「農民の協同組織の發達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかり、併せて国民経済の発展を期することを目的」（農業協同組合法第一條）とした農業協同組合法が制定された。では農業協同組合法の農政上における意義は、どこにあるのであろうか。それらはいうまでもなく、戦後における農業政策の基本的目標が過去の権力的統制や、経済的束縛から農民を解放し、い

ば、勤労農民の自主的立場を枢軸として、農業生産力の増進と農民の民主化を実現することにあつたことによつても明らかである。

このようにして、戦後の農業政策は兼地改革を基盤として、農業協同組合という組織の力を用ひ新しい経営技術を推進することによつて新たな途を開拓しようとしたものであるといえる。それ故、協同組合は、歴史的にもまた本質的にも、自由かつ自主的な人格的結合であり、その運営を民主的に行うことを理想とする。農業協同組合には、この理念が極めて純粋に貫かれていたと同時に、勤労農民を主体とする自主的結合体として、農業生産力発展のための農民による私能団体たることによつて、その固有の性格が規定されたのである。それにまた今迄の如く国の農民は伝統的な経済的束縛の下に零細な経営を行つて来た。そのため農業経営は、稼働しうる資本の量も零細であり、その経営規模も著しく局限されていた。そのような状態を改善し、これから脱却するためには農業協同組合が農民の小資本を結集して、大資本に対抗し、独立的経営を結合して、より強かに市場に闘争し、流通過程を通じて有利な価格を実現するという極めて大きい使命と役割をになつていたのである。ところがこれらはあくまでも理想であつて、現実化せずともこれに合致するものではない。戦後各地にしきりにおこつた暴協の不正事件やその放漫な経営によるあやまりは、両者の乖離を物語る。

ところで船穂の場合はどうであろうか。あれわれはこれを地域における支配層との関連という側面から眺めてみたい

## 第2節 船穂町における農業団体成立の経緯

当町における農業協同組合の起源をさぐるには信用購買販売組合と小作人組合を並行させて眺める必要がある。明治26年大洪水のため、農民層の窮乏は甚しく小作争議が激化した。大正に入り小作人は、小作組合（大正12年）を設立し、之に対抗して地主側は土地管理組合を結成した。その後信用購買販売組合が設立されたが当時の組合役員は大土地主層のみにより占められており、彼等は小作人支配の意図の下に昭和初年農民大会を開き組合の運営方針を確立し、組合を通じて小作層をその支配下に置くことに成功した。その後自作ないし自小作層の指頭に歩調を併せて昭和初年頃地主の代表と、自小作の代表とが出て協同組合を結成するはこびに至り、この時初めて零細自小作層の中藤弁二郎が会長に就任した<sup>(1)</sup>。

一六昭和三一、二年に於て信用購買販賣組合は、一時的恐慌の余波をうけて資金が二万円のうち一萬五千円の買價により解散の憂にまみれた。そこで地主と足袋製造家主である小野武二郎を中心に新生信用組合を結成した。これは主として新興中間階級である足袋、花菱業等の企業家が小地主と約束したもので表面正当な組合法によりながら事實上はこれらの中間階級から小作人を懐柔しながら信用購買販賣組合の運営を左右したものであった。これに対して旧小作人組合員はなすところあつた。こうした勢力関係は戦時体制中の農業会にも持ちこまれたが戦後の農業協同組合の発足によって、更にこの関係に変化ないし逆転が生じたであろうか。

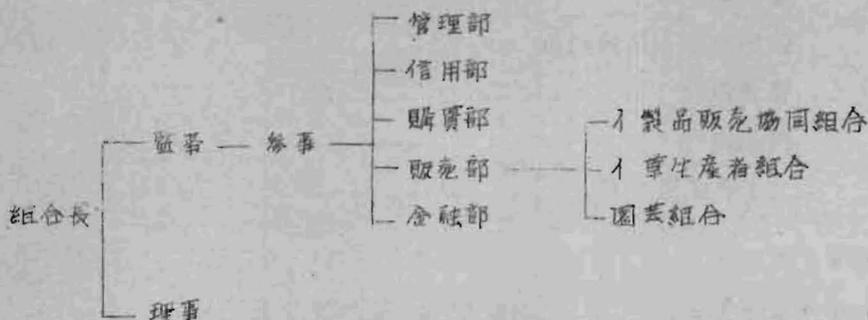
昭和二二年にはじまった農地改革にともない旧小作人の力は急速に衰へて見えた。それは戦前勢力をふるった一部地主の転落によつても際立てられた。然し後章(第五章)でも見るように旧小作層が各種団体を通じて支配の前面に進出して行くことはなく、しかも後退した旧地主層に代つて、しだいに各方面に力を得てきた中小企業家や自営業者を中心とするいわゆる中間階級(旧型)におさされて、その支配下に立たざるを得ない結果となつてきたのである。このような企業家や自営業者などのような社会的性格をもつものであるかについては後に明らかにされるであろうが、戦後民衆の輿望をになつて新しく発足したはずである農業協同組合の運営上にもこのような支配勢力の意向が如実に反映している様相が見られ、その支配関係は戦前戦中の信用組合に見られたものと本質的に変わったものではないようである。組合員のこれに対する批判にも見るべきものもなく、一般の政治的無関心とも相まって、その熱気力はおおうべくもないような実状である。註ノ 協調組合の設立に至る事情については、第五章第2節に更に詳述した。

### 第3節 農協の下部機構としての各種組合

農業協同組合の組織は下記のようになつていて、その活動の一つの中心は販賣部におけるようである。販賣部の事業を現実に担当するものは、イ製品販賣協同組合、イ草生産者組合、及び園芸組合であつて、これらの組合は農協の下部組織として、直接これを支えるものである。しかし以下でも見るように、これらの下部組織の力は甚だ劣弱というほかなく、実力者はむしろその外部にあるか、又は直接之に加入しても組合の運営への熱意には必ずしも見るべきものもなく、その関心はむしろ組織の外にあると言わざるを得ない。

次に各々の性格を検討してみよう。

第95表 農協の組織



1. 農製品販売協同組合<sup>(1)</sup>

この組合は昭和28年6月1日に設立されたもので、それ以前は仲買人が製織業者と生産地問屋との間に介入し、生産地問屋の手を通して消費地に出荷するという複雑な組織を経て販売されていた。それが、組合の設立と共に単純合理化されたのであるがどうかといつて問屋が全く消滅したわけではない。こゝでイ製品が消費地へ売出されるまでの経路を見て見よう。

第96表 イ製品の流通過程

製織業者	→	イ製品販売協同組合	→	消費地問屋 (42.1%)
〃	→	問屋	→	〃 (42.5%)
〃	→		→	〃 (8.2%)
〃	→	仲買人	→	問屋 → 〃 (2.1%)

即ち製織業者がイ製品販売協同組合を販売先とするものと、問屋を販売先とするものとがほぼ同数で、この両者で全取引額の90%近くを占め、残りは製織業者が直接消費地と取引する場合と、仲買人を立てる場合とがある。イ製品販売協同組合は農協に加入していて販売手数料として売上金額の2分を取りそのうち5厘は積立金として農協の金融部に預ける。しかしながらイ製品を取扱業者で組合に加入しているのは小野又一郎、小野春夫の両者だけであつて、他に組合員でないより大きな業者のあることでは、組合の立場を弱くしている。しかし母体としての農協が地元製織業者に対する支配力にはあなとり難いものがあり、それは組合に加入しない独立企業者(問屋)の比で言いこは 次の表からも明らかである。

第97表 イ製品製造業者の資金借入先と借入額の比率

農協	34.9%
信用金庫・信用組合	18.6
普通銀行	11.6
相互銀行	4.1
独立企業家(問屋)	2.3

2 蘭草生産者組合

昭和10年頃県下9ヶヶ所に「共同販売所」が設置され、入札制による販売が行われたが、これは当町にもこの時期に設置された。戦時統制中は統制組合の「取扱出張所」となりこの所長には問屋の主人がなり、問屋の使用人が取買となった。戦後28年イ草生産者組合が設置された。この組合の発足理由は仲介商人(仲買人)毎にトンビといわれる商人をなくし、価格の統一、生産の増進、品種の改良及び適正な課税を行うというものであった。

次にイ草の入手経路について見ると、

県下においては自給が35.3%を占め購入が64.7%を占めている。特に金光、柳内、北房、新穂、常盤、の5町村では購入原草の占める割合、20%以上である。

当町においては購入が全体の80.4%自給が19.6%である。

このイ草を如何なる方法で手に入れているかと云えば、次の表のとおりである。

第98表 イ草の流通経路

生産者	→	仲買人	→	製織業者	=	流通量の74.4%
〃	→		→	〃	=	〃 11.9%
〃	→	問屋	→	〃	=	〃 13.7%

このように仲買人を通して入手する場合が極めて多い。どうして組合を通じないかと云へば、イ草は格付が難しいことと、運搬によって損傷しやすいからで現状は組合を通すことが全く不可能というような状態である。

3. 園芸組合

昭和10年頃新穂ブドウ組合が設立され昭和15年に新穂町青果物出荷組合が設立された。昭和19年これが農業会青果部となり、昭和23年養茶協同組合園芸部が設けられた。園芸組合はこの一年前即ち昭和22年4月1日に成立したので

ある。

この組合は農茶協同組合園芸部の業務執行の補助機関として活動しているのである。

農茶協同組合園芸部は主幹販買一名を置いたものであつて、臨時販買3〜4名を必要に応じて雇うに過ぎない。それ故指導販売等総て園芸部に因しては園芸組合幹部が執行している。但し柳井原、堅物各は園芸組合に入つておらず夫同出荷で商人の手を経て売出している。

当町における青果物の作付面積も、実習高も共に年々増加しているが農民のためのものである等の農茶協同組合の園芸部はわずか5名程度の人数で運営されている状態でその実効に乏しい。何故組合の事業が伸びないか。その理由がいかゞにあるかについては、冷感に検討されなければならないであろう。

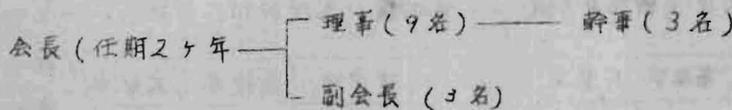
(附)

#### 商工会

大正ノ四年ノ月に創立されたものである。

これは当町の商工業者特に中小企業者が事業を営む場合に経済的な面で行詰つたときのために自発的に組織し金融貸出の斡旋をしたり、業者が困窮して借金が払えぬ場合にだてかえ拂いを行つたりなどしている。商工会が生れる以前には地主とか大商人から1割〜2割5分の高利率で金を借りていたのである。商工会は先に述べた斡旋のほか税金関係の団体交渉や交通機関誘致の交渉なども主な仕事としている。

商工会の組織は



というようなことになつておりこの下に常議員が25名いる。

### 第4節 青年団

全国で四百万と称される青年団がどの様な動きを示すかは現在我國にとって大きな社会問題であり、重要な教育問題でもある。

青年団が再び愛国化への温床になるのか、或は新しい力をもつて国の民主化への推進力となるかは広く世間の注目を浴びている。

ここに船穂町の生産構造からは遊離しているが文化的な諸集団の一つとして現

代の地域社会に重要な位置を占めている。所種町の青年団の場合についてみよう。

青年団員は男女含めて約300人で団活動としては百回った動きはないが、強いて言えば映画を中心とした視聴覚的教育を試みているといえよう。<sup>(1)</sup>

はある支部の中で活動しているところは田ノ内、鷺尾部落(青年と婦人の話し合い学習による生活合理化運動)、柳井原(事業的性格を帯びた団行事)又串(体育を中心としたレクリエーション的活動)とそれぞれ3つの支部を除いてはあまり活動をしていない。以下の記述はアンケートの集計結果による考察である。

先ず、加入状況についてみよう。第99表に示すように、

第 99 表 青年団加入状況 — 集団意識への打診 —

	自然的に加入	勧誘による加入	強制もしくは自発的加入
男	19	11	9
女	8	10	11
計	27	21	20

自発的に加入する者を除いて、他の大部分の者は自覚して青年団に入ったわけではなく、首から入ることになっているから入るといふ自然加入や、入らうといふ他の人に真合が悪いから入るといふ勧誘による加入で青年団という集団意識が幹部に乏しい少数の者を除いては薄い。この様に青年団を構成しているメンバーの一人であるという自覚が団員に薄く現状においては、幹部が懸命にかけ回しても集団活動は出来そうにない現状の様である。

次に幹部役員層の性格についてみれば下記の表から考察して、都市近郊型農村第100表 団員の学歴も幹部をも含む 第102表 本団幹部の学歴、 としては南

	中学卒	高校卒	大学卒
男	24	10	3
女	14	14	1
計	38	24	4

	中学卒	高校卒	大学卒
男	4	6	0
女	0	3	0
計	4	9	0

校への直学率があまり高くない様である。女子の幹部役員

第101表 支部役員の学歴、

	中学卒	高校卒	大学卒
男	6	6	0
女	0	10	0
計	6	16	0

員は全部高校卒であるのに対し男子の方は約5割である。児島郡の興除村では青年団幹部役員10人の中全部高校卒であり、山間盆地の農村としての吾田郡の鏡野町において青年団の幹部16人の中

全部高校卒業という学歴の高さを示している。

この様に農村において、青年団の役員選出にあたって学歴とか家柄を重視するのが普通一概の様である。しかし船穂町においてはあまり学歴を問題としていない事が第101、第102表によってわかる。これは地域の生産構造の相違にともなう青年の意識の違いを如実に物語るものではなからうか。

我々の農村は興除村、藤田村等の大規模前進型の農村の一部を除いては人力、畜力による過少農経営、零細農が主軸であって潜在的失業者を多く抱えている。それで農村の経済的低位性のために過重労働に陥り時期的にも青年団活動に参加する余裕がないと訴える一第103表(2)が示す様に青年活動に積極的なメンバーは経済的にも余裕ある階層と見られ又町の支配層と一致する場合が少なくない。そこに幹部と団員との間に不協和関係ないし、仲間意識の欠如を生じる場合も少なくない。

船穂町の場合には幹部が大変に熱心に立ち働き努力している事は認められるが、自分は青年団の幹部であるという過剰意識に陥りすぎているのではなからうか。そこで幹部が忙しく立ち廻っていて、あれは幹部だからと団員は割り切った考え方をもち、協力しようという意図が籠められない。そこで今後の対策として過剰の指導者意識をすて去り、幹部は自分のしていることが独断的ではないかと常に反省し一級団員の声をよく聞いて、町内の権力者や本団幹部の側からのみ行事を決定するのではなく、自分達の仲間の青年の側から考えて行くようにするともっと団員の協力が得られるように思われる。

次には女子の活動状況についてみることにする。第104表によれば、女子は加入して1、2年の所が多く、5年以上の経験者が全くないのに比べて男子は6年以上が圧倒的に多い。女子活動の不振は年

参加年数 青年活動	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年以上
男	2	4	8	5	1	17
女	7	12	3	3	0	0
計	9	16	11	8	1	17

第103表(1) 幹部役員の職業の分析

農業	商工業	その他
11	2	5

(2) 農業の分析

	10反未満	10反～14反	15反以上
船穂	5	5	0
興除	0	2	3

(但し興除村の世帯平均所有反数11反)

ない事も上げられるが、根本的な不振の原因は女子自身が地味な青年団活動に興味がなく、都市に憧れ映画やファッションショー等の流行に目を奪われがちである。

しかし日本における女性の地位は職場においても、家庭においても一般地域社会においても確立されていない現状であり、青年団の組織力こそ女性の地位の向上に期待できるものであり、花、茶、洋裁等のけいこ番によってのみ女性の幸福を期待できると思うならば、その幸福たるや、忍従的な象の犠牲になる様に自分の個性を否定する様な必じめなものである。女子活動は茶、花のみという様な考え方を打破し、現在の女性の地位の向上を巨視した、又女性の悩みを共に解決していく様な活動領域に転じて行かないと女子活動はますます萎縮の一路をたどるであろう。

次に国内部における満足度についてみよう。第105表にみるように不満足の原因としては学校へ行くものが多くて低調(8)参加人員が少ないために何も出来ない(7)形式のみで中味に乏しい(6)行事が多くて家事に追いつかえる(3)、その他女子によるリーダーがないとかレクリエーションが多くて困る等である。

第105表 団員の満足度

	大満足	満足	普通	不満	大不満
男	4	1	24	5	3
女	0	1	17	8	3
計	4	2	41	13	6

一方満足の原因としてはレクリエーションが多くてよい(5)等がある。

次は青年団活動の障害の有無についてみれば次の各表の示すとおりである。

第106表 一活動における障害の有無

	有	無
男	34	3
女	19	3
計	53	6

第107表(1) 活動を阻害する条件の一般的側面

	男	女	計
人の集りが悪い	18	10	28
団員の団結力が弱い	12	8	20
青年の献力に乏しい	7	5	12
男女が集まると色めかえて見られる。	2	4	6
会合で夜遅くなる	3	2	5
よきリーダーがない	1	1	2
地味な仕事をしてほしい	0	1	1

(2) 活動を阻害する個人的側面

	男	女	計
他の青年と意見が合わない	5	1	6
家の理解がない	0	2	2
学がないので劣等感がある	0	0	0
隣人が変な目で目られる	0	0	0
その他	2	0	2

その他の活動を阻害する要因として

1. 青年団という集団意識の欠如と部落単位の閉鎖的地域性が強く船穂町という部落を超越した全体意識に乏しい事

特に柳井原において顕著に見られる。

2 近郊農村であると言う事。

岡山、倉敷、玉島という周辺都市の娯楽機関の利用が安易である。これが青年活動への興味を減退させている。

3. 農業の多角経営(商品生産農業)にとれない青年が生産構造の主流から排せられ、現金も成人に抑えられ、現金の餘力が拮抗している。

4. 打算的意識が町の成人自体に強く、それが青年世にも反映し、青年自身が意識するとしなやかにかかわらず、青年団の打算的性格を作り出しており自己の利益にならない事はしたくないとの意向が強い。

5. 船穂町青年団の集団活動を妨げるものとして以上の外に青年の生活と関心が分化して来たという社会的条件に属するものである。ブドウ栽培を中心とした農業青年とイ製品を中心とした月工業に従事する青年と町内外に種場をもつ通勤青年との三つの階級方に青年の間を引き裂いている事も見逃せない事実である。

なお青年団活動のあり方への批判についてみれば、第108表のように餘力に乏しいというのが圧倒的に多いが

それは団活動そのものが生活にプラスにならないと趣味、娯楽が他に求めやすい。又生産につながる等の要因が活動の内容に餘力が乏しいものとしている。

では将来の青年団活動への要望を見ると、第109表のようにもっと積極的にという声が圧倒的に多い、そこでこの方面にもっと積極的に活動したいのかを分析すると将来の経済安定を目ざした会にしたいとか

第108表 活動のあり方への意見

	男	女	計
活動する内容がない	3	8	11
継続きしない	9	5	14
活動するとお尻力がかかる	5	4	9
他集団の活動に圧迫される	3	0	3
活動内容に餘力が乏しい	12	12	24
その他	1	1	2

っと産茶面をとり入れた会とか、もっと教養を高める様な会としたい等である。

なくてもよいというのが79%強にすぎずもっと積極的に活動してほしいという意見が半数以上を占め、青年

団に対する成人の期待は、大なるものである事を物語っている。

成人は青年団に具体的にどの様な活動を望んでいるのだろうか。

1. 不良化防止運動を起し青少年の指導にあたってほしい。

——子供会の育成——

2. 教養の向上を図る様な活動をしてほしい。——特に文化的な面と政治的な面の活動——

3. 生活改善運動を促進してほしい。

——結婚簡素化運動——

4. 4Hクラブ的活動をして生産の向上に尽してほしい。

——4Hクラブの設立と団産業部の奮闘——

5. 奉仕活動を望む その他である。

いつの時代にも変らぬ社会奉仕的活動を要求している事は見逃せないが青年団が娯楽的な行事に偏りすぎている事を戒めているとも言えよう。

最後に船穂町青年団における今後の課題についてふれておく。

船穂町青年団も以前のように青年が同質的でなく異質的になり青年団活動も多様化が要求されている。この時に当り旧式な単一組織で、最大公約教的な体育活動や安易なレクリエーション的な娯楽活動から新しい分野を開いて行くべきではなか

第109表 将来の青年活動への分析

	男	女	計
もっと積極的に	21	24	45
今のまま	13	3	16
なくてもよい	1	1	2

第110表 成人から見た青年団活動

	有効に活動している	どちらかといえばよくやわがわがしていない	余り活動していない	何もしていない	分らない
男	11	22	30	4	10
女	1	5	3	0	3
計	12	27	33	4	13
	13.4%	30.3%	37.3%	4.4%	14.6%

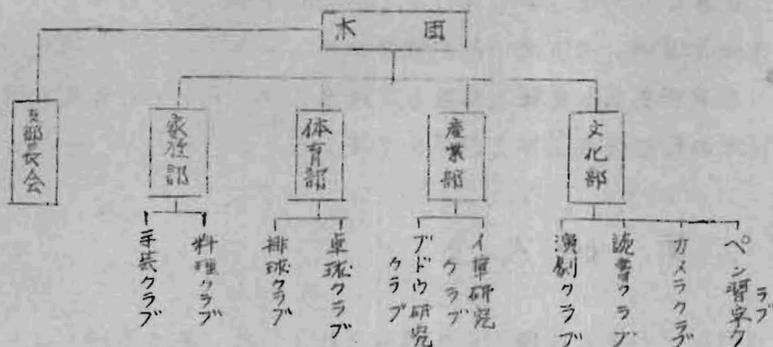
第 表 青年団に対する将来への期待について。

	もっと積極的に	今のままでよい	なくてもよい	分らない
男	43	19	6	13
女	4	2	1	5
計	47	21	7	18
	50.5%	22.5%	7.7%	19.3%

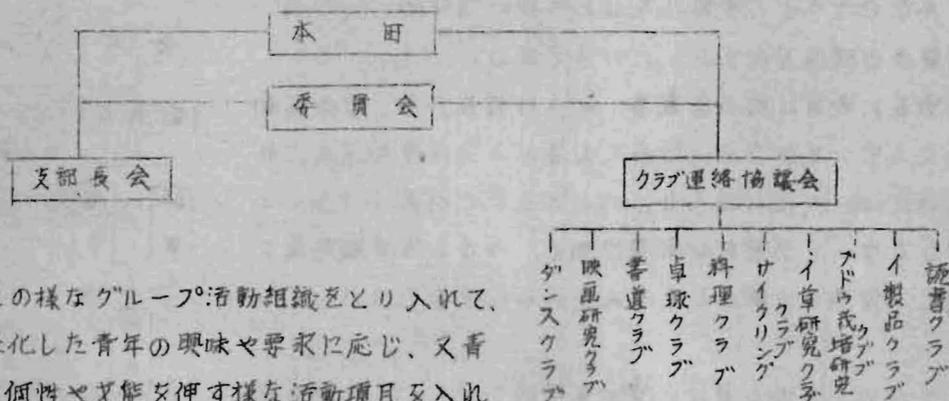
ろうか。農村青年の多様化に対応出来るものとしては group 活動がある。

グループ活動を取り入れた移行型青年団

第16 図



第17 図 グループ活動を取り入れた完成型青年団



この様なグループ活動組織を取り入れて、多様化した青年の興味や要求に応じ、又青年の個性や才能を伸ばす様な活動項目を入れ、

青年に魅力のある団に育成したい。この組織による集団活動の最大の利点は年齢、性別、職業興味等によって異った各自の要求が充足されることにあるか共通した要求を持つ会員相互の学習はそれの継続的に行われることによって、深化し奥の深い結果を得るであろう。もっとも、網羅主義的方针を改廃しクラブ組織を採用する場合、最初は分散に伴う数的劣勢によって地域の抵抗や批判をより強く浴びることであろう。又排他主義的にみえて他のクラブ員との提携に支障をきたすことであろう。更にグループが特定層の集まりとなったり、グループの自己満足的活動に終り、地域の現実問題から遊離することもあるが、これはあくまでも過渡期的現象であって、団員が自主的態度を堅持し民主的運営に終始する限り批判は外部よりもむしろ内部から起り、きっと立派な近代的な青年団に生れかわるのである。

青年団に残る前、近代的な性格を清算しグループ活動によって部落を越えた広

いつながりが出来て、身辺等問題ととりくむと同時に直面する現代的矛盾の克服によって新しい理想を実現させる事への努力が求められる。

註1) 県下の青年団の中で流行している、青年交流、子供会の育成運動、生活合理化運動、生活綴り方記録等のことをさす。

註2) 教育映画を各支部で開催して映画の終わったあとに青年と婦人とが批判会を兼ねた座談会を開き意見を交換するものである。

## 第5節 婦人会

婦人会は現在ノ500人の婦人より構成されている。柳井原婦人会を支部といひ柳井原を除いたものを本庁と呼んでいる。

本庁の行事は、季節に応じた料理の講習会と敬老会講習会の開催等が主だった行事である。

会長に戦前は町の支配層、例へば町長夫人、町会議員の夫人とか足袋会社の社長夫人等の上流階層が送られていたが、戦後は婦人会活動の出来にくい人にはなつてほしくないとの意向が会員に強く、会長の名誉職意識を廃し、実際に活動の出来る人たちから選挙で送出している。

この送られる層は、資本家階級でもなく、労働者階級でもない、中産階級から送られる可能性が大となっている。

### 柳井原支部

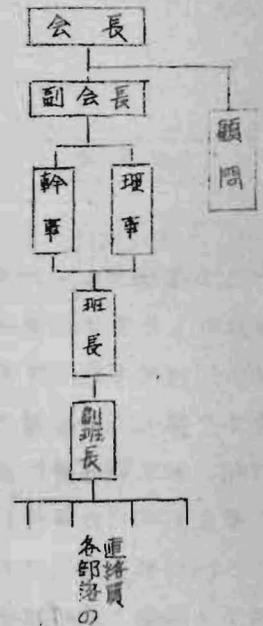
主な年間行事は料理の講習会(年2回、来客用と実用何きの講習会を行う)と婦人会が主体となって新生活運動を行っている。柳井原生活改善組合と稱しノ8ヶ条を紙に印刷して、各家に配布し相当の成果を収めている。

以上の柳井原の活動の既述であるが、何故に柳井原支部が本庁から分離しているのだろうか。この点について考察を直めてみよう。

顕在的な要因として敬老会がある。

柳井原では敬老会を本庁で行う時は距離的な関係で2~3人しか出席されないの、柳井原婦人会の幹部が船穂小学校の分校が柳井原にあるので、そこでし

第17図 組織



てはその意見があり、それで試験的に行ったがそれが間に当り、老人層の参加も多く、大抵に善ばれ、次の回は本庁へ行ってこれとほいえないので継続してやっているとの事であるが、しかし町村合併の問題を初めとして種々潜在的要因が存すると思われる。これは聖籠谷も本庁と別に敬老会をしていたが最近タクシーで乗り入れてくる事実からも単に距離的問題のみが敬老会の分離を招いていない事実を物語っているのではなからうか。

婦人会員ノミ之名 に対して一般質問形式のアンケートを行った。青年団のアンケート回収率50% 強に比べて婦人会たるヤノ00%に近いものであった。

以下各項目への回答を検討してみよう。

1. 婦人会活動に対する満足度の分析

第112表

大満足	満足	普通	不満	大不満
0	14	89	11	1

満足の意見としては――

読書や講習会等で知識が増えてよい36

不満足の見解としては――

生活改善は目の前の事をとり上げてほしい29

形式のみで中味に乏しい27

幹部のみで普通の人に徹底しない20

家事にさしつかえろ8

2. 婦人会活動に参加してやりにくい事があるか。

有 29 無 30

婦人会活動に対する障害も青年団の場合と大差はないが主人とか家事の関係で会合に参加しにくいという意見が多く存している。

3. 婦人会活動に参加してどう思ったか。

永続きしないとか余力に乏しいと感じたという意見が大部分を占めているが婦人会は幹部も会員も活動の限界を目覚めており、それから来る消極性のために青年団の様な内部崩壊の危機を招く様を審はないと思う。

4. 内部から見た婦人会活動への批判

第113表 (1)

	有効に活動している	どちらかといえばよくやっている	余り活動していない。	何もしてない	分らない。
男	17	22	29	5	10
女	1	3	5	0	4
計	18	25	34	5	14

第114表から意外に女子 (2) 将来への期待について

が婦人会活動に無関心であるという事実を示している。

男子は将来の活動について、もっと積極的にという意見と今のままでよいという意見とが約半々である。婦人

	もっと積極的に	今のままでよい	なくてもよい	分らない
男	29	30	8	14
女	4	3	0	6
計	33	33	8	20

会活動は活発にしてほしい自分の家の主婦が家を空けて外を出歩いてもらっては困るし痛しかゆしの所ではなかろうか。

最後に地域の入々け具体的にどのような活動を望んでいるのだろうか。

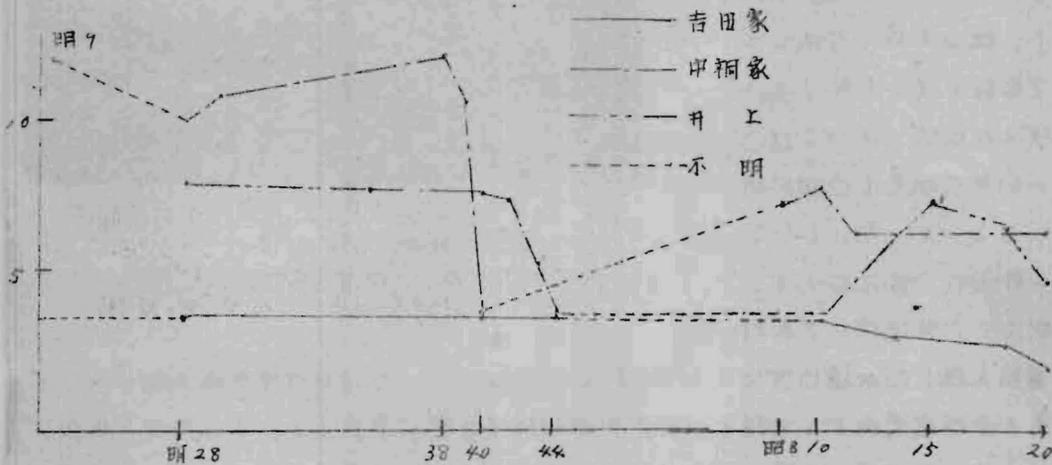
圧倒的に生活改善運動を期待している。生活改善運動の中でも特に台所の改善を望む声が多い。その他嫁と姑との人間関係をよくしてほしい等がある。以上から考察される事は現在の日本において、未だ女性の地位の確立が出来ておらず、どの家庭においても主人にある程度抑えられる傾向があり、婦人会活動においても主人や姑のブレーキがかかっており活動の限界を会員も幹部も知っているために積極的な活動は出来ないと言う結果をきたしている。しかし家庭における主婦の地位の確立は、個人的努力も必要であるが婦人会という集団の組織力を利用するという事は忘れてはならない。住みよい社会に、家庭にするために一歩ずつ婦人会活動をその方向に向けるべきではなかろうか。

## 第5章 土地所有形態と支配機構

### 第1節 明治時代の地主制

#### ——小作との関係——

第18図は中新田部落の主な地主、中桐、井上、吉田家の所有地（稲穂内）の変遷を示したものであり明治4年の吉田家が町歩、明治9年の中桐家は約ノス町歩であり、既に明治初年ないしそれ以前に稲穂における地主の寄生化はみられるのではなからうか



第 18 図 中新田部落大地主の土地所有の変遷

(明4、9年は預ヶ畝小作人別帳、明治28年以後は地租名義帳による)

小作人の地主への出入は婚嫁葬祭を除いてはあまりなかったようである。それは地主が殆んど寄生化し、手作りをあまりしていなかったことによる。しかしごく一部だが、地主が肥料の購入をし小作人に与え、その礼としての手伝いなどはあったようである。

まず小作契約であるが、明治ノ4年の「為取管申規約書」によれば「明治ノ3年ヨリ地主改正定米触示之通令ニ十年迄小作人ニ於テ致承知小作証券相整差入可申事」となっており、既にこの頃から口約束ではなく書面によっていたものと思われる。又「英文詞左之通」として小作証券の形態を見ると、本巻の大部分が小作米滞納の際の契約内容で占められている。即ち「若シ期日致進引候ハ、一ヶ月

二分の利米ヲ添御勘定可申上候万一勝手の新業致候節着作付之終(返置可仕)取申分無御座候」といった滞米に対するきびしい規定がそれであり別に文書化されていないが地主の一方的な土地引上げの自由はあったようである。

次に小作料の形態であるが、明治7、8年頃地租改正の際「米半金半」と称し、当時査定の結果収穫高の6割5分(約7割)を定米とし、半額は玄米時価ノ石について4兩8ノ錢とし換算金納し、他の半額は米納として徴収していたが、その後米価高騰の爲地主はこの制度を撤廃し全額米納にしようとした。しかし小作人はこれに応ぜず、明治13年團結して反村



写真13 高梁川堤防から見た中新田部落  
中央は旧わかし場から西に通ずるかつての東西交通の要路、又彼方に低く横たわるのは、船穂丘陵、旧地主の大きな構えも見える (石田寛撮影)

運動を起したが遂に訴訟となり小作人の敗訴となった。その後全額米納となり6割8分の定米がずっと続く。前記「為取替申約書」を見ると、小作料納入期限はノ月ノ日限りであり、その納入の際には「米製シハ勿論繩俵共念入四斗俵仕立一俵ニ付ニ升宛足込米致在事」となっており、定米外にノ俵につき2斗の込米がいるのであり、ノ石はノ斗でなく実際はノ斗5斗でなければならなかったのである。明治8年の地租改正の際の岡山県の定米(預)の平均を見ると、地主取分は収穫高の6割5分であるのに稲穂では6割8分であり、大正元年県平均上田でも6割3分となっているのに、依然として6割8分が続くのである。何故かは分らない。

水田で平年収穫高の6割8分にも達する小作料の収奪が、小作農にとって平年作の際でさえ非常に重荷であったことはいうまでもない。凶作の年には一体どうしていたのであろうか。明治30年の中桐家の小作証券を見ると「契約年限中は如何なる事情有候も民法ニ七四、ニ七五条により小作料免不申候」とあり、原則として減免慣行は認められていなかった。そこで明治23年作柄不良の爲、小作料ノ割減額を要求して小作争議が起り地主がこれに応じなかった時は、小作人が運

帯して小作地を返還し總体に小作しないことを盟約した。そして一部の地主が応じなかつたため小作地を返還した水墾年が大豊作なつたため返還した小作人は大打撃を受けた。(4)

注 ① 吉田家は近世末の稲穂の庄屋、中桐家は之の補佐役

② 中原弁次郎談

③ 貢米斗代割出し法(明治8年改入事)

- 1 最上田ノ反歩ノ地利米(斗代)ノ石5斗トス
- 2 右ノ反歩ニ対スル收穫高、全面平均ス石2斗3升5合
- 3 右ノ石ニ対スル地租税トシテ3斗4升
- 4 右ノ反歩ニ対スル地主益トシテ3斗4升、
- 5 右ノ反歩ニ対スル肥料代及口種子代トシテノ斗5升
- 6 右ノ反歩ニ対スル小作益トシテノ斗7升

右ノ通りニシテ之ハ明治8年改メケルモノナリ、之ニヨリテ昔ヨリ地主ガ  
△8取ル小作者32取ルト云フモノナリ。(中原弁次郎氏提供、協議当時  
の資料)

④ 中桐家では減免に応じなかつたので△町歩程の小作地を還された。それをノ年間北木島などから人を入れ、手作りをやった。ところがその年は非常な豊作で返還した小作人は大打撃をうけ、郡長のあつせんて一札を入れ、小作証券なしで前の小作をさせてもらった

(中桐久代談)

## 第2節、寄生地主制の危機

### ——小作争議と地主の対応——

稲穂における小作争議の歴史は古く、前記の如く既に明治ノ3年、43年に見られるがまだ本格的な農民運動と云えるものではない。これが本格化したのは、大正に入ってから後のことであり、この頃の事情について岡山県郡治史下巻に次のように記されている。「大正7年頃に至る間は……特殊の事情により部分的に発生したにすぎず、其他、風水害等の災害による不作の場合において收穫の前後各地に減額要求発生せるは勿論なりと雖も……社会問題として注意せらるるに至らざるなり、然り而て時勢の転変は稀まりなく保守的農村と雖も亦悠久に静止するを許さず大正7年以降頃に農村社会相に激変を示すに至れり」

#### 1. 小作組合の成立と小作争議

大正三年勃発した第一次大戦は経済界に打撃を及ぼし、大正5、6年頃より漸

工業の勃興と共に諸物価は騰貴し、白米はノ弁ノ。錢にもなり粟下では岡山帝をはじめ各地で米騒動が発生し小作人は多量の運動が強力、有利であることを自覚した。又、寝村から工場労働者として町に出て行くものかみえ、それによって小作農民が自分の生活と工場労働者の生活とを比較しはじめ、いかに自分達の生活がみじめであり経営がみさあわないかを具体的に感じとりはじめた。そして中新田部落において小作組合らしきものが大正8年誕生した。次に小作着申合規約の全文を掲げる。

### 小 作 着 申 合 規 約

今回小作着一同申合せノ上左ノ条項を設ク、

- 第1条 耕地若シ天変非常ノ災厄ニ罹リタル時ハ定米減額ヲ申請一様ノ如置ニ断決スルコト 但シ自終ノ勞ヲ取ルマジキコト、
- 第2条 右条ノ地所及ビ返地引揚地ヲ問ハズ該地主ヨリ如何様ニ申請アルモ決シテ直預リ致スマジキコト、但シ、宅地ハ此限リニアラス、
- 第3条 如何ナル地所ニテモ歩作等入致スマジク尤定米減額ヲ地所ヨリ申シ出ツル時ハ惣方ハ報告シ惣方ノ許可ヲ得テ作ルモノトス 但シ若シ臨時ノ地主ヨリ預地ヲ申シ出ツル時ハ惣会処置ニ基クモノトス、
- 第4条 若シ直預リ等成シタルモノ有ル時ハ其部内ヨリ申告シ其ノ意に依ゼザル時ハ總會ヲ催シ該事件ノ生ジタル実費ヲ弁償シ其ノ交際ヲ絶タルトモ、選議申ス間敷事
- 第5条 右ノ契約ハ惣方連署調印ヲ以テ永世トス、  
右ノ条々堅ク相守ル可ク事

大正8年旧2月

別項地主ヨリ預地減額ヲ申シ出ツルモ證ナキハ無効トス、

### 小 作 82名 連 印

この小作組合がどんな性格のものであったかは分らないが、この規約を分析してみると、第1条は凶作の時の減免申請についてであり、個人のかつてな行動は許されず団体交渉の立場をとっている。しかしこれとて凶作時の減免申請であり米々減免の要求はまたあらわぬていない。そして第2条では直預りを、第3条では歩作りをそれぞれ禁止しており、第4条では若しこれらをした場合には總會にはかり、村八分にあっては仕方がないとまで厳しくいませしているのである。規約の作成に当たって地主側からどのような圧力がかかっていたかは明らかでないが、個人行動を厳禁し、統一行動を建前として小作の立場を強固にしようとした

意図がよくあらわれている。

大正9年再び経済界の不況が来、又農村は大豊作の影響をうけて米価が暴落し  
本県においても、年内に7件の争議が、 第113表 岡山県争議発生件数

又、翌10年には35件の争議が発生した。

甲新田郡落において大正10年12月9日作柄不良のため小作料減額を要求し、争議が勃発した。参加人員は地主30、小作人60で、関係土地面積は田畑45町歩であり、前記小作組合を通して行われた。その請求小作料の削減額ということで翌11年3月9日に締結した。規約による団体行動などもかくも一応の成果をおさめたものと見る事ができるであろう。

大正7年	件	昭和2年	件
8	4	3	34
9	17	4	43
10	35	5	33
11	119	6	63
12	76	7	58
13	62	8	73
14	60	9	109
15	38	10	247

## 2. 日農船穂労働組合と船穂地主会の創立

大正10年、賀川豊彦と杉山元次郎によって創立された「日本農民組合(日農)」は、ゲンゲンと地方に組織を広げてゆき、翌大正12年3月26日には早くも船穂に「日農船穂労働組合」が作られた。船穂労働組合は「小作人の生活安定」「農業の改良発達」を目的にうたっており、小作地を持つ小作自小作農全部(300名)を持って組織された小作組合であり、その本来の目的が地主に対する、「各自の利益の増進」にあることは明らかである。組合維持の方法は組合員一人につき10銭を徴収してこれにあてた。

同年組合役員会は田畑小作料の減免を要求することに決定し、役員代表が地主をまわってその旨懇請した。組合要求額は田畑共に永久3割引であった。今後の1年限りの減免要求に対して大きな差歩がみられる。

これに対抗して地主側は同年(大正12年)8月「船穂地主会(土地管理組合)」を設立した。加入人員は船穂、又甲の地主60名であり、事務所は本会の幹事中相慶太郎宅におかれた。

そして地主会は小作側の要求する永久3割減額を拒否した。

## 3. 協調組合の成立と小作争議

小作組合の要求していた小作料永久3割減額がまだ解決されないうちに昭和のはじめ地主側が小作争議を防止しようとして「協調組合」をつくった。協調組合というのは、地主と自作と小作が共に組合員となって小作条件その他を話し合い

で定めていこうとするものである。①

第114表 協調組合数(全国)

大正10	85
11	542
昭和2	1703
3	1909
4	1986
5	1980
6	2047

山崎政晴 農民運動の歴史

第115表 協調会役員(船穂)

地主	自作	小作
15人	5	5

中原健次郎氏より

その構成人員は第115表の如くであり、形式的に地主と小作との協調、協議によって小作条件を定めるということになっ

ていても、実際に地主は数の上にもものをいわせその言い分を小作に押しつけ、小作側の要求を封殺する形をととのえるだけのものでしかなかった。地主はこの様な態勢をととのえつつ小作側の小作料未納に対して

反撃に出た。地主は訴訟をおこし、立毛差押えや立入禁止の仮処分などを申請し、法律を武器として小作争議をおしよこそうとばかりだった。大正13年には小作調停法がつくられて地主が訴訟費用をかけるよりも早く争議を解決するのを助けた。このような国家権力をつかっている地主の反撃に対して小作側は果敢に抵抗した。立入り禁止や立毛差押えがおこなわれそうな気配が見えると小作側は激しいデモを行って威圧を加えた。②

又、全農③の応援をうけ江田三郎、中原健次、及び重井鹿治が船穂にやってきた④

一方地主は小作人の中からの切り崩しを行った。これを船穂では「砂くぐりをする」と云い、争議指導者に対して定米減額を密かに申込み争議に手を出すことをやめさせたり、それに応じなかったら土地を取り上げ争議の刃のない者にまわしたりしていた。⑤

#### 4. 争議の妥結とその限界

小作人は未納小作米を売却してその利子を訴訟費用にあて土地管理組合を相手とり、岡山地方裁判所調停委員会に調停を申し込んだ。一時は非常に険悪な事態にまで達した小作争議も、昭和7年11月20日、前記調停委員会が船穂村役場に出張し妥結した。その内容を調停書によってみると次のとおりである。

1. 小作料の減額(1.5割減)
2. 小作料納入期限(翌年1月31日迄)
3. 込米の廃止(1俵=4斗入り)
4. 完納奨励米(1俵につき6升)
5. 生産検査合格米を以て小作料を納入したときは産米改料奨励米を交付。

生産検査等級	奨励米数量
甲 ( 1本筋 )	3 升
乙 ( 2本筋 )	2 升
丙 ( 3本筋 )	1 升

6. 不合格米を小作料として収めた時の補償 / 依につき / へ々升
7. 天災 地変等の不可抗力による着しい減収の時の減免、但し刈取前 / 5日迄に減免の申立を地主に必ず検見すること、
8. 3ヶ月以上の小作料納入がとどこおった時は契約免除されても異議のないこと、
9. 昭和5〜9年迄の米納小作料の支払いについて、

この争議において小作組合側の要求の正当性はどこに求められていたであろうか。

高額小作料の引下げの要求についても、それはあくまで不当なものの正当化なのであって、その正当性は一般的な普通の小作料の高さに求められているのである。それ故に / 石5斗が / 石3斗に下ったに過ぎない。普通の小作料自体が地主的土地所有による封建的の性格を持つものであるから、これはその承認の上に、即ち要求の正当性はその日常的な水準の上に立っているといえる。又込米廃止要求の論理が米穀検査施行に、即ち検査以前に米質保証として地主側理論に立っていることは調停の内容を見ても明らかである。これに加えて完納奨励米の形の上では契約小作料の永久減免であったとしても、本質的にはあくまでも地主的論理に立っものでありこの論理を再確認するものであったことに注意しなければならない。

争議の結果がこの様な地主制の論理の再確認に終わったことは、地主制との正面衝突をなし得ない農民の弱さのあらはれでもあったのである。

その後地主小作関係一応平穏であったが、調停期間が5ヶ月だった ので昭和17年に調停の更新が行われ、そして農地改革に至るのである。

#### 5. 小作争議と村政の動き、

争議の指導者層を見るといすれも / 反程度の自作地を有し、8〜9反を小作している人々である。そして大正14年に初めて小作者の代表3名を村議会に送り出して以来、ともかくも農地改革まで代表を送りつづけることができた。その中には甲桐綱次の如き闘士もあつたが、しかし第116表に見るように多数の地主、自作代表があつて、小作代表の発言力などの程度のもの証あつたがは想像に難く

ない。

一方村長を見ると、明治22年初代吉田清次郎（現町長の厳父）より昭和12年の12代小山権一郎まで地主だけがその地位を独占しつづけており、唯一人例外として大正13年 第116表 土地所有階層より見た村議・町議

小作と地主との抗争のはげしかった頃中立の立場にある中原改吾が第8代村長として立っているに過ぎない。彼は拓穂の小学校長を長い間つとめた人でありその「人徳」を買われて

	地主	自作地主	自作	小作	その他
大正 6	13	3	0	0	2
10	7	3	2	0	6
14	6	2	1	3	6
昭和 4	7	2	1	2	6
8	7	1	4	3	2
12	7	2	1	2	6
17	4	1	3	1	9

村長になったという。次代の中桐善八<sup>②</sup>は一応地主ではあったが、前にふれたように、むしろ小作側の「人徳」によって、その地位を得たものであって、それは又この地域に地主層に代るあたらしい勢力が抬頭してきたことを示すものであった。

#### 6. 自作、自小作層の前進——地主の後退

大正元年～5年に小作の増大、自作自小作の減少が見られるが、大正5年以降小作は急激に減少してゆき、大正5年の22.8%であったのが昭和6年には、8.7%にまで下っている。一方自作、自小作は順調に伸びてゆき、大正5年自作自小作合わせて77.2%であったのが、昭和6年には91.3%と大幅な増加をみ

第117表 自小作別農家戸数の変遷

	自作	自小作	小作	計
大正 元	137 <sup>↑</sup> (195 <sup>↑</sup> )	413 <sup>↑</sup> (506 <sup>↑</sup> )	153 <sup>↑</sup> (218 <sup>↑</sup> )	703 <sup>↑</sup> (1000 <sup>↑</sup> )
5	137(193)	404(529)	168(228)	709( )
10	175(22.1)	487(61.5)	130(16.7)	792( )
15	189(24.4)	479(62.0)	107(13.6)	775( )
昭和 6	201(25.5)	519(65.8)	69(8.7)	789( )

拓穂町役場、現勢調査簿

はこの後中間階級（旧型）として、拓穂町の各分野に勢力をもちてきた。このことは大正9年末から、激化した農民運動——小作争議によるところが、きわ

ている。そしてこの事実第118表の耕地所有広狭別戸数の変化が如実に裏付けている。即ち5町以上の大土地所有層の減少であり、1町以下の所有層の急激な増大である。彼等

めて大きいであろう。

第118表 耕地地所別戸数の変化

これは又、反面からみれば寄生地主制の危機でもあった。

①

① 協調組合規約第

三条

本会の事業は地

主小作期間の根本的

調和を期せんがため毎年稲作巡視をなし、収穫の査定、検見を行い稲米その他の地主小作者間の諸問題と統一及び解決するを以て目的とす（中原弁次郎氏提供第三章以外は不明）

なお、この人員構成を後の農地改革における農地委員の構成と対比してみると、地主と小作の趣が逆転していることには注意を要する。

② 小作争議をリードしているある人が、鉄砲、彈薬を買い入れ地主を襲撃しようとした。そして当然地主を暗殺したら死刑に処せられるので小作人から金を集めて30丹位の石塔までつくったそうである。しかし実行までにけずらなかつた。（中原弁次郎氏による）

③ 3.15事件の後まもなく、昭和3年5月27日 日農と全日農とは合同して、全国農民組合（全農）となった。

杉山元治郎がその委員長であった。

④ 江田三郎氏は土地管理組合の幹事である中桐慶太郎氏宅へおもむき、組合の決議文（残念にも不明）をつきつけた。しかし詰局中桐氏はそれを受けとらなかつた。（中桐慶太郎氏娘・久代氏談）

⑤ 中原弁次郎氏談

⑥ 第三章、第2節 中桐喜八の項を参照

### 第3節 農地改革

—— 寄生地主制の解体 ——

地主制とそれにおしみがれていた農民の窮乏は、日本の資本主義が欧米に立ち遅れて出発しながら急速に帝国主義としてのしあがるための重要な条件となっていた。しかし日本の資本主義的發展が愈々世占資本の競争に入るにつれて、農村

における古い地主小作関係の存在やそれに基づく農業の発展の著しい立退りは日本の支配階級にも土地制度の何らかの修正をせまるようになった。それが敗戦、食糧危機、世界的な民主主義的風潮、急速な昂揚を予想される労働者農民の運動というような諸条件のもとで、これまでの自作農創設政策から一步ふみ出した政策をとることを決意させ、これが占領軍の指令による、農地改革をも受け入れる結果を生んだものといえよう。その結果大きな変化が日本の農村におこった。即ち約190万町歩の土地が地主の手から小作農民にうつり農地改革前には45.9%という割合だった小作地は10%足らずにへった。残った小作地は約250万戸の農民によって耕作されている。1戸あたりの借受面積は平均1.8反で、しかも小作料は著しく安くなくなってしまった。小作地が残っているのだから、地主も残っているわけだが、もはやそれは寄生出来るものではない。では具体的に船穂町の場合を見てゆこう。

#### 1. 農地改革による土地所有関係の変化

船穂は都市(倉敷・玉島)に近接しているという立地条件からして農民経済への商品経済の浸透、影響がけげなかった。従耕地の中での小作地割合も大正13年を境として減少した。しかしこのようないわゆる「先進地域」に行われた農地改革でも村の土地所有関係を大きく変化させた。まずはじめに農地改革による自作小作地面積の変化を概観してみよう。

船穂町における自作小作地面積の改革の前後を見ると第119表に示す如くである。即ち改革の起る昭和20年11月23日現在における総耕地面積659町歩に対して自作地は59.6%、小作地は40.4%であった。それが改革の進展とともに小作地割合が低下し、25年8月には果より17%高くなっている。

第119表 改革前後の自作別耕地面積

	年月日	耕 地 (町)			小作地 全耕地 %
		自作地	小作地	合計	
船穂町	昭和20年11月23日	273.9	185.4	459.3	40.4
	25. 8. 1	425.8	22.7	448.5	12.8
岡山県	20. 11. 23	64909.1	44842.0	109751.1	40.9
	25. 8. 1	98054.7	12227.6	110282.3	11.1

船穂町農業委員会、農地開放実績調査

以上の如く農地解放によって船穂町の小作地割合は40%余から12.8%に激減したのである。

農地改革の起る昭和20年11月現在の

小作地の面積は約185町歩であった。この自作地は第119表に示す如く在村地

主の所有が89%であり不在地主の所有は僅かに11%にすぎなかった。

買収された耕地は、本町内居住者687戸と本町外居住者73戸合計760戸に賣渡された。昭和24年の農業家戸数は916戸であるから75%の農家が多少少なけれ小作地の

第120表 農地解放実績

	所有と貸付 (昭20.11.23.現在)		解 放 (昭22.3~25.7.2)	
	総所有面積	内貸付地	面 積	地 主 数
在村地主	418町 <sup>0</sup>	165町 <sup>1</sup>	140町 <sup>2</sup>	106 <sup>1</sup>
不在(隣接町村 地主)その他	31.7	11.1	20.3	142
	9.3	9.2		

農地開放実績調査

解放をうけたことになる。売渡しを受けた農家の終戦当時に於ける経営面積広狭別農家数では5反未満層がもっとも多く332戸で全体の4

8.3%をしめついで5~10反の38.1%(262戸)であり他は1町以上の経営者であった。ここで土地所有、特に貸付地所有者の性格を検討しよう。はじめに在村地主についてである。当町でもかなり大きな地主があったけれども土地売付けによって漸次減少してきた。そして第120表の在村地主の所有、経営の關係表に見られる如く、昭和20年において10町歩以上の所有者は僅かに一戸、

第121表 在村地主の所有と経営規模の変化

	經 営 面 積					經 営 面 積						
	不耕	5反	5/10	10/20	20/30	計	不耕	5反	5/10	10/20	20/30	計
所有面積 (昭20.2.23)	(昭20.11.23)						(昭25.8.1)					
1町以下	0	18	11	6	0	35	0	17	13	3	0	35
1~3町	1	17	16	10	0	44	1	15	16	12	0	44
3~5	1	2	2	3	1	9	1	3	2	2	1	9
5~10	0	4	2	1	0	7	0	3	2	2	0	7
10~	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
計	2	42	31	20	1	96	2	40	33	19	1	96

5~10町歩所有者も7戸にすぎなかった。戦前には寄生地主の下限であったと見られる3町以上の所有者は改革起算に17戸であり、これは

在村地主の1.8割弱である。もっとも多いのは1~3町所有者で4.5割強であり、3町未満所有者は8.2割余におよぶその内54.2%が5反以上耕作者であるが、その規模はほぼ自給生産以上であり、完全に寄生地主ではなく耕作地主なのである。これに対して5反未満耕作の地主は全く寄生的なものか、または農業外に経済的差益を持ち、あるいは自給的な零細耕作の貸付者である。かくし

て、在村地主の特徴は強いて云えば「零細な貸付地を持つ耕作地主が支配的」ということができよう。このことは第 表からもうかがいえよう。改革直前における右の如き在村地主は農地解放によって大きく変化した。彼らの貸付地、65町歩のうち、40町歩が買収された。昭和25年になると、その全てが1町未満の所有者に編成替えされた。但し3~5町歩は1戸、2~3町歩は3戸であり大勢は2町以下層である。

第 表 買収および財産税物価面積広狭別戸数(昭.25)

	買 収 面 積 広 狭 別						計
	~5反	5~10	10~30	30~50	50~100	100~510	
在村地主	53 <sup>(5)</sup>	13(3)	18(2)	5	5	1	95(10)
不在地主	130(2)	8(1)	1	0	0	0	139(3)

農地開放実績調査 ( )は法人団体

次いで農地改革で一括された不在地主

をみていこう。改革時に占める不在地主数は1タヌ戸であり、数の上では在村地主の106戸を大きくみきはなしていたが、貸付地は2.3町であり、1戸あたりの貸付地は非常に零細であった。即ち在村地主の1.3町強に対して約1タヌ反である。そして不在地主の内隣町村外の多くは離村者、(脱農民)であり、耕作を捨てて都市プロレタリアや商人などに転化していったものであろう。それ故1町未満の零細な土地所有者がほとんどであり、1町以上の所有者は1戸にすぎない。これら脱農者本村を離れて都市生活者となってもその所有地を手離さなかったのは財産的な意味もあるが、客観的にみれば景気循環の如何によって帰農するということが日本資本主義の弱さを補強する役割をになうものであったといえよう。

## 2. 農地委員会の構成から見た農地改革の性格

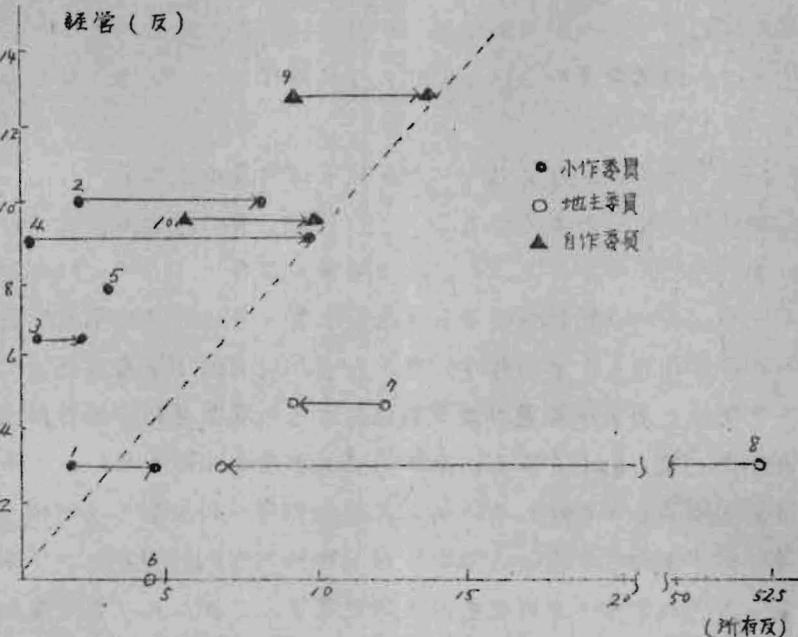
前に主として解放面積とそれが農民階層の対応関係をいかに変化させたかを見た。この村の地主勢力は大正末から衰退していったのであるが同時に根強い反撃と対応策をも行って来た。かなり前から寄生地主の土地売却が進み、かつ農地改革で彼らが失却したとはいえ、農地改革の進程には以下に見るような特徴とゆがめられた面とをもつてなされたのであった。

まずはじめに改革の推進力とも云うべき農地委員会を特に出身階層を中心において分析しよう。農地委員の選出は選挙によったとはいえず形式的なものであり、かって地主と激しい抗争の歴史をもつこの村の小作農は小作地解放に無関心の如くであった。終戦後船穂に農民組合が結成されなかったし、又集団的に農地改革の集団実施を要求したこともない。農地改革の議事録を見ても特に審議されたというものはない。①

このような状態は農地委員の出身階層に端的に見出される。②第19図は農地委員について改革前後における所有経営の階層別数を示す。全体的に云えることは所有規模の改革前後の変化では小作委員5名、自作委員2名は例外なく増加しているのに対し地主委員3名のうち1戸が大幅に減少した。他の2戸は不変と少しの減少である。

第 四、農地委員の改革前後における所有と経営

経営規模についてみると全部改革前後を通じて不変である。このように委員の全ては改革によって1町3反以下の小作におさまったのである。それも自作委員の109を除けば全て1町以下のより小さい小作である。



農 地 委 員

ここで地主委員3名についてみよう。106の小山巖であるが、彼は船穂で一流の大地主小山巖

小 作	}	1 中原 弁次郎	地 主	6 小 山 巖
		2 吉 田 仰 一		7 中 桐 一 雄
		3 吉 谷 裕 勝		8 中 原 竜 雄
		4 中 桐 祝 詞		9 小 野 計 男
		5 高 見 新 平		10 藤 井 昭 一 郎

一郎(改革前6.7町所有)の弟であり、弁護士をやっていた関係上農地委員に出たのである。だから自分の所有地は不足と不足といえども実際は大地主を代表して出来。彼らはいずれも村平均所有規模の3.3反より多い1町以上層に属する。又当時の在村地主96名のうち5町以上所有はわずか8.3%であるのに、委員のうち2名は5町以上層であることから、大所有者の割合に多く地主委員に出たといえる。農地解放によってこれら大所有者層はいずれも1町以下の零細所有者になった。と云え改革後の地主委員の管付はほぼ保有限度の3反歩に近しいのをもっている。したがってその経営規模はいずれも5反以下であり、自給生産

の範囲を出ないものである。

自作委員2名にあっては、所有、経営ともに5反以上であつたし農地改革による影響は少ない。2戸共々反以上の経営である。

次に小作委員の改革前における所有階層別を見ると、いずれも5反以下の零細所有者であるが、経営規模で見ると1戸を除きすべて6反以上の経営である。してみると、これら小作委員は、総経営地の5割以上を借り入れているといへ、この村の経営階層からいうと村の平均規模が3反より多く中ないし上層農家であつたといえる。

昭和22年の小作人のうち5反以下経営者が7割余りもいるのにこの層から農地委員は1人しか出ていない。ここに中上層の経営者が主導した改革であることが歴史的にあらわれている。小作委員は改革によって、経営規模はほとんどかわつたが、所有規模ではすべて上昇した。つまり当初5割以上を借りていた5名は解放によって自作1、自小作3、小自作1となった。

さて以上の農地委員の改革前における所屬階層別、経営耕地広域別数を一括すれば第123表の如くである。合計10名のうちもっとも多いのは小作および小自作層であり、4名(40%)をしめる。自小作層から3名(30%)、自作層0、地主層3名(30%)となる。これを経営耕地広域別に見ると、7反以上層が66%であり、このうち1戸は1町以上層に属す。これに対して5反以下の零細耕作者4戸は、自小作が1戸で他は全て地主委員である。

以上の觀察によって、この村の農地改革を主導したものの性格を次のように規定することができる。

即ち地主委員以外では「経営実力のある専業農家で、小自作ないし自小作層」であり、つまり上層農的構成——自家労働力内の経営にすぎぬが——であると、そ

第123表 農地委員の改革前の自小作別経営規模別一覽表

経営階層別	小作 小自作	自小作	自作	地主	計
0~5反	0	1	0	3	4
5~7	1	0	0	0	1
7~10	3	1	0	0	4
10~	0	1	0	0	1
計	4	3	0	3	10

れ故当然に零細経営の小作および小自作層出身者はいない。しかしこれら小作會農にとって農地解放の経済的意味は小さくない。飯米確保的農業であろうとも、彼等は自己所有地での安定した耕作を望むであろう。にもかかわらず彼等の利益を代表する委員を送ることなく、かつ解放をうけることも比較的少なかったのである。このような改革主義層に見られる旧型中間階級的な性格は、餘蘊町の支配層のあ

り方を単的に示している。これらの中間層的な小作委員、自作委員のうちには政治力の強いものがある。例えば、No.4は昭和22年に町議に出、二選三選され今日に及び、又、農協の理事でもありその発言力はきわめて大きい。又、No.2、No.9は昭和26年町議に選出されており、No.3は現在高梁川用水土地改良区総代その他多くの農業関係の役職をしているという如くである。

### 3. 農地改革の意義と限界

全国的に云えば農地改革は190万町歩の小作地を解放した。これは地主支配の強固な基礎を棄った。改革前には耕地の半は並次に及んでいた所有と経営との分離が、農地改革によって概ね解消し、小農民がその耕作する土地の全部ないし大半を自ら所有するの平常態化したといふ変化は、まさに地主制の解体を意味するものに外ならない。

第124表 小作地の解放

	自作地	小作地
昭19.8	53.6%	46.4%
24.3	86.7	13.1

(河合悦三「農村の生活」P.74)

農地改革が革命的な農民的土地改革ではないことはいうまでもないが、それにも拘らずそれは明らかに反地主的な改革であった。地主制の解体はとりもなおさず、階級としての地主の分解と消滅とを意味する。なお残る凶作地については、

第125表 農地貸付者と面積

	農地貸付者	面積
終戦時	13034戸	1413町
昭24.3	1207	445

(前掲 P.75)

第125表の如く農地貸付者が減っているのではなく、農業をしない貸付者はむしろふえており、これは地主が小さくなったことであり、旧畑に関する限り地主支配の余地はなくなつたと見る事ができる。

しかし農地改革は地主に「背水の陣」を与えた。それは山林である。山林を武器に農民を支配し、政治の第一線からはしりぞいてもなお農村の黒幕としての存在を続けている。だが船穂のように山林地主が問題とならない所では、地主勢力の没落は深刻なものがある。主として小作料搾取によって生活していた寄生地主階級は消滅した。しかもその消滅は地主が有力な農業経営者になるという形においてではなく、船穂町では地主が大勢としては没落するという形においておこなわれた。もはやかつての磐石を動かしていた寄生地主は支配階級の位置から退いたのである。

一方農民の方を見れば、全国平均して、農地改革の恩恵に浴せなかったものも三割もあり、新たに自作農化したものも零細経営と生活の不安から依然解放さ

れていない。そして自作農の小所有者意識は農民の団結と闘争を阻害している。

このように、旧地主層が既に支配勢力の担い手としての地位を去り、又自作農一般も新しい時代に自らの自治を行っていきだけ力を持つに至っていない。この力の間隙に別の新しい支配層の成立する条件が整えられたのである。

ではこの新しい支配層とはどのような性格を持つものであろうか。

注、① 別に議事録に出ていないが、農地委員会長、中原和次郎氏によれば、地主代表小山昇氏と耕作権の有無について争ったそうである。水害の時の整理を小作にやらせそのノ利を小作(土地)に与えているので新耕作があることを証明す。又、地主はよい土地を保有地として残そうとした。が小作はそれに応ぜず、よい土地と悪い土地を半々にすることで勝ちついた。

② 他に補助員についても検討すべきだが、資料がそろわなかったので、むむなく農地委員だけにした。

#### 節 4 節、権力支配のメカニズム、

##### 1、新支配層としての中間階級の成立

地主勢力にかわる新しい勢力は、わい小地主又自作農層から出た小企業を中心、様々な取業階層から進出している。この新しい勢力はいわゆる中間階級と呼ばれるものであって、旧地主層とはその出自を異にするところに特色がある。彼等の意識は上向きであり、としかくも自力による生産への意欲が旺盛である。

しかしながらこの新支配層は、以前の地主支配が大半な自主性の認められたかなり「自由な支配」であったのに対して、もっと強大な力によって規制され縛りはめられた。「不自由な支配」しかできないように、その力は限定されたものであった事に注意しなければならぬ。即ち色々な取業の聯合世帯による村の支配機構が維持されるのは、一つの枠組が与えられているからである。

彼らはこの与えられた枠組の中で自分の職務を果す。例えば彼らは何らかの自主的な希望を持っていたとしても、この強大な権力支配のメカニズムの中に巻き込まれ、彼らの良心は疎外されてしまう。その結果、新らしくあらはれた支配層でありながら、「保守的」とならざるを得ず、「旧中間階級」と名づけられる所以である。

##### 2、村を支配するもの、

それではこの中間階級に枠をはめる「もっと強大な力」とは何か？ それは資本の力であり、国家の権力である。独占資本とそれによって立つ国家権力は 今

まで地主と妥協することによって農民を支配してきた。それが農地改革によって地主勢力を排除し、村におけるこの新支配層をいわば「下級官吏」として支配のメカニズムに採り入れたのである。

このような支配機構の再編成をなしたところに農地改革の本質的な意義がある。

しかしながら、独占資本——国家権力と村の支配層——「下級官吏」とは、和気あいあいとしてこの機構を運用しているわけではない。村の支配層の、独占資本や国家権力に対する不満には非常に激しいものがある。①だがそれは、打倒すべき敵に対する不満ではなくて、「もっと保護してもらいたい」という不満である。②

### 3. 部落に残る古い権柄

支配機構の再編成は、県単位の組織では殆んど完全に行われ、町村単位でも山林地主が問題とならない所では大巾に行われているが、部落単位においてはまだ古い関係が根強く残っていることは注目されてよい。新穂において、部落世話人や部落有財産、あるいは神社、墓地の管理などに関しては、古いきいたりや旧地主であるということが、強い力を示している。

### 4. 合併をめぐる問題

こうした機構の現実の一断面として、玉島市に合併するか倉敷市に合併するかで長く分裂を続けている合併問題を取り上げてみよう。

#### (1) 町民の無関心

まず注目されるのは、町民は合併運動に無関心になっていないということ、更に合併の必要性を尋ねた我々の調査では、第 表の如く合併の必要なしというものがかなりの比率を占めているということである。一般町民は予想以上<sup>③</sup>に平穏であり、無関心でさえある。

第126表. 合併の必要の有無

	あり	なし	OK	計
北谷	54%	33%	13%	100%
又甲	63	33	4	100
伊新田	66	17	17	100
平均	61	28	11	100

倉敷あるいは玉島がよいとする理由も切実なものも少なく、近いなどという地理的理由が反動的で、政治経済文化などが優れている点を指通しているものが多くわすかである。

このことは同じく合併の必要ありといふ或は玉島といふ、倉敷といつても、その中には主導者と支持者の質的にちがった二つのものがあることを暗示している。

主導者は「距離が近い」「交通の便利」「将来性がある」などの理由を使って

支持者を獲得する。しかし真にそれだけの理由ならばあのような激しい抗争を続けるわけはない。

我々の調査によると、合併問題がこのようなことになったのは、「一部に無理押しするものがあった。」と答えているものが25%に達し最も大きな理由になっている。そのうちでも又串では30%もあるということは、無理押しした主導者の所在地をほのめかしている。

## (2) 合併の主導者

又串の小企業者は云っている。「こんな小さな所では何もできない。」「水島の発展性は大きい。」「倉敷では業界のつながりが深い。」「町民にはあまり関係ないだろうが私など入りにたちまち関係する。」

こうして倉敷合併の問題が、稲穂のイニシアティブをとる又串から起きた。町会も圧倒的多数でこれを支持した。

こうした情勢に反旗をひるがえしたのが中新田である。距離が近いという他に水田農業が主である、中新田にとっては水利の問題で玉島とは切っても切れぬ関係にある。「商工業者と農民の対立だ」という中新田の農民運動指導者の言葉は、東部と西部の対立というよりもはるかに本質をついている。

こうした対立を激化した契機としての買収合戦を遂してはならない。一般的に言って玉島側の買収は、東部の住民に対して行われ、又串の有力者を黙殺した。

このことは玉島と合併するのが妥当であると思っている又串の有力者を倉敷に押しやった。

④  
一方倉敷側の買収は有力者に集中し、彼らを満足させた。これは又串の玉島派が一般住民であり、中新田の倉敷派が何らかのつながりを持つ有力者であるという事実と表裏一体となっている。(第142表参照)

## (3) 国家権力の介入

ある日倉敷市の倉敷市政批判に活動している一人が、大井穂で演説会を開いた。この大井穂は地理的に中間に位置し、合併問題では中立地帯にするという協定が行われていた。これを憤った倉敷派は、弁士を無理矢理重に押し込んで倉敷派の牙城又串へ連れ帰った。警察はこれを不当留禁して起訴した。

この警察権力の介入に対する憤りは強く、町民は善良であるにも拘らず、対立に導いた張本人は警察である。という怒りは非常に根強いものがある。

## 4. その後の支配層

今日に至って稲穂の支配層は、町を分裂させたことについて 激しいコンプレッ

クスを持っている 彼らにとって合併問題は、ちょっとでもさねると疼きはじめる傷跡のようなものである。

我々の調査においても、一般町民はこの問題に比較的率直に答えてくれたのに対し、指導的立場にある人々は、玉簾派、倉敷派を問わず、我々の調査がこの問題に触れることを極端に警戒し、船穂は平和であることを強調し続けたのである。

- (1) 船穂の土木業者H氏は「岸は黒土も踏まないような大企業の種類には甘く我々零細企業を無視している」とその不満を述べている。
- (2) 軍人遺家族が、かつては戦場へ追いついた憎むべき支配階級に対して、今は遺族年金の増額を願って彼らに依存しようとしていることなどその一例と見ることもできる。
- (3) その理由は大別して二つある。① 合併しても利益なし、生活に関係なし、② 町が対立、分裂するのだからだ。
- (4) これは「町民には誠意がない」という形になって現われている。

#### 第5節 支配層を交えるもの。

#### —— 質問紙の分析 ——

ここでは、又串(川筋)、北谷、中新田(桜町)の各部落から半数近くを抽出した副次抽出法によって、他計算問紙をもつて調査した結果を整理してみようと思う。

#### 1. 国の政治と村の政治

国の政治に対する態度と村の政治に対する態度が分離していることは一般的な現象である。船穂の資料においても、

第128表 国政と町政への態度

		支持政党			計
		保守	革新	D.K	
町政に対して	満足	4%	12%	13%	10%
	やや満足	20	12	18	19
	やや不満	44	51	20	31
	不満	14	25	9	12
	D. K	18	0	40	28
	計	100	100	100	

第127表 調査対象

部落	全戸数	調査戸数	抽出率
又串(川筋)	58	27	47
北谷	63	30	48
中新田(桜町)	54	24	44
計	175	81	46

第1表だけからしても相関に係の低い2とわかるが、この政治意識の分岐化傾向は保守的意識を持つものに一層強い。そのことが第1表にあらわれているのは興味深い。

第2表は国の政治への関心と、村の政治への関心がいかにか一致しないものであるかを更にはっきりと示している。新聞の政治記事

は毎日読むが、部落や村の会合には全然出ないというのが特に注目される。このうちにはいわゆるホワイトカラーが大きな部分を占めていることは別の項目でふれている。

② 第129表 新聞記事と会合への出席

保守党を支持するものも、革新党を支持するもの、イデオロギーや社会体制を考えているのではなくて、関係者の素行であるとかいわゆる人気であるとかの現象

		部落や町の会合への出席					計
		いつも する	時々 する	めったに しない	全然 しない	DK	
政治 記事	毎日読む	56%	42%	38%	42%	37%	46%
	時々読む	28	16	33	5	25	21
	めったに 読まぬ	5	10	5	16	13	9
	全然読まぬ	5	16	14	26	13	14
	D. K.	6	16	10	11	12	10
計		100	100	100	100	100	100

面だけ見ていたり「良いはずである」「悪いはずである」という、フレーム・オブ・レファレンスがあったりするにすぎないのである。

2 地域 の 特 性

三つの部落のうちの特異性としては北谷と又串に注目したい。

(1) 北谷の自閉性

第 表は北谷の政治的無関心を示している。第 表は北谷の非政治性を示している。しかし部落や村の会合への出席では、殆んど差が見られない。

第130表 政事記事

		北谷	又串	中新田
政治 記事	毎日読む	36%	52%	54%
	時々読む	27	22	13
	めったに よまぬ	7	15	4
	全然 よまぬ	23	7	8
	D. K.	7	4	21
計		100	100	100

次に自分はどのように考えているか、第 表では他の地域にくらべて今の仕事に対する不満が多いということが云える。また船穂町でどの層に入るとするかという質問には、上層答えたものが又串にも中新田にもあるのに対して、北谷

第131表 支持政党の有無

		北谷	又串	中新田
支持 政党	あり	33%	48%	54%
	なし	67	52%	46
計		100	100	100

にはない。

これを要するに北谷は、自分ばかり見つけて内にごもり、人に知られたくないという傾向があると云えないであろうか。

第132表 自分の収入

		北谷	又串	甲新田
今の仕事に対して、	満足	7%	15%	21%
	やや満足	44	62	50
	やや不満	23	19	21
	不満	3	0	0
	D.K.	23	4	8
計		100	100	100

3. 合併を望むもの

主筆者と支持者という簡易相違を無視すると、合併を望む層はどういう人々であるか。我々のクロス集計で合併の必要に因する回答と何らかの関連を見出し得たのは、職業との組み合わせのみであった。その結果は第 表である。

いわゆるホワイトカラーと管理職(雇主)が奇しくも一致して合併を望んでいるという事実は、我々の問題意識をばげしくゆさぶった。この両者に共通するものはアーバニズム、

第 表 職業別合併の必要性

		あり	なし	D.K.	計
ホワイトカラー		100%	0%	0%	100%
ブルーカラー		54	38	8	100
農	米麦中心	67	33	0	100
	栗樹中心	54	46	0	100
	米藪中心	100	0	0	100
商業		44	33	23	100
工業		47	40	13	100
(内花産)		(44)	(56)	(0)	(100)
管理職(雇主)		100	0	0	100

次に我々は、栗樹中心農家と花匠生産者がそれほど合併を望んでいない事実に注目したい。これは「栗樹は玉畠、浅口に関係が深い」「花産は倉敷、西阿知に関係が深い」という説は、それぞれの主導者のことばであっても、住民自身の声ではないことを示している。

2. 又串の優位性

又串は船穂における新興地域である。そして又串次船穂で優位に立ち、船穂のイニシアティブをとっていることは疑い得ない事実である。第 表はその一つの表われである。

第133表 町政への態度

	町政に対して		
	満足 やや満足	不満 やや不満	D.K.
又串	41%	30%	29%
甲新田	21	52	17
北谷	23	40	37
計	100	100	100

（urbanism）ではないのだろうかという仮説がそれである。彼らの要求水準はもはや林の中では満たされないのではないだろうか。なお、米藪中心農家が100%合併を望んでいるのは、その理由としてすべて水利問題を指摘しているように、アーバニズムではないようである。

4. 無視してよい移動のフアクター

右から住んでいるものと最近移住して来たものとの間に何かギャップがあるかも知れないという我々の仮説は見事裏切られた。第135表でもわかるように外乗者が会合をボイコットするようなことも重られず、またそうした差別もないことは、町政に対しては右からのもの方が批判的なことでもわかる。

これは船穂のような都市周辺の平地農村では既に「よそ者」の観念はなくなっていることを示している。

5. ホワイトカラーの特質

第 表のように見事に会合をボイコットする彼らにも、町政に対して云いたいことは決山持っている。「巨視的に政策を立てよ」「人事を刷新せよ」「選挙における部落推薦制を廃止せよ」といっようなのは彼らである。

第136表 ホワイトカラーの出席状況

		ホワイトカラー	農 業	そ の 他
会 合 へ の 出 席	いつも で る	8 <sup>90%</sup>	5 <sup>5%</sup>	3 <sup>3%</sup>
	時々 で る	8	13	25
	めったに で ない	15	5	17
	全 然 で ない	69	20	19
	D. K.	0	7	6
計		100	100	100

ている現われではないであろうか？

6. 階級意識

自分の位置及び階級をどう考えるかと去う我々の質問に対する結果は、第138表、139表の如くである。

資本家階級と自称する人々は、革新的ではないが、政治に対しては「注文」を持っており、むしろ「中間」といわざるを得ない人々の方が保守的であるという

第135表 移動せ村の会合への出席

	部落せ村の会合への出席					計
	いつも で る	時々 で る	め っ た に で ない	全 然 で ない	D. K.	
大正以前	41 <sup>90%</sup>	15 <sup>9%</sup>	13 <sup>9%</sup>	25 <sup>9%</sup>	5 <sup>9%</sup>	100 <sup>9%</sup>
戦前	50	28	0	17	5	100
戦後	51	14	14	21	0	100
不明	17	39	22	22	0	100

第137表 ホワイトカラーの自分の職業に対する態度

しかし彼らは、第 表でわかるように自分の仕事には大いに満足している。こうして彼らは孤高の生活をまもろうとする。だが全員が合併を望んでいることは、やはり何か新しい変化と打開を求め

		ホワイト カ ラ ー	農 業	そ の 他
今 の 仕 事 に 対 し て	満 足	42 <sup>9%</sup>	7 <sup>9%</sup>	15 <sup>9%</sup>
	不 満 足	29	64	47
	不 満	0	13	30
	不 満	0	3	0
	D. K.	29	13	9
計		100	100	100

のが我々の当初の仮説であった。第

第138表 階級意識

労働者階級	47%
農民階級	2
中間階級	10
資本家階級	2
地主階級	1
D. K.	36
計	100

第139表 階層意識

上層	5%
中層の上	7
中層の中	28
中層の下	14
下層	42
D. K.	4
計	100

表のデータはこれを一部実証し一部裏切った。

しかし実数が少ないのであまり論を進めるのはひかえたい。

第140表 階級意識と町政への態度

	支持政党			計
	保守	革新	D. K.	
労働者	33%	15%	52%	100
農民	100			100
中間	63	0	37	100
資本家	50		50	100
地主			100	100
D. K.	24	7	69	100

第141表 階級意識と町政への態度

	町政に対して					計
	満足	やや満足	やや不満足	不満足	D. K.	
労働者	10%	26%	41%	8%	15%	100%
農民			50		50	100
中間	18	24	50	18	0	100
資本家			50	50		100
地主					100	100
D. K.	10	10	10	17	53	100

7 町政への希望と批判。

最後に町政に対する希望や批判をまとめてみよう。

最も大きな要望は、交通の整備である。教育文化施設、厚生施設の振  
 充め強い。それから合併にからむ対立や分裂を嘆くものも多かった。

もっと町民の声を聞けというのめかなりあるが、議員を批判したものは割合少なかった。

注。(1) 中村菊男。

(2) 5、ホワイトカラーの特権、参照。

(3) 個人的な問題で相談に行くことは、むしろ多い。

(4) 第4節権力支配のメカニズム 2、合併をめぐる問題 (1) 町民の無関

心参照

ゆ) その理由としては多くは「興味がない」と答えている。

第142表 合併元(第126表  
の「あり」と答えたもののみ)

	又串	中瀬町	北谷
倉敷	76 <sup>m</sup>	6 <sup>n</sup>	25 <sup>o</sup>
玉島	12	83	59
D.K.	12	11	18
計	100	100	100

〔附〕

## I. 町内主要事項年表

年	代	記	事
1868	明治元		松平丹波守の所領となる
1871	4 11		添港置界の結果添港集に属する
1872	5 6		小田集に属する
1875	8 5		上舟尾と下舟尾と合併船穂となる
〃	〃 12		岡山集管轄となる
1887	22		柳井原町、小江村、船穂村と合併して船穂村となる(町制期の施行による)
〃	〃 8		初代村長吉田清次郎氏就任
1892	25 4		柳井原小学校船穂小学校の併設となる
1893	26 8		二代村長高見清一郎氏就任
〃	〃 9		高梁川決壊し水害を被る
1898	31 1		三代村長中原有昇氏就任
1901	34 9		四代村長小野孝平氏就任
1903	36 3		伝染病隔離病舎新築
〃	36 9		船穂小学校校舎新築
1905	38 10		五代村長小山四郎氏就任
1909	42 10		六代村長中原善一郎氏就任
1910	43 6		七代村長花田海次郎氏就任
1912	元		小学校校舎新築
1917	6 10		電灯施設完了
1919	8 9		小学校講堂新築
〃	〃 10		船穂郵便局開局
1922	11 12		柳井原貯水池工事起工
1924	13 3		八代村長中原改番氏就任
1925	14 3		柳井原貯水池竣工
1928	3 1		船穂電話開通
〃	〃 12		九代村長中桐喜八氏就任
1933	8		船穂橋架設完了
〃	〃 3		船穂村役場新築
1934	9 3		船穂村公益質舗新築
1936	11 5		小学校校舎新築
1937	12 5		十代村長小山頼一郎氏就任
1939	14		村長室新築
〃	〃 4		船穂橋竣工渡橋式挙行
1940	15 2		町制施行
〃	〃 8		二代町長小野竹三郎氏就任
1941	16 3		三代町長佐野辰一郎氏就任
1945	20 12		青年学校新築
1946	21 1		四代町長萩原興蔵氏就任
1948	23 3		たから保育園創立
1949	24 4		柳井原余教場独立して柳井原小学校となる
〃	24 9		公立船穂幼稚園創立
〃	〃 11		私立船穂保育園創立
1955	30 4		五代町長中桐貞一氏就任
1957	32 11		六代町長吉田宗一氏就任

# II. 調査票原票

岡山大学教育学部社会科学研究室  
地域研究調査団

調査番号  

## 調 査 票

完了	中止	不能	不能の理由	調査日時	調査者氏名	調査区
		事故 拒否		日 年 月 時 分 秒		

### A. 基礎的事実について

#### I. 本人と家族の概要

世帯主	男	女	世帯主以外	男	女	世帯主以外	男	女	世帯主以外
家族計	人	人	人	人	人	人	人	人	人

#### II. 職 業

##### 1. 職業のとき

	水	炭	い草	果樹	家畜	機械具	農業	その他
本人	人	人	人	人	人	人	人	人
家族	人	人	人	人	人	人	人	人

##### 2. 商・工・白官・勤務・その他( )のとき

	自・勤の別	職 種	勤の元の職	就業地	担当又は 在籍門番	従員数	勤務年数	前の職種
本人								
家族								

#### III. 役 職

	役 名	期 間	前 役 名
本人			
家族			

#### IV. 移 動

1. a. あなたのお家がこの N. K. M. ( ) に来て住むようになったのはいつですか。 昔・明治・大正・戦前・戦後
- b. そしてあなたが世帯主のときですか 祖父以前・祖父・父・本人
2. a. あなた御自身はどこでお生れになりましたか 現住地・他所
- b. ここに住まれるようになって何年になりますか 年

#### B. 具体的な行動について

- V. 1. あなたはどのような新聞をとっておられますか 新聞
2. あなたは、社説や第一の記事を読まれますか 毎日よむ 時々よむ めったによまない 全然よまない
3. あなたは、どのような雑誌をとっておられますか

- VI 1. i) あなたは、人から (a) 身の上や、(b) 経済のことで相談をうけることがありますか (a) たがたびある 時々ある、めったにない、全然ない  
(b) たがたびある 時々ある めったにない、全然ない
- ii) その人との御関係は (a) 親せき 友人 隣人 同職の人 小作人 その他  
(b) 親せき 友人 隣人 同職の人 小作人 その他

2. i) あなたが、(a) 身の上や、(b) 経済の問題で相談する人がいますか。

(a) 有 無 (b) 有 無

ii) その人との御関係は

(a) 親せき、友人、隣人、同僚の人、地主、その他( )  
 (b) 親せき、友人、隣人、同僚の人、地主、その他( )

3. 政治家や有力者とのおつきあひがありますか

有 無 その人はどんな役の人ですか

もし差しつかえなければその人の名をあげて下さい

VII 1. あなたは部落や町での会合に出席することがありますか

i) 部落内での会合(例 部落青年会)

毎度出る 時々出る めったに出ない 全然出ない

ii) 部落外での大きな会合(例 区民大会 町民大会)

毎度出る 時々出る めったに出ない 全然出ない

iii) お出でにならないのは何故ですか

仕事が多いから、興味が無いから、出ても自分の意見が通らないから、  
 ボスの勢力が強いから、その他( )

2. あなたが今までに出席された会合の様子についてお尋ねします。

i) あなたの意見が希望通りいれられたことがありますか。 有 無

ii) それはどのような問題についての会合ですか

部落 →

全体 →

iii) あなたは、今でも正しいと思う意見が入れられなかったことがありますか。

有 無

iv) それはどのような問題についての会合ですか

部落 →

全体 →

VIII 1. 今までに寄附を求められたことがありますか 有 無

2. 特に大きなものとしては何ですか

3. あなたはそれに応じましたか

4. その種々の定期的な(例 祭礼等)寄附に応じますか

いつでも応じる 時々応じる 応じない

C. 予測的行動について

Ⅹ 居住地

1. あなたはこの土地にいつまでも住みたいとお考えですか

永住するつもり 永住したいが住みにくい事情がある 移住したいが事情が許さない  
 近く他に移住するつもり 未定

2. この土地を離れたいのはどのような事情からですか

仕事の都合で 就職又は転職のため 生活のため 土地の人との折合のため  
 その他( )

Ⅺ 仕事・教育

1. あなたは今の仕事に満足しておられますか

	非常に満足	まあまあ満足	どちらかといえば満足	非常に不満
収入				
仕事の興味				
仕事の安定性				
人との折合				
全体として				

2. あなたのお手さんをどのように教育されるおつもりですか

長男	中学まで	高校(特・職)	短大	大学	本人まかせ	未定
次男以下						
女						

3. あなたは御長男にあなたのお仕事をつがせようとお考えですか

つがせるつもり つがせない 本人まかせ 未定

XI 1. 労働者階級とか、資本家階級とか、〇〇階級とかいいますが、あなたはどの階級に入るとお考えですか

階級 わからない

2. i) 船穂町で上層、中層、下層に分けると次の条件のうちでどれが大切だと思いますか(3番目まで順位をつける)

職業内容 財産 家柄 学歴 収入 その他( )

ii) ところであなたはそれのうちのどの層に入るとお考えですか

上 中 下  
↓  
上・中・下

D. 意見、態度について

XII 1. 現在の船穂町の団体活動についての御意見を伺います

i) 青年団、婦人会活動の状況について(該当事項に〇印)

	有効に活動している	どちらかといえばよくやれている	余り活動していない	何もしていない	わからない
青年団					
婦人会					

ii) 青年団、婦人会活動の将来への期待について

	もっと仕事をしてほしい	今のままでよい	なくともよい	わからない
青年団				
婦人会				

その内容は

青年団  
婦人会

2. i) あなたは、今の船穂町の町政についてどう思われますか

大いに満足、どちらかといえば満足、どちらかといえば不満、大いに不満、わからない

ii) どのような点で、満足、不満ですか

3. 次に政党のこのことについてお伺いしますが、あなたは時に支持される故実がありますか。

有 無 あるとすれば、それは何党ですか

XIII 1. 次に町村合併のことについてお伺いします

i) 船穂町は、どこかと合併する必要がありますか

必要あり、必要なし、わからない

ii) 具体的にどこと合併するのがよいと思えますか

玉島、倉敷、その他( )、わからない

iii) それは何故ですか

賛成の場合  
反対の場合

iv) 合併するにせよ、しないにせよ、今後の町の行き方に対して何か注文がありますか

有 無 わからない あれば →

v) 合併後、高校の学区の分けかたはどうしたらよいと思えますか

一つに統合するのがよい、統合しないまでも再編成の必要がある、どちらでもよい、わからない

vi) 合併後、特に市会議員の選挙区分け方は、どうしたらよいと思えますか。

全市一選挙区でよい、旧船穂町だけ、別がよい、どちらでもよい、わからない

2. 船穂町の合併問題が、今のような状態になったのは、何故だと思えますか。

- i) 上からの勧告の仕方に関係があった、一時の合併熱に落された感がある。  
町の内部に意見の対立が起った、町内の一部に無理押しをする人々があった。  
その他( ) (わからない)
- ii) それは具体的にどうということだと思えますか

### Ⅲ. 調査票の集計

質問紙による面接調査を行った部落と調査実施世帯数などは次の表のとおりである。他に職業・役職・年齢・性別などを考慮して特定人を選び同じ質問紙による面接調査を併行的に実施した。

次に質問紙の各項目について、部落別に行った単純集計の結果を示す。

部落名	世帯数 (1)	抽出世帯 (2)	調査不能世帯 (3)	調査可能世帯 実数 (4)	調査可能世帯 (4/1)×100
又 串 (川 筋)	58	29	2	37	47 <sup>90</sup>
北 谷 (上)	63	32	2	30	48
中新町 (村町)	54	27	3	24	44
計	175	88	7	81	46
特定人		20	2	18	90

#### A. 基礎的事項

#### Ⅱ. 職 業

		又串	中新町	北谷	計			又串	中新町	北谷	計
自 管	農(米麦中心)	1	5	4	10	勤 務	工業(花菱外)	-	-	2	2
	(米圃中心)	-	6	1	7		管理職	3	1	-	4
	(果樹中心)	2	-	9	11		事務職	1	5	3	9
	(蔬菜その他)	-	-	1	1		工無職	6	3	2	11
	商 業	4	2	5	11		無 職	2	1	2	5
	工業(花菱)	8	1	1	10		計	27	24	30	81

#### Ⅳ 移 動

#### 1. 来住の時期

		又串	中新町	北谷	計			又串	中新町	北谷	計
問 大	昔	12	12	16	40	戦 戦 不	中後明	5	2	2	9
	治正	4	6	3	13		後明	-	1	6	7
	正	-	1	2	3		明	6	2	1	9

2. 出生地

		又串	中新田	北谷	計			又串	中新田	北谷	計
現住地外	町	19 5	20 4	23 7	62 16	不	明	3	—	—	3

B 具体的な行動

▽ 1. 読んでいる新聞

		又串	中新田	北谷	計	挿入			又串	中新田	北谷	計	特定人
中央普通紙	朝日	4	6	5	15	6	地方紙	鐵道	15	9	21	45	13
	毎日	9	6	2	17	5		山陽	6	3	2	11	1
中央経済紙	日本経済	1			1		夕刊	1	1		2		
	産経	2	2		4	2	山陽	1			1	1	1
	朝日	2	3	1	6	4	五島	1	1		2	1	1

2. あなたは社説や第1面記事を読みますか

		又串	中新田	北谷	計	挿入			又串	中新田	北谷	計	特定人
毎日よむ		14	14	11	39	10	全然よまない	2	2	7	11	0	
時々よむ		6	4	8	18	7	無	0	3	2	5	0	
めったに読まない		5	1	2	8	1	計	27	29	30		18	

3. 雑誌

		又串	中新田	北谷	計	挿入			又串	中新田	北谷	計	特定人
総合雑誌		2	1		3	2	婦人雑誌	6	1	3	10	6	
専門雑誌			3		3	3		3	3	4	10	1	
農業技術雑誌				6	6	1		1	3	1	5	3	
娯楽雑誌		2	3		5	1	その他	1	1		1	1	

▽ 相談

1. 相談をうけること

		又串	中新田	北谷	計			又串	中新田	北谷	計	
人からうける相談	身の上	たひたひある	5	3	6	14	関係	親せき	4	4	9	17
		時々ある	4	8	8	20		友人	3	2	5	10
		めったにない	4	5	9	18		隣人	2	1	7	10
	経済	全然ない	6	7	7	20		同職の人	3	6	3	12
		たひたひある	4	1	3	8		親友	2	4	7	13
		時々ある	1	3	7	11		友人	1	1	5	7
経済	めったにない	7	7	9	23	同職の人	3	—	4	7		
	全然ない	6	7	8	21	同職の人	2	3	7	12		

3. 政治家や有力者とのつきあい

	又串	中野田	北谷	計		又串	中野田	北谷	計
有	5	8	7	20	無 答		1		1
無	12	13	21	46					

Ⅶ 会合について

1. 会合への出席

		又串	中野田	北谷	計	特定人			又串	中野田	北谷	計	特定人
部 落 内	毎度出る	14	10	16	40	12	部 落 外	毎度出る	9	8	9	26	11
	時々出る	9	7	2	18	2		時々出る	6	2	7	15	2
	のたふし ない	1	3	6	10	3		のたふし ない	4	4	3	11	1
	全然出ない	2	4	6	12	1		全然出ない	5	8	10	23	3

(出ない理由)

	又串	中野田	北谷	計	特定人		又串	中野田	北谷	計	特定人
仕事が忙しいから	4	4	4	12	1	不 あ り の 他	0	0	0	0	1
興味がないから	2	5	4	11	1		6	5	4	15	1
出ても自分の意見 が通らないから	0	0	1	1	0						

2. 会合の様子

i) 意見が希望通りいれられたか

	又串	中野田	北谷	計	特定人
有	9	10	8	27	15
無	8	3	16	27	1

ii) それはどういう問題の会合か

		又串	中野田	北谷	計	特定人			又串	中野田	北谷	計	特定人
部 落	町村合併	2			2		全 体	新玉運動					1
	道路問題	2	3		5	2		学区制					1
	部落問題		2		2	2		町村合併			4	4	3
	農業関係		3	2	5			農業関係		1		1	1
	議の開催	2			2			土木問題		1		1	1
	消府寄付			1	1			町民大会	1			1	
	公団移転			1	1			町会問題					1
	婦人会			1	1			土地問題	1	1		2	
青年団					1								

iii) 今でも正しいと思う意見が入れられなかったこと

	又串	中野田	北谷	計	特定人		又串	中野田	北谷	計	特定人
有	9	4	3	16	7	無 答	10	12	12	34	4
無	9	7	15	31	7						

IV) そればどういふ問題の会合か

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人	
合併問題			2	2	4	運 挙 共 同 労 働 無 答					1	
産業問題		1		1	1			1			1	
道路問題		1		1			18	19	27	64	10	
寺社の奇附		1		1								

VIII. 奇 附

1. 奇附を求められたこと

	又串	中新田	北田	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
有	25	16	21	62	18	無 答	1	1	3	5	0
無	2	6	6	14	0						

2. 特に大きなもの

	又串	中新田	北田	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
神 社	11	8	16	35	9	道 路 沿 線 ( 登 答 ) 無 答	4	0	0	4	1
消防自動車	5	0	5	10	4		3	0	0	3	2
学校関係	2	5	3	10	1		7	10	9	26	4

3. 応じたか

	又串	中新田	北田	計	特定人		又串	中新田	北田	計	特定人
はい	24	11	22	57	16	無 答	4	8	8	20	2
いいえ	0	0	0	0	0						

4. 定例的奇附に応じるか(衆議)

	又串	中新田	北田	計	特定人		又串	中新田	北田	計	特定人
いつでも応じる	25	20	24	69	17	応 じ な い 無 答	0	0	0		
時々応じる	2	2	1	5			1	0	5	6	1

C. 予 測 的 行 為  
区 居 住 地

1. いつまでもここに住みたいか 2. 又なぜか

	又串	中新田	北田	計	特定人		又串	中新田	北田	計	特定人
永 住	17	21	27	65	17	未 定 生活のため 仕事のため 理由別になし					
永住したいが事情が許さない								1	1	2	
生活のため 仕事のため		2		2			1			1	1
永住したいが住みにくい事情											
生活のため 仕事のため			1	1					1	1	

区. 仕事・教育

1. 今の仕事に満足しているか

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
収入 — 興味 — 安定性	非常に満足	1	1		2	2	折 合 全 体	非常に不満	1	4	2	7	1
	まあ満足	12	12	16	40	11		非常に満足	11	8	4	23	5
	どちらかとい えば満足	8	4	4	16	2		まあ満足	13	12	20	45	8
	非常に不満	5	4	5	14			どちらかとい うと満足	2	1		3	2
	非常に満足	7	8	7	22	6		非常に不満					
	まあ満足	13	11	10	34	7		非常に満足	4	5	2	11	5
	どちらかとい えば満足	4	3	4	11	2		まあ満足	17	12	14	43	8
	非常に不満	1	1	1	3			どちらかとい えば満足	5	5	7	17	2
	非常に満足	3	5	1	9	5		非常に不満				1	1
	まあ満足	16	7	17	42	8		無 答	1	2	5	8	3
	どちらかとい えば不満	6	4	5	15	1							

2. 子供の教育はどのように

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
長男 — 次男以下	中学校	1		2	3		女 子	高校以上	5	1	3	9	3
	高等学校	4	1	6	11	6		未 定	2	1		3	
	大学へ進学	2	5	1	8	3		中学校	1	1		2	
	大学へ進学	8			8	1		中新田大	10	5	11	26	10
	高校へ進学	1	1		2			短大	1	2		3	1
	中高校大	3	2	2	7	1		高校以上	6	2	2	8	3
	大学	1	2	1	4	5		未 定	1			1	1
無 答						無 答	6	11	12	29	2		

3. 長男に仕事をうけさせるか

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
うけさせるつもり		6	10	9	25	6	未 定	2	4		6	2	
うけさせない		3	2	3	8		無 答	6	4	13	23	5	
本人まかせ		10	4	5	19	5							

XI 階級所属の自己評価

1. 所属階級

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
労働者		12	12	17	41	11	その他	2	1	1	4	1	
中産階級		1	4		5		わからない	8	4	11	23	3	
資本家		1		1	2	2	無 答	3	3		6	1	

2  
i) 層の上中下をよめる条件の順位

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人	
第一位	職業内容	4	2	2	8	2	収入	3	1	3	7	2
	財産	6	7	4	19	5	その他	1	1	1	2	1
	家柄	2	3	3	8		職業内容	2	5	4	11	3
	学歴	1	3	6	10	2	家柄	5	2	6	8	3
	収入	7	2	5	16	2	学歴	5	5	3	11	1
第二位	その他	1	2	3	6	1	収入	5	1	3	9	1
	職業内容	3	3	4	7	2	その他	4	3	3	10	4
	財産	7	5	7	19	3					0	2
第三位	家柄	1	1	2	4	2						
	学歴	4	6	2	12	3	無答	4	3	4	15	4

ii) 所属階層

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
上	2	2		4	1	中下	3	2	6	11	2
中上	2	2	2	6	5	中下	12	11	11	34	1
中	8	6	9	23	12	無答		1	2	3	2

D. 意見 態度

XI 1. 団体活動への意見

i) 青年団、婦人会

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
(青年団)						(婦人会)					
活動している	6	3	1	10	2	活動している	8	2	6	16	3
どちらのといえは よくやっている	6	7	13	26	6	どちらのといえは よくやっている	6	8	6	20	4
あまり活動してい ない	8	8	9	27	8	あまり活動してい ない	5	7	9	21	9
何もしていない わからない	1	2	2	5		何もしていない わからない	2	4	2	8	
	6	4	4	14	1		6	3	6	15	1
						無答				1	1

ii) 青年団、婦人会活動の将来への期待

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
(青年団)						(婦人会)					
もっと仕事をしてほ しい	14	11	9	34	12	もっと仕事をしてほ しい	8	14	4	26	9
今のままでよい	3	9	6	18	3	今のままでよい	7	9	11	27	6
なくてもよい	2	1	4	7		なくてもよい	2	4	4	10	
わからない	7	2	8	17	2	わからない	6	2	7	15	2
						無答	2		3	5	

2. 輪穂町の町政について

i) 満足の程度

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
大いに満足	2	3	5	10	1	大いに不満	2	2	3	7	5
どちらかといえは満足	9	5	5	19	1	わからない	11	4	11	26	2
不満足	4	10	6	20	9	無 答	28	24	30	82	18

ii) どのような点で満足・不満足か

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
(満足)						(不満)					
議員がよい	1	1	1	3		議員に対する不満	3	5	2	10	3
町全体が平和	2		2	4		町政全般に対する不満	3	3	5	11	3
町政がよい	1		2	3		産業改善		5	3	8	
町長が熱心		2		2		町政の発展を期している		1	1	2	7
町政が豊か					1	町民の態度					1
合併機が確		1		1		町政がよくない	2	1		3	
子育てがよい		1		1		いくらいってもきりがない	1		1	2	
						無 答	15	4	13	32	3

3. 支持する政党があるか

それは何党か

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
有	13	14	10	37	11	保守	12	7	9	28	7
無	15	10	20	45	7	革新	1	7	1	9	4

Ⅱ 町村合併

i) 合併する必要があるか

ii) 具体的にはどこか

	又串	中新田	北谷	計	特定人		又串	中新田	北谷	計	特定人
必要あり	17	16	16	49	14	玉 島	2	15	12	29	6
なし	9	4	10	23	1	合 敷	13	1	5	19	8
わからない	2	2	4	8	3	その他					
						わからない	2	4	4	10	2

iii) 何故か

	又 串	中新田	北 谷	計	特定人	
賛 成	未来の輪穂町の発展を考慮する	10	2	4	16	8
	地理的条件, 水利関係	6	13	4	23	6
	町側に対する反感	1		1	2	
	別に理由なし	2	1	6	9	2
反	3	3	5	11		
					計	

IV) 町の行き方への注文

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
有	交通事情		9	5	14	1	償取地方法		1	1	2		
	合併促進			3	3	5	住宅の移住			1	1		
	教育文化の発展		2	3	5	1	合併促進			1	1		
	厚生施設	1	3		4	1	減税	1			1	1	
	町内の用道	3	1	1	5	3	不明	1			1		
	町内の声かけ	1	1	1	3	2	無	9	3	10	22		
	町題水		2		2		わからない	11	5	7	23	6	

V) 合併後の高校学区の分け方

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
一つに統合 再編成 どちらでもよい		11	10	7	28	5	わからない	13	7	9	29	3	
		1	2		3	4	従来どおり		2	3	5		
		2	3	9	14	4	廃止			2	2	1	

VI) 市会議員の選挙区の分け方

		又串	中新田	北谷	計	特定人			又串	中新田	北谷	計	特定人
全 市 旧船穂町だけ		4	3	2	9	5	どちらでもよい	2	4	4	10		
		16	15	14	45	10	わからない	5	2	10	17	2	

2

i) 合併問題が今の状態になったのはなぜか

		又串	中新田	北谷	計	特定人
上からの勧告の仕方の問題		1	5	3	9	1
一時の合併熱		3	1	1	5	2
町内部の意見の対立		9	8	6	23	2
町内議の無理押し		6	10	6	22	5
そ	議長が税取りをしなかった		1			}
	各自の家の便利ばかり考える	1	1			
の	五島の船穂に対する不誠実	3				}
	地域的なものより	1		1	11	
他	研究が不十分であり感情にはしる			2		}
	議員が買収された			1		
わからない		1		5	6	
無 答		5	3	5	13	4